

南海トラフ巨大地震対策に関する実態調査  
—津波から人命を守る対策を中心として—

結果報告書

平成 27 年 11 月

四 国 行 政 評 価 支 局

徳島行政評価事務所

愛媛行政評価事務所

高知行政評価事務所

## 目 次

第1	実態調査の目的等	1
第2	南海トラフ巨大地震対策の概要	3
第3	調査結果	5
1	緊急に住民等に伝えるべき情報の受信・伝達体制の充実	5
2	津波からの避難行動を支援するための対策の充実	14
(1)	津波避難計画の内容の整備	14
(2)	緊急避難場所の的確な指定等	16
(3)	緊急避難場所への円滑な誘導・案内	27
(4)	住民等の津波に対する危機意識を高めるための情報提供	37
(5)	津波避難訓練の充実	42
(6)	集客施設における観光客等の避難誘導體制の整備	45
(7)	避難行動要支援者への避難支援対策の推進	47
3	四国における津波避難対策の体系的な実施	51

# 目 次

## 第 2 南海トラフ巨大地震対策の概要

図表①	南海トラフ地震における震度の最大値の分布図	53
図表②	南海トラフ地震における液状化可能性分布図	53
図表③	南海トラフ地震における市町村別最大津波高さ（最大値）	54
図表④	南海トラフ地震における市町村別最短津波到達時間（津波高+1m）	55
図表⑤	四国4県における南海トラフ巨大地震の被害想定（最大ケース）	56
図表⑥	要因別の想定死者数及び防災対策による被害軽減効果	56
図表⑦	南海トラフ巨大地震対策の実施の経過	57
図表⑧	南海トラフ地震防災対策推進地域の指定	58
図表⑨	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定	58
図表⑩	南海トラフ地震対策の全体イメージ	59
図表⑪	南海トラフ巨大地震の被害想定と東日本大震災の被害との比較	60
図表⑫	当局の調査項目に関連する東日本大震災の教訓等（主なもの）	60

## 第 3 調査結果

### 項目 1

図表 1-①	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)〈抜粋〉	61
図表 1-②	防災基本計画(平成27年7月7日最終改正)〈抜粋〉	66
図表 1-③	南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日策定)〈抜粋〉	68
図表 1-④	四国地震防災基本戦略(平成26年3月28日改定。四国南海トラフ地震対策戦略会議) 〈抜粋〉	72
図表 1-⑤	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成26年9月内閣府(防災担当)) 〈抜粋〉	73
図表 1-⑥	調査対象20市町における津波に関する避難勧告・指示の発令基準の設定状況	75
図表 1-⑦	調査対象20市町における屋外放送の到達範囲及びその確認の状況	81
図表 1-⑧	道の駅における情報伝達体制	84
図表 1-⑨	鉄道の駅等における利用者への情報伝達体制	86
図表 1-⑩	四国地方整備局における道路情報表示板等の停電対策の実施状況	89
図表 1-⑪	調査対象20市町における緊急情報の受信・伝達設備の停電対策等の実施状況	90
図表 1-⑫	調査対象20市町における受信・伝達設備の停電時の作動の確認状況	97
図表 1-⑬	気象庁防災業務計画等の訓練に関する規定〈抜粋〉	100
図表 1-⑭	地方气象台における情報の受信・伝達訓練の実施状況	101
図表 1-⑮	調査対象20市町における情報の受信・伝達訓練の実施状況	102

### 項目 2

図表 2-(1)-①	南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日策定)〈抜粋〉	105
図表 2-(1)-②	津波避難対策推進マニュアル検討会報告書(平成25年3月)〈抜粋〉	105
図表 2-(1)-③	四国4県の市町村津波避難計画の策定に係る指針等の概要	106

図表 2-(1)-④	消防庁の津波避難計画策定指針において市町村津波避難計画に定める必要があるとされている事項の津波避難計画、市町地域防災計画、津波ハザードマップ等における規定の有無	110
図表 2-(1)-⑤	「避難対象地域」について、津波避難計画、市町村地域防災計画、津波ハザードマップ等に規定されていない理由	112
図表 2-(2)-①	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）〈抜粋〉	113
図表 2-(2)-②	災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）〈抜粋〉	113
図表 2-(2)-③	災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）〈抜粋〉	114
図表 2-(2)-④	津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月 津波避難ビル等に係るガイドライン検討会 内閣府政策統括官（防災担当））〈抜粋〉	115
図表 2-(2)-⑤	津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月 消防庁国民保護・防災部防災課）〈抜粋〉	116
図表 2-(2)-⑥	防災基本計画（平成 27 年 7 月 7 日中央防災会議決定）〈抜粋〉	117
図表 2-(2)-⑦	四国地方整備局防災業務計画（平成 15 年 6 月 20 日国四整訓第 9 号。平成 25 年 3 月 6 日国四整訓第 14 号最終改正）〈抜粋〉	117
図表 2-(2)-⑧	津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月 消防庁国民保護・防災部防災課）〈抜粋〉	117
図表 2-(2)-⑨	徳島県の「市町村津波避難計画の策定に関するガイドライン」（平成 25 年 3 月）〈抜粋〉	120
図表 2-(2)-⑩	香川県の「市町村津波避難計画策定マニュアル」（平成 18 年 3 月策定）〈抜粋〉	121
図表 2-(2)-⑪	愛媛県津波避難計画策定指針（平成 27 年 3 月策定）〈抜粋〉	122
図表 2-(2)-⑫	高知県津波避難計画策定指針（平成 25 年 12 月策定）〈抜粋〉	123
図表 2-(2)-⑬	学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）〈抜粋〉	124
図表 2-(2)-⑭	南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日中央防災会議決定）〈抜粋〉	125
図表 2-(2)-⑮	高知市津波避難ビルガイドライン（平成 22 年 3 月策定）〈抜粋〉	125
図表 2-(2)-⑯	高知市における津波避難ビルの指定要件	126
図表 2-(2)-⑰	調査対象 20 市町における津波発生時の指定緊急避難場所等の指定状況（平成 26 年度末現在）	127
図表 2-(2)-⑱	耐震性を有していない又は有しているか不明である施設の指定緊急避難場所（津波避難ビル）の指定状況	129
図表 2-(2)-⑲	津波により浸水するおそれのある高松市の津波避難ビルの指定状況	130
図表 2-(2)-⑳	高松市木太地区の津波浸水深	131
図表 2-(2)-㉑	高松市木太地区の浸水深 30cm 到達時間	132
図表 2-(2)-㉒	高松市木太地区のため池氾濫による浸水深	132
図表 2-(2)-㉓	坂出市の危機管理部局（危機管理室）及び教育委員会における緊急避難場所の設定方針	133
図表 2-(2)-㉔	津波浸水想定区域内に所在する坂出市の市立幼稚園における緊急避難場所の設定状況等	134
図表 2-(2)-㉕	南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日 中央防災会議）〈抜粋〉	

.....	134
図表 2-(2)-㉔ 地震発生時のため池決壊による指定緊急避難場所の浸水被害の検討状況等	135
図表 2-(2)-㉕ 地震によるため池決壊を考慮していない津波緊急避難場所の例 (坂出市:坂出商業高等学校)	136
図表 2-(2)-㉖ 最大クラスの津波による浸水深に対し緊急避難路の高さが不足している施設	137
図表 2-(2)-㉗ 調査対象 20 市町における避難可能距離の設定状況	138
図表 2-(2)-㉘ 四国 4 県の教育委員会の県立学校に対する津波発生時のスクールバス運行マニュアル の作成に係る指示の実施状況	140
図表 2-(2)-㉙ 調査対象 20 市町教育委員会の公立小中学校に対する津波発生時のスクールバス運行マ ニュアルの作成に係る指示の実施状況	141
図表 2-(2)-㉚ 四国 4 県の県立学校における津波発生時のスクールバス運行マニュアルの作成状況等 (平成 27 年 5 月 1 日現在)	142
図表 2-(2)-㉛ 調査対象 20 市町の公立学校 (小学校及び中学校) における津波発生時のスクールバス 運行マニュアルの作成状況等(平成 27 年 5 月 1 日現在)	143
図表 2-(2)-㉜ 国の了解が得られなかったこと等から津波避難ビルの指定に至っていない事例	145
図表 2-(2)-㉝ 津波避難ビルの指定に係る協定書の締結に時間を要している事例	146
図表 2-(2)-㉞ 津波避難ビルに指定されている国の行政機関の施設における夜間・休日の利用に関する 課題を克服する取組	147
図表 2-(2)-㉟ 経済財政運営と改革の基本方針 2014 ～デフレから好循環拡大へ～ (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) <抜粋>	148
図表 2-(3)-① 防災基本計画 (平成 27 年 7 月最終改正。中央防災会議決定) <抜粋>	149
図表 2-(3)-② 津波避難ビル等に係るガイドライン (平成 17 年 6 月 津波避難ビル等に係るガイドラ イン検討会) <抜粋>	149
図表 2-(3)-③ 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (平成 25 年 3 月) <抜粋>	150
図表 2-(3)-④ 四国地震防災基本戦略 (平成 26 年 3 月 28 日改定。四国南海トラフ地震対策戦略会議) <抜粋>	151
図表 2-(3)-⑤ 「災害対策基本法等 (地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項) の運 用について」 (府政防第 369 号、消防災第 126 号 平成 26 年 3 月 26 日付け 各都道府県 防災主管部長宛て消防庁国民保護・防災部防災課長通知) <抜粋>	151
図表 2-(3)-⑥ 津波避難ビル等に係るガイドライン (平成 17 年 6 月 津波避難ビル等に係るガイドラ イン検討会) <抜粋>	151
図表 2-(3)-⑦ 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) <抜粋>	152
図表 2-(3)-⑧ 四国旅客鉄道株式会社防災業務計画 (東南海・南海地震編) (平成 16 年 6 月策定) <抜粋>	152
図表 2-(3)-⑨ 津波警報等発表時の運転規則等に係る対処要領 (平成 17 年 9 月 20 日 JR 四国策定。平 成 26 年 12 月 1 日最終改正) <抜粋>	153
図表 2-(3)-⑩ 津波避難ビル等に係るガイドライン (平成 17 年 6 月。津波避難ビル等に係るガイドラ イン検討会 内閣府政策統括官 ( 防災担当)) <抜粋>	153
図表 2-(3)-⑪ 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (平成 25 年 3 月。消防庁国民保護・防災部 防災課) <抜粋>	153

図表 2-(3)-⑫	調査対象 20 市町における津波発生時の指定緊急避難場所等の標識の表示状況	154
図表 2-(3)-⑬	津波浸水想定区域内に所在する、津波発生時の指定緊急避難場所に指定されていない避難場所及び当該避難場所に最寄りの津波発生時の指定緊急避難場所に設置されている標識の表示内容等	155
図表 2-(3)-⑭	調査対象 20 市町における津波発生時の指定緊急避難場所等の標識、誘導表示の設置状況等	156
図表 2-(3)-⑮	調査対象 20 市町のうち、夜間・休日に施錠されている施設を津波避難ビルに指定している 13 市町において調査対象とした津波避難ビルの夜間・休日における解錠方法	158
図表 2-(3)-⑯	夜間・休日の解錠方法を定めていない指定緊急避難場所とその理由	159
図表 2-(3)-⑰	夜間・休日の避難方法を住民に周知していないことから利用が困難な津波避難ビルとその理由	159
図表 2-(3)-⑱	集客施設（JR 四国の駅以外）から指定緊急避難場所等への誘導表示の表示状況	160
図表 2-(3)-⑲	集客施設（JR 四国の駅以外）から指定緊急避難場所等への誘導表示が不適切な事例 ＜抜粋＞	162
図表 2-(3)-⑳	集客施設（JR 四国の駅）から指定緊急避難場所等への誘導表示の表示状況	164
図表 2-(3)-㉑	集客施設（JR 四国の駅）から指定緊急避難場所等への誘導表示が不適切な事例 ＜抜粋＞	166
図表 2-(3)-㉒	「高知空港津波避難計画」（平成 24 年 4 月 26 日制定。平成 27 年 5 月 15 日改訂）	170
図表 2-(3)-㉓	高知空港ターミナルビル内に設置されている避難スペース（屋上デッキ）への誘導表示	171
図表 2-(3)-㉔	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示の表示状況	172
図表 2-(3)-㉕	指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示が不適切な事例	173
図表 2-(3)-㉖	八幡浜市における津波避難場所の誘導表示	184
図表 2-(3)-㉗	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）＜抜粋＞	185
図表 2-(3)-㉘	避難路・避難経路の整備及び管理の実施状況	186
図表 2-(3)-㉙	避難路・避難経路の整備、管理等が不適切な事例	187
図表 2-(3)-㉚	避難場所案内図における避難場所の表示状況	194
図表 2-(3)-㉛	避難場所案内図における避難場所の表示内容等が不適切な事例	195
図表 2-(3)-㉜	高松市の津波避難ビルマップ（中部）	201
図表 2-(3)-㉝	高松市の津波避難ビルマップに記載されていない津波避難ビル	201
図表 2-(3)-㉞	郵便ポストに貼付された「津波発生時避難場所シール」の表示内容又は表示場所が不適切な事例	202
図表 2-(3)-㉟	郵便ポストに貼付された「津波発生時避難場所シール」の表示内容及び表示位置が不適切な事例	203
図表 2-(4)-①	「海拔表示の提供について」（平成 24 年 5 月 28 日付け国道企第 27 号道路局長通達）	207
図表 2-(4)-②	海拔表示シート設置方針（案）（平成 24 年 5 月 28 日制定 平成 26 年 2 月 20 日一部改訂） ＜抜粋＞	207
図表 2-(4)-③	海拔表示等の例	208
図表 2-(4)-④	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）＜抜粋＞	208

図表 2-(4)-⑤	四国 4 県における海拔表示の設置数の推移	209
図表 2-(4)-⑥	調査対象 20 市町における海拔表示の設置数の推移	210
図表 2-(4)-⑦	調査対象 20 市町におけるその他の海拔表示の設置状況	212
図表 2-(4)-⑧	調査対象 20 市に設置されている海拔知～るの不適切な表示の例	216
図表 2-(4)-⑨	調査対象 20 市に設置されている海拔表示シートの不適切な表示の例	220
図表 2-(4)-⑩	調査対象 20 市に設置されているその他の海拔表示の不適切な表示の例	222
図表 2-(4)-⑪	浸水想定区域を表示している例	222
図表 2-(4)-⑫	「30cm 津波到達時間」及び「最大浸水深」を表示している例	223
図表 2-(4)-⑬	浸水深 30cm 到達時間予測図（最大クラス）（高松市木太町周辺）	224
図表 2-(4)-⑭	香川県内の調査対象 5 市における浸水深 30 c m到達時間及びその浸水区域の周知状況	225
図表 2-(4)-⑮	浸水深 30cm 到達時間 10 分未満の市町村	225
図表 2-(5)-①	防災基本計画（平成 26 年 11 月 28 日中央防災会議）＜抜粋＞	226
図表 2-(5)-②	防災基本計画（平成 27 年 7 月中央防災会議）＜抜粋＞	226
図表 2-(5)-③	津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月。消防庁国民保護・防災部 防災課）＜抜粋＞	226
図表 2-(5)-④	四国地震防災基本戦略（平成 26 年 3 月 28 日改定。四国南海トラフ地震対策戦略会議） ＜抜粋＞	227
図表 2-(5)-⑤	国の行政機関における住民参加による津波避難訓練の実施状況	228
図表 2-(5)-⑥	香川河川国道事務所における津波避難訓練の概要	230
図表 2-(5)-⑦	四国財務局における津波避難訓練の概要	231
図表 2-(5)-⑧	県における津波避難訓練の実施状況	232
図表 2-(5)-⑨	市町における津波避難訓練の実施状況	233
図表 2-(5)-⑩	市地域防災計画等における夜間訓練の実施についての記載状況	234
図表 2-(6)-①	南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日。中央防災会議）＜抜粋＞	236
図表 2-(6)-②	四国地震防災基本戦略（平成 26 年 3 月 28 日改定。四国南海トラフ地震対策戦略会議） ＜抜粋＞	236
図表 2-(6)-③	集客施設等における観光客等の避難誘導體制の整備状況	237
図表 2-(7)-①	災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）＜抜粋＞	239
図表 2-(7)-②	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月、内閣府（防災担 当））＜抜粋＞	240
図表 2-(7)-③	地域防災計画における、避難行動要支援者への支援方策に係る重要事項の記載状況	241
図表 2-(7)-④	避難行動要支援者名簿の作成状況	242
図表 2-(7)-⑤	災害の発生に備えた避難行動要支援者名簿の外部への提供状況	243
図表 2-(7)-⑥	避難行動要支援者に対する個別計画の作成状況	244
図表 2-(7)-⑦	避難行動要支援者の避難支援を想定した避難訓練の実施状況	245
図表 2-(7)-⑧	四国地震防災基本戦略（平成 26 年 3 月 28 日改定。四国南海トラフ地震対策戦略会議） ＜抜粋＞	245

### 項目 3

図表 3-①	四国南海トラフ地震対策戦略会議運営要領〈抜粋〉	246
図表 3-②	四国地震防災基本戦略の構成	248
図表 3-③	当局の調査事項に関連する「実施すべき個別項目」62 項目	249
図表 3-④	調査対象機関等において、担当する実施すべき個別項目の進捗状況が不明なもの	251



# 第1 実態調査の目的等

## 1 目的

南海トラフ巨大地震（最大クラス）が発生した場合、四国4県で死者約9万6,000人、負傷者15万2,000人以上の人的被害等甚大な被害が想定されており、特に、死者の約8割は津波によるものとされている。南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震は、30年以内に70%程度の確率で発生するとされていることもあり、四国地域の住民等の津波被害とその対策への関心は極めて高い。

こうした中、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年11月、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）が改正され、同年12月に施行された。南海トラフ法に基づき、内閣総理大臣は、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定することとされ、四国地域では4県全域が指定されている。さらに、内閣総理大臣は、推進地域のうち、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）に指定することとされ、四国地域では、徳島県沿岸部の全8市町、愛媛県宇和海沿岸部の全5市町、高知県沿岸部の全19市町村の計32市町村が特別強化地域に指定されている。同法では、特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、居住者、滞在者等が津波から円滑に避難できるよう津波に関する情報の伝達方法、避難施設等に関する事項等を周知するための必要な措置を講じなければならないこととされている。

このようなことから、四国地域では、来るべき巨大地震による広域的大災害の発生に備え、4県が一体となって想定し得る課題に対応するため、「四国地震防災基本戦略」（平成23年12月2日四国南海トラフ地震対策戦略会議（以下「四国戦略会議」という。）。26年3月改定）が策定されており、この中で最も深刻な事態として巨大津波による人的被害を挙げ、基本戦略の取組として、津波からの迅速かつ的確な避難対策等を掲げている。

他方、有識者からは、緊急避難場所の確保や情報伝達等の津波対策において、国、県、市町村等の連携が十分でないことを指摘する声や、津波からの避難等に関する訓練の充実を求める声が上がっており、また、「市町における防災対策の課題と対応項目等の自主点検結果」（平成26年7月香川県）から、避難経路等の確保等に関する対策が他の対策に比べて進んでいないものとみられる。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、発災直後に津波から逃げ遅れて命を落とす者を可能な限り少なくするための緊急の情報の伝達や緊急避難場所の設定等の状況を把握し、関係施策等の改善に資するため実施するものである。

## 2 調査対象

### (1) 調査対象機関

四国管区警察局、四国総合通信局、高知地方検察庁、四国財務局、高知財務事務所、須崎税務署、四国厚生支局、徳島労働局、高知労働局、中国四国農政局高知支局、四国地方整備局、徳島河川国道事務所、香川河川国道事務所、大洲河川国道事務所、高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、土佐国道事務所、四国運輸局、徳島空港事務所、高知空港事務所、徳島地方气象台、高松地方气象台、松山地方气象台、高知地方气象台、徳島海上保安部、高知海上保安部、高松海上保安部、宇和島海上保安部、陸上自衛隊高知駐屯地業務隊

## (2) 関連調査対象機関

### ア 特殊法人

日本郵便株式会社四国支社、四国旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社四国支社

### イ 県

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

### ウ 県教育委員会

徳島県教育委員会、香川県教育委員会、愛媛県教育委員会、高知県教育委員会

### エ 県警察本部

徳島県警察本部、香川県警察本部、愛媛県警察本部、高知県警察本部

### オ 市町

(徳島県) 徳島市、鳴門市、阿南市、牟岐町、美波町

(香川県) 高松市、丸亀市、坂出市、さぬき市、東かがわ市

(愛媛県) 宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町

(高知県) 高知市、室戸市、須崎市、香南市、黒潮町

### カ 市町教育委員会

(徳島県) 徳島市教育委員会、鳴門市教育委員会、阿南市教育委員会、牟岐町教育委員会、美波町教育委員会

(香川県) 高松市教育委員会、丸亀市教育委員会、坂出市教育委員会、さぬき市教育委員会、東かがわ市教育委員会

(愛媛県) 宇和島市教育委員会、八幡浜市教育委員会、西予市教育委員会、伊方町教育委員会、愛南町教育委員会

(高知県) 高知市教育委員会、室戸市教育委員会、須崎市教育委員会、香南市教育委員会、黒潮町教育委員会

### キ その他

(ア) 全国消防長会四国支部

(イ) 集客施設 (JR 四国の駅を除く)

(徳島県) 徳島空港ビル株式会社、徳島県鳴門総合運動公園、道の駅公方の郷なかがわ、道の駅日和佐

(香川県) 玉藻公園管理事務所、道の駅津田の松原、道の駅ことひき

(愛媛県) 道の駅うわじまきさいや広場、道の駅みしょう MIC、道の駅八幡浜みなと

(高知県) 高知空港ビル株式会社、道の駅かわうその里すさき、道の駅キラメッセ室戸食遊・楽市、道の駅ビオスおおがた、道の駅やす

(ウ) 調査の実施に当たり、御意見を頂いた有識者

・ 香川大学危機管理研究センター長 白木 渡 氏

・ 関西大学社会安全学部准教授 永田 尚三 氏

## 3 実地調査時期

平成 27 年 4 月～ 8 月

## 第2 南海トラフ巨大地震対策の概要

説 明	説明図表番号
<p><b>(南海トラフ巨大地震の被害想定)</b></p> <p>国の地震調査研究推進本部（地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第7条第1項の規定に基づき文部科学省に設置。海溝型地震や活断層の長期評価等を実施）が、平成25年5月に発表した南海トラフの地震活動の長期評価によると、南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震は、30年以内に70%程度の確率で発生するとされている。</p> <p>四国における南海トラフ巨大地震（最大ケース）の最大震度は4県とも震度7で、各県の最大津波高は、徳島県24m、香川県5m、愛媛県21m、高知県34mとなっている。また、津波高1m（※）の最短到達時間（想定）は、徳島県では海陽町が6分、香川県では東かがわ市が81分、愛媛県では愛南町が19分、高知県では室戸市等が3分とされている。</p> <p>※ 内閣府によると、津波による浸水の深さが1mの場合、これに巻き込まれれば、ほぼ100%の確立で命を落とすとされている。</p> <p>このような最大ケースの地震が発生した場合、四国4県で死者が約9万6,000人にも上るなど甚大な被害が想定されており、特に、津波による死者が8割近くに上るとされている。</p> <p>こうした被害が想定されているが、最大限の防災対策を見込んだ場合、津波による死者数を8割減少させることができるとされている。</p>	<p>図表①</p> <p>図表②</p> <p>図表③</p> <p>図表④</p> <p>図表⑤</p> <p>図表⑥</p>
<p><b>(南海トラフ巨大地震対策の概要)</b></p> <p>国は、平成25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）を改正し、市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を緊急時の避難場所としてあらかじめ指定することや、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供することなど、災害時の住民等の避難対策等を強化した。国、県、市町村等は、災対法及び同法に基づく防災基本計画等に基づき防災対策を実施している。</p> <p>また、平成25年11月、南海トラフ法が改正され、同年12月に施行された。同法では、南海トラフ巨大地震が発生した場合は著しい被害が発生する可能性があるため、推進地域として1都2府26県707市町村（平成26年3月28日現在）を指定し、また、推進地域のうち、特別強化地域として1都13県139市町村（平成26年3月28日現在）を指定し、地震防災対策の強化が図られている。南海トラフ法に基づき平成26年3月、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月28日中央防災会議。以下「南海トラフ基本計画」という。）が策定され、国の南海トラフ巨大地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ巨大地</p>	<p>図表⑦</p> <p>図表⑧</p> <p>図表⑨</p>

震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、指定行政機関、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）及び関係事業者等が定める南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）の基本となるべき事項等が定められた。

四国地域では、4県全域が推進地域に指定されており、4県及び海岸線を有する市町村では、災対法に基づく地域防災計画を改正するほか、推進計画等を定め、各種対策を実施している。

#### （四国地震防災基本戦略による取組）

四国地域では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害と教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震による広域的大災害の発生に備えて、四国が一体となって取り組むべき施策や各機関が重点的に取り組むべき施策等について、地震防災基本戦略として取りまとめることを目的に、国・県等の行政機関、学識経験者、経済界等幅広い分野からの参加の下、平成23年6月9日、「四国東南海・南海地震対策戦略会議」（平成26年3月18日四国戦略会議に改組）が設置されている。

四国戦略会議は、平成23年12月2日、四国地域の実情や課題を踏まえつつ、総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき事項を示し、責任をもって対策を進めるよう役割分担を明確にした四国地震防災基本戦略」を策定している。

#### （津波から人命を守るための対策）

南海トラフ巨大地震対策は、①「命を守る」ことを目的とした揺れ対策、津波対策及び火災対策、②「命をつなぐ」ことを目的とした応急対策、避難所対策及び医療救護対策、③「生活を立ち上げる」ことを目的とした復興や土地利用等膨大なものである。

今回の実態調査は、四国4県で約9万6,000人とされる死者の約8割が津波によるものと想定されていることを踏まえ、上記の膨大な対策のうち、津波から人命を守るための対策を中心に、東日本大震災の教訓や有識者の意見に留意し、実施したものである。

この調査の結果、緊急に住民等に伝えるべき情報の受信・伝達体制や、津波からの避難行動を支援するための対策を充実させ、より多くの人命を津波から守るとの観点から、必要な改善事項について、有識者の意見や推奨的な取組事例も踏まえ、国の関係機関に対する所見表示等として「第3 調査結果」に取りまとめている。

図表⑩

図表⑪

図表⑫

### 第3 調査結果

#### 1 緊急に住民等に伝えるべき情報の受信・伝達体制の充実

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(市町村等における住民等への情報の伝達義務)</b></p> <p>災対法第 51 条の規定により、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならないとされている。</p> <p>災対法第 55 条の規定により、都道府県知事は、法令の規定により、気象庁等から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとされている。</p> <p>災対法第 56 条の規定により、市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は同法第 55 条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならないとされている。</p>	<p>図表 1-①</p>
<p><b>(情報の伝達手段の多様化、停電対策等の必要性)</b></p> <p>災対法第 34 条の規定により、中央防災会議が策定している「防災基本計画」（平成 27 年 7 月 7 日最終改正）の「第 4 編 津波災害対策編」においては、国及び地方公共団体は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Jアラート、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとされている。</p> <p>防災基本計画の「第 2 編 各災害に共通する対策編」では、国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、通信の多ルート化等による防災対策の推進等を図るものとされており、具体的には、通信手段に係る非常用電源を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置を図ることとされている。</p>	<p>図表 1-②</p>
<p>南海トラフ法第 4 条の規定により、中央防災会議が策定している南海トラフ基本計画の「第 3 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策」においても、同様の伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、災害時に確実に伝達できる人員配置、訓練の実施等を推進することとされている。</p>	<p>図表 1-③</p>
<p>四国地方整備局等の国の機関、四国 4 県、四国市長会及び民間団体等で組織する四国</p>	<p>図表 1-④</p>

<p>戦略会議が策定している「四国地震防災基本戦略」においても、複数の情報伝達設備を設けるとともに自立電源についても確保する取組を行うこととされている。四国総合通信局をとりまとめリーダーとする「通信系統のリダンダンシー（緊急事態に備えた多重性の向上）」、「通信用資機材の電源用発電機の整備」等の取組が実施すべき個別項目として示されており、同局では、情報伝達手段の多様化等について、市町村に対して働きかけを行うなどの措置を講じている。</p>	
<p><b>（住民以外の観光客等に対する情報の伝達の必要性）</b></p> <p>南海トラフ法第7条第1項の規定等により、推進地域内のうち都道府県知事が設定する津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域において、病院、劇場、百貨店その他の不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理、運営する者、鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を営む者等は、避難対策、津波警報等の顧客等への伝達、顧客等の避難誘導方法等を定めた「対策計画」を作成しなければならないとされている。</p> <p>四国地震防災基本戦略においては、住民以外の海水浴客、観光客等に対し、できるだけすみやかに、かつ、確実に警報等を提供する手段等の検討を行うこととされており、四国運輸局をとりまとめリーダーとする「住民以外の海水浴客、観光客等への確実な情報提供、避難誘導方法の確立」が実施すべき個別項目として示されている。</p>	<p>図表 1-③（再掲）</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>(1) 緊急に住民等に伝えるべき情報の受信・伝達体制</b></p> <p>今回、四国地域における災対法上の指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者のうち、緊急に住民等（地域住民、国道等を自動車で行っている者、観光客等。以下同じ。）に伝えるべき情報（緊急地震速報、津波警報、避難指示等。以下「緊急の情報」という。）の受信及び伝達を担う国の機関9機関（四国地方整備局、徳島海上保安部、高松海上保安部、宇和島海上保安部、高知海上保安部、徳島地方气象台、高松地方气象台、松山地方气象台、高知地方气象台）、四国旅客鉄道株式会社（以下「JR四国」という。）、西日本高速道路株式会社四国支社（以下「NEXCO西日本四国支社」という。）、4県、調査対象20市町及び集客施設（道の駅、JR四国の駅等）20か所を抽出して緊急の情報の受信・伝達体制を調査した結果は、以下のとおりである。</p>	
<p><b>ア 避難指示等の発令基準の明示</b></p> <p>市町村長は、災対法第60条第1項の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができることとされている。</p>	<p>図表 1-①（再掲）</p>
<p>また、防災基本計画第4編第1章第5節1-(1)により、市町村は、地域の特性を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準を予め定</p>	<p>図表 1-②（再掲）</p>

めるものとするとしている。

さらに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 26 年 9 月内閣府（防災担当））により、津波災害の避難指示等についての判断基準設定の考え方として、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する（大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる）こととされている。

今回、調査対象 20 市町における津波に関する避難指示・勧告の発令基準の規定状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

図表 1-⑤

図表 1-⑥

**(ア) 津波警報、大津波警報の発表に対応した避難勧告・指示の発令基準を明示しているもの（13 市町）**

鳴門市等 13 市町は、i) 津波警報、大津波警報が発表されたとき、直ちに避難指示を発令することとしているもの、ii) 津波警報の場合は避難勧告、大津波警報の場合は避難指示を発令することとしているものなど、次のとおり、避難勧告・指示の発令基準を明確に示している。

**a 大津波警報・津波警報が発表されたとき、直ちに避難指示を発令することとしているもの（10 市町）**

鳴門市等 10 市町は、大津波警報又は津波警報が発表されたとき、強い揺れを感じたとき、あるいは揺れは弱くても長時間のゆっくりした揺れを感じたとき（情報伝達システムの異常等により津波警報等が伝達されない場合を含む。）などに、直ちに避難指示を発令することとしている（鳴門市、阿南市、高松市、東かがわ市、さぬき市、坂出市、丸亀市、愛南町、高知市、黒潮町）。

**b 津波警報が発表されたときは避難勧告、大津波警報が発表されたときは避難指示を発令することとしているもの（3 市町）**

香南市及び牟岐町は、津波警報が発表されたときに避難勧告を発令し、大津波警報が発表されたときに避難指示を発令することとしている。

また、室戸市は、津波警報が発表されたとき、津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断したとき、異常な水象を知ったときなどに避難勧告を発令することとし、大津波警報が発表されたとき、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要するときなどに避難指示を発令することとしている（牟岐町、香南市、室戸市）。

**(イ) 津波警報、大津波警報の発表に対応した避難勧告・指示の発令基準が明確に区分されていないもの（7 市町）**

一方で、徳島市等 7 市町は、大津波警報又は津波警報が発表されたとき、強い揺れを感じたときまたは弱い地震であっても長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認めるときなどに、避難勧告又は避難指示を発令することとしているが、避難勧告と避難指示の発令を区分する判断基準は明確に示していない（徳島市、美波町、宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、須崎市）。

## イ 住民等への伝達手段である屋外放送の作動確認

「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」（平成 26 年 3 月総務省消防庁防災情報室）に記載されている「災害時の避難に関する専門調査会津波防災に関するワーキンググループ第 2 回会合資料」（平成 24 年 1 月 23 日内閣府）によると、東日本大震災の発生時において津波・避難情報を見聞きした人の約半数が、防災行政無線から情報入手しており、災害時の情報伝達での防災行政無線の重要性が明確となっている。しかし、その一方で防災行政無線の聞き取り状況の調査では、20%の人が聞き取れなかったと回答しており、今後の改善又は代替手段の充実の必要性を示唆しているとされている。

また、当局が実施した有識者からの聞き取り調査では、「情報の伝達手段として大体は防災行政無線（屋外放送）を使うが、この防災無線が聞きづらい。その対応が放置されている市町村は非常に多い。」（関西大学社会安全学部永田准教授）との指摘もある。

このようなことから、防災行政無線等の屋外放送による情報が住民等に的確に伝わっているかを平時から確認しておくことが重要である。

今回、調査対象 20 市町について、住民等への伝達手段である屋外放送の作動確認の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 調査対象 20 市町全てが、防災行政無線等の屋外放送の到達範囲の確認について、Jアラート全国一斉訓練等の訓練時や日常の放送等により設備の作動を確認しているとの理由により、放送が聞こえないエリアや天候等による聞こえ方の相違等について、悪天候時を含めた全域的なチェック等により詳細に把握することは行っていない。
- ② 高松市及びさぬき市は、防災行政無線の屋外放送が聞こえない地域を把握している。しかし、屋外放送が聞こえない地域の住民等に対して、防災ラジオの普及促進及び今後の地域の状況を踏まえた適切な伝達手段の検討（高松市）、現在策定中の市防災行政無線基本計画における検討（さぬき市）により、聞こえない地域の解消を図ることとしているが、時期は未定で、それまでの間の緊急の情報を的確に伝えるための代替手段を確保できていない。

図表 1-⑦

## ウ 集客施設における利用客等への情報伝達

### （ア）道の駅

不特定多数の者が利用する道の駅は、道路利用者への情報提供、休憩及び地域振興を一体的に行う施設であるが、四国地域の津波浸水想定区域内に設置されている道の駅 19 施設のうち 11 施設を抽出して調査したところ、次のような状況がみられた。

図表 1-⑧

- ① 南海トラフ法により策定することとされている対策計画を策定しているもの（同計画に盛り込む事項を消防計画等で記載しているものを含む。）は 11 施設中 5 施設にとどまり、6 施設は対策計画に盛り込むべき内容を承知していない等の理由で策定していない。
- ② 利用者に津波警報等を伝達する方法を有するとしているものは口頭による



ものを含め6施設であり、5施設は津波に関する情報の伝達について検討していない。

- ③ 道の駅に複数の施設が設置されているものが2施設あるが、i) 各施設自体の対策計画が未策定である、ii) 各施設の対策計画は策定しているが各施設の設置主体や設置経緯が異なるため調整が難しいとの理由で、いずれも道の駅全体での統一的な利用者への情報伝達体制は整備されていない。

一方で、道の駅としての津波避難計画を策定し、防災行政無線の屋外放送で利用者等への情報伝達を行うとしている施設（3施設）もみられる。

#### (イ) 鉄道事業者等

道の駅以外の不特定多数の者が出入りする施設を管理、運営する者、鉄道事業者等も、対策計画を策定する必要があるが、このうち、災対法第2条第5号に規定する指定公共機関は、南海トラフ基本計画第5章により、防災業務計画において必要事項を定めることとされている。今回の調査対象の中では、JR四国及びNEXCO西日本四国支社が指定公共機関である。

対策計画の作成（防災業務計画における記載を含む。）が必要な不特定多数の者が出入りする施設の管理者、事業者であるJR四国と丸亀駅等5駅及びNEXCO西日本四国支社並びに空港等4施設（空港2施設、観光施設1施設、運動公園1施設）における利用者の避難誘導対策等の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

図表 1-⑨

- ① JR四国は、鉄道事業者としては、防災業務計画及び「津波警報等発表時の運転規制等に係る対処要領」（平成17年9月20日安維第77号。平成26年12月1日最終改正）により、大津波警報・津波警報が発表されたときの伝達、旅客等の避難誘導等を行うこととしている。

しかし、抽出調査した5駅のうち、丸亀駅は、丸亀市から緊急避難場所（津波避難ビル）として指定を受けており、協定書においては津波発生時には丸亀市と連携を図ることとしているが、応援態勢や連絡方法の具体的な内容については、市側から提示されていないため、これを定めていない。

- ② NEXCO西日本四国支社は、防災業務計画及び災害対応規則等により、津波発生時の道路情報板等を用いた道路利用者への情報の伝達、周辺が津波で浸水することが予想される料金所の出入り口の閉鎖等による道路利用者の安全確保等を行うこととしている。

南海トラフ巨大地震が発生した際に、周辺地域の浸水が予想されるとしている徳島・高知・須崎東料金所、松茂スマートIC、松茂PAのうち、徳島・高知・須崎東料金所については、地震・津波発生時の初動対応マニュアルを作成しており、松茂スマートIC・松茂PAについては拡声放送による情報提供について定めている。しかし松茂スマートICについては、平成27年3月に開設されたICであり、周辺地域が浸水想定区域の境界的な地域に位置していたこともあって、現在までのところ、同ICにおける出入り口の閉鎖の必要性について検討を行っている状況である。

<p>(2) 受信・伝達設備の停電、浸水等対策の実施状況</p> <p>調査対象とした国の機関9機関、JR四国、NEXCO西日本四国支社、4県、20市町について、受信・伝達設備の停電、浸水等対策を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>① 四国地方整備局は、「四国地方整備局防災業務計画」（平成15年6月20日国四整訓第9号）第3編第2章第2節第2-1-(10)において、「沿岸部等で津波の到達が想定される場所に設置される道路情報表示板等の情報提供設備等は津波による被害を極力低減できる設置位置や構造に留意するとともに、光ファイバ等の被害時のバックアップを検討するものとする。また、重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。」とされている。</p> <p>同局では、道路通行者に対する津波情報等の提供手段として、道路情報表示板を管内に210基（平成27年4月1日現在）設置しているが、停電対策等を講じているものは12基（山間部を含む。）にとどまっている。</p> <p>② 高松海上保安部が入居している高松港湾合同庁舎の非常用電源装置は、1cm以上1m未満の浸水のおそれのある同庁舎の地下1階に設置されている。庁舎敷地には防潮板が設置されているが、浸水が防止できるかどうかは不明とされている。</p> <p>また、宇和島海上保安部では、庁舎3階の床まで浸水するおそれがあるが、同階に設置されているIP電話等の通信手段について、他の機器による代替手段を講じることとしているものの、浸水対策は行われていない。</p> <p>③ 調査対象とした20市町の停電対策、浸水防止対策等の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>20市町とも、停電対策については非常用発電機の設置等による対応、耐震化対策については庁舎の耐震化の実施又は検討による対応、浸水防止対策については浸水しない場所や浸水しない階への受信・伝達装置の設置等による対応により、災害時に受信・伝達装置の作動を確保するよう取り組んでいる。</p> <p>しかし、一部の設備等については、作動を確保する措置の必要性を認識するに至らなかった等の理由で、次のとおり、対策が講じられていないものがみられた。</p> <p>i 停電時の対策が講じられていないもの（2市）</p> <p>i) 東かがわ市は、屋外のサイレン吹鳴装置に停電時の電源を設置していない。</p> <p>ii) 香南市は、防災行政無線の操作卓を設置している4支所（赤岡・香我美・吉川・夜須）のうち、夜須支所には停電対策を実施していない。</p> <p>ii 耐震化対策が講じられていないもの（2市町）</p> <p>i) 牟岐町は、Jアラート受信設備及び防災行政無線の親局を設置している町庁舎の耐震性が不明であるが、何らの対策も講じていない。</p> <p>ii) 宇和島市は、旧3町の支所（吉田・三間・津島支所）に設置している同報系防災行政無線の耐震化対策（支所建物の耐震化措置等）を講じていない。</p> <p>iii 浸水防止対策が講じられていないもの（8市町）</p> <p>i) 美波町は、徳島県防災行政無線の端末を2m以上3m未満の浸水のおそれがある庁舎1階に設置しているが、浸水防止対策を実施していない。</p> <p>ii) 牟岐町は、Jアラート受信設備等を5m以上10m未満の浸水のおそれがあ</p>	<p>図表1-⑩</p> <p>図表1-⑪</p>
---	---------------------------

る庁舎 2 階に設置しているが、浸水防止対策を実施していない。

iii) 坂出市は、香川県防災行政無線の端末を坂出合同庁舎に設置しているが、同合同庁舎の自家発電装置は地下に設置されており、30 cm 未満の浸水のおそれがあるが浸水防止対策を実施していない。

iv) さぬき市は、防災行政無線の親局を 30 cm 以上 1 m 未満の浸水のおそれがある市庁舎の 1 階に設置しているが、浸水防止対策を実施していない。

v) 宇和島市は、旧 3 町の支所（吉田・三間・津島支所）に防災行政無線の操作卓を設置しているが、3 m 以上 4 m 未満の浸水のおそれがある吉田支所及び 1 m 以上 2 m 未満の浸水のおそれがある津島支所において、浸水防止対策を実施していない。

vi) 伊方町は、J アラート受信設備、防災行政無線の親局等を 5 m 以上 10 m 未満の浸水のおそれがある庁舎 2 階に設置しているが、浸水防止対策を実施していない。

vii) 香南市は、1 m 以上 2 m 未満の浸水のおそれがある赤岡支所、5 m 以上 10 m 未満の浸水のおそれがある吉川支所及び夜須支所の 1 階に防災行政無線の操作卓を設置しているが、浸水防止対策を実施していない。

viii) 黒潮町は、防災行政無線の親局を 10 m 以上 15 m 未満の浸水のおそれがある佐賀庁舎の 2 階に設置しているが、浸水防止対策を実施していない。

iv 受信・伝達設備の停電時の作動確認ができていないもの（7 市町）

調査対象とした 20 市町のうち、緊急の情報の受信・伝達設備の停電時の作動確認の実施状況を調査したところ、設備について停電させて作動確認しているものが 9 市町あり、4 市町は平成 26 年 8 月の台風による停電時に作動を確認したとしている一方で、7 市町は設備が停電時に作動するかどうかを全く確認していない。

図表 1-⑫

### (3) 緊急の情報の受信・伝達訓練の実施状況

調査対象とした国の機関 9 機関、J R 四国、NEXCO 西日本四国支社、4 県、20 市町について、緊急の情報の受信・伝達訓練の実施状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

① 地方気象台は、各地域において、地震、津波の発生等に関する情報を関係機関等（各県、河川国道事務所、海上保安部、NHK 放送局等の法定伝達機関等）に最初に伝達する重要な機関であり、気象庁防災業務計画（平成 26 年 7 月最終改正）により、防災気象情報の発表・伝達等に関する訓練を定期的実施するものとされており、さらに、夜間・休日の訓練等を積極的に実施するものとされ、実施に当たっては、通信システム等に障害が発生した場合における代替措置の発動等により、実践に即した訓練に努めるものとされている。

また、四国内の 4 地方気象台（高松、徳島、松山及び高知地方気象台）の「非常災害対策措置要領」では地方気象台独自の訓練を随時行うこととされ、災害時に継続すべき優先業務等について定めた「海溝型地震発生時の業務継続計画」では、防災情報提供システム加入機関に対し通常の方法による情報の伝達が不可能な場合

図表 1-⑬

には、FAX、電話（緊急連絡用衛星電話等を含む。）による伝達に努めることとされている。

以上のことから、地方気象台においては、防災気象情報の伝達等に関する通常の通信手段による訓練のほか、災害発生時のあらゆる状況を想定して、夜間・休日の訓練、代替手段による伝達訓練に積極的に取り組むことが求められている。

しかし、四国内の4地方気象台は、気象庁が全国的に実施する地震津波訓練において、気象情報伝送処理システム及び防災情報提供システムを利用した平日昼間の法定伝達機関等との情報伝達訓練は実施しているものの、夜間・休日の訓練、通信システム等に障害が発生した場合を想定した代替措置（FAX、電話、衛星電話等）による訓練を実施していない。

このことについて、高知地方気象台は、「気象台の現業部門は昼夜間を問わず同様の体制で業務を行っており、伝達先との協定等においても昼間・夜間伝達手段は明記されていること、代替手段についても汎用のもの（電話、FAX等）であることから、それらに関する訓練は特段必要ないと考えている。」としている。しかし、気象台が夜間も昼間と同様の体制で業務を行っていることをもって相手機関を含めた夜間・休日の訓練の必要性は否定できない。また、代替手段が気象台にとって汎用のものであるとしても、相手機関が通常使用しない衛星電話等の取扱いについては、訓練により習熟しておくことが重要である。

② 消防庁が年1回行うJアラート全国一斉訓練において、同庁は市町村に対して、自動起動の状況を確認するよう要請している。

しかし、調査対象20市町のうち、防災行政無線がアナログ式でJアラートと連動していない2市を除く18市町における自動起動の確認状況をみると、自動起動まで行うかどうかは市町側の自由な判断によるなどとして、3市が防災行政無線の自動起動の状況の確認を行っていなかった。

以上のような状況がみられる原因として、関係機関等において、津波に関する避難勧告・指示の発令基準の明示、屋外放送による情報伝達の重要性など、災対法や防災基本計画等の規定を踏まえた的確な情報伝達体制の整備や地域住民、観光客等への情報伝達を的確に実施することの必要性に対する理解の浸透が十分でないことが挙げられる。

これに加え、観光客等への情報伝達については、四国地震防災基本戦略において四国運輸局を取りまとめリーダーとする「住民以外の海水浴客、観光客等への確実な情報提供、避難誘導方法の確立」の取組について、同局から各県防災担当部局を通じて観光施設等に対し、観光客等への避難誘導対策の実施を要請しているが、各観光施設等における対策の実施状況のフォローアップが行われていないなど取組が十分でないことも挙げられる。

#### 【所見】

したがって、関係機関は、緊急の情報の受信・伝達手段の充実を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

図表 1-⑭

図表 1-⑮

- ① 市町村が実施する避難指示等の発令基準の明確化の取組の推進について、四国戦略会議において協力すること。(四国戦略会議事務局：四国地方整備局)
- ② 集客施設における観光客等への緊急の情報の伝達について、四国戦略会議の場を活用して関係構成員と協力し、対策計画を定めていない集客施設に対し、同計画を作成し、観光客等への確実な情報提供方法を確立するよう求めること。(四国運輸局)
- ③ 道路通行者への情報提供の重要度の高い箇所から計画的に、道路情報表示板への停電対策等を講ずること。(四国地方整備局)
- ④ 自家発電機の移設等について、合同庁舎管理官庁と協議するなどして浸水対策を検討すること。(高松海上保安部及び宇和島海上保安部)
- ⑤ 緊急の情報の伝達に係る夜間訓練及び通常の方法の代替手段の訓練を実施すること。(徳島地方気象台、高松地方気象台、松山地方気象台及び高知地方気象台)
- ⑥ 四国戦略会議において、情報伝達手段に関する取りまとめリーダーであることを踏まえ、市町村等に対し、情報伝達手段の充実について引き続き推進すること。  
(四国総合通信局)

**【課題】**

緊急の情報の受信・伝達体制の整備等を図る観点から、次の措置を講ずることが課題となっている。

- 松茂スマートICにおける津波警報時の出入り口閉鎖の必要性について検討を進めること。(NEXCO西日本四国支社)

## 2 津波からの避難行動を支援するための対策の充実

### (1) 津波避難計画の内容の整備

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(津波避難計画の策定)</b></p> <p>南海トラフ基本計画では、海岸線等（津波の遡上が予想される河川等を含む。）を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、南海トラフ地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地域（地方公共団体が作成したハザードマップ等に基づき各地方公共団体が設定する地域をいう。）の指定、避難場所・避難路の指定、津波情報の収集・伝達方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定することとされている。</p>	<p>図表 2-(1)-①</p>
<p><b>(津波避難計画において定める必要がある事項)</b></p> <p>消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成 25 年 3 月 消防庁国民保護・防災部防災課）の第 2 章「市町村における津波避難計画策定指針」（以下「津波避難計画策定指針」という。）では、津波避難計画において定める必要がある事項として、①津波浸水想定区域図、②避難対象地域、③避難困難地域、④緊急避難場所、避難路等を定めている。</p>	<p>図表 2-(1)-②</p>
<p>また、四国 4 県では、消防庁の津波避難計画策定指針を踏まえ、市町村津波避難計画の策定に係る県の指針、マニュアル又はガイドラインを策定しており、当該県の指針等の中で、市町村津波避難計画において定める必要がある事項として、津波避難計画策定指針と同様の事項を規定している。</p>	<p>図表 2-(1)-③</p>
<p><b>(市町村津波避難計画の策定に係る県の関与状況)</b></p> <p>四国 4 県では、①海岸線等（津波の遡上が予想される河川の流域等も含む。）を有する市町（徳島県及び香川県）、②津波による浸水が想定されている市町村（愛媛県及び高知県）に対し、上記の市町村津波避難計画の策定に係る県の指針等を踏まえ、市町村津波避難計画を策定するよう要請している。</p>	
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、海岸線を有する調査対象 20 市町において、消防庁の津波避難計画策定指針の、市町村津波避難計画において定める必要がある事項が、当該市町の津波避難計画（市町地域防災計画、津波ハザードマップ等を含む。以下、同じ。）に規定されているか調査した結果、4 市（高松市、丸亀市、東かがわ市及び西予市）については、「避難対象地域」を規定していない。</p>	<p>図表 2-(1)-④</p>
<p>上記 4 市では、津波避難計画等において、「避難対象地域」を規定していない理由について、「避難対象地域」については、①津波ハザードマップにより、津波浸水想定区域を公表していること（高松市、丸亀市及び西予市）、②最大クラスの地震による港での津波水位に相当する海拔 2.5m 又は 3 m の地点を津波ハザードマップに赤</p>	<p>図表 2-(1)-⑤</p>

線で表示し、当該赤線の外側に避難するよう住民に周知していること（東かがわ市）を挙げている。

しかし、上記の津波避難計画に定められていない「避難対象地域」については、消防庁の津波避難計画策定指針において、「津波が発生した場合に避難が必要な地域で、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、市町村が、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する」旨記載されていることから、津波避難計画に規定することが重要である。

以上のような状況がみられる原因の一つとして、関係市町において、南海トラフ基本計画及び津波避難計画策定指針の規定を踏まえ、津波避難計画で定める必要がある事項を同計画等に定める必要性について、十分理解されていないことが挙げられる。

#### 【所見】

したがって、海岸線等（津波の遡上が予想される河川の流域等を含む。以下同じ。）を有する四国地域の市町村が実施する南海トラフ基本計画及び津波避難計画策定指針の規定を踏まえた津波避難計画に必要な事項を記載する取組の推進について、四国戦略会議において協力すること。（四国戦略会議事務局：四国地方整備局）

(2) 緊急避難場所の的確な指定等

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>ア 指定緊急避難場所の安全性の確保等</b></p> <p>市町村は、災対法第 49 条の 4 及び同法施行令第 20 条の 3 各号の規定により、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、①異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認める土地の区域（安全区域）内に立地している施設又は場所、②安全区域内に立地していない場合、当該異常現象に対して安全な構造のものであり、津波に係る施設については、想定水位以上の高さに避難をしてきた住民等を受け入れる部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があることなどの基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波等の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないとされている。</p> <p>また、「津波避難ビル等に係るガイドライン」（平成 17 年 6 月津波避難ビル等に係るガイドライン検討会 内閣府政策統括官（防災担当）。以下「津波避難ビル等ガイドライン」という。）では、津波避難ビル等の指定を検討する際の選定基準（構造的要件）について、「耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、または、新耐震設計基準（1981 年（昭和 56 年）施行）に適合していることを基本とする」とされている。</p> <p>（注）「津波避難ビル等」とは、津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る。）であり、津波による浸水のおそれのない地域の避難施設や高台は含まない。</p> <p>さらに、津波避難ビル等ガイドラインでは、①津波避難ビル等の構造的要件として、「耐震診断によって耐震安全性が確認されている構造物、または、新耐震設計基準（1981 年（昭和 56 年）施行）に適合している建築物であることを基本とする」、②津波に対する構造安全性として、「原則として RC 又は SRC 構造（注）とし、想定浸水深に応じて、階数や津波の進行方向の奥行きを考慮する」とされ、「想定される浸水深が 2 m の場合は 3 階建て以上（想定される浸水深が 1 m 以下であれば 2 階建てでも可）、3 m の場合は 4 階建て以上の RC 又は SRC 構造の施設を候補とする」とされている。</p> <p>（注）「RC」とは、鉄筋コンクリート、「SRC」とは、鉄骨鉄筋コンクリートを示す。</p> <p>加えて、消防庁の津波避難計画策定指針の「1 緊急避難場所等（避難目標地点を含む。）、津波避難ビルの指定・設定」「（2）津波避難ビルの指定」では、津波避難ビルの指定基準について、安全性の確保の観点から、① RC 又は SRC 構造であり、原則として、津波の想定浸水深相当階の 2 階以上又は基準水位以上、②耐震性を有していること（昭和 56 年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定することが望ましい。）等とされている。</p>	<p>図表 2-(2)-①</p> <p>図表 2-(2)-②</p> <p>図表 2-(2)-③</p> <p>図表 2-(2)-④</p> <p>図表 2-(2)-⑤</p>



<p><b>イ 緊急避難路の安全性の確保状況</b></p> <p>防災基本計画（平成 27 年 7 月 7 日中央防災会議決定）の「第 2 編 各災害に共通する対策編」の「第 1 章 災害予防」「第 1 節 災害に強い国づくり、まちづくり」では、「国及び地方公共団体は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする」とされている。</p> <p>また、四国地方整備局防災業務計画（平成 15 年 6 月 20 日国四整訓第 9 号。平成 25 年 3 月 6 日国四整訓第 14 号最終改正）の「第 2 編 地震災害対策編」「第 5 章 東南海・南海地震防災対策推進地域に係る推進計画」「第 3 節 津波からの防護及び円滑な避難の確保」「第 1 津波からの防護のための施設の整備等」では、「直轄管理施設等において、津波襲来時に避難地としての機能が確保できる既存の施設については一時避難地として活用を図るものとする」とされている。</p>	<p>図表 2-(2)-⑥</p> <p>図表 2-(2)-⑦</p>
<p><b>ウ 避難可能距離及び避難距離の設定状況</b></p> <p>消防庁の津波避難計画策定指針及び四国 4 県が当該指針を踏まえて策定した市町村津波避難計画の策定に係る指針、マニュアル又はガイドラインにおいては、いずれも市町村津波避難計画の中で、避難可能距離を設定し、予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域（避難困難地域）を抽出することとされており、避難可能距離については、歩行速度、津波到達予想時間及び避難開始時間を用いた計算式により算出することとされている。</p> <p>また、消防庁の津波避難計画策定指針では、避難距離について、幼児、高齢者等の移動の負担を考慮し、「避難できる限界の距離は最長でも 500m 程度を目安とする（より長い距離を目安とすることも考えられるが、災害時要援護者等の避難できる距離、緊急避難場所等までの距離、避難手段などを考慮しながら、各地域において設定する必要がある。）」とされている。</p>	<p>図表 2-(2)-⑧ ～⑫</p>
<p><b>エ 津波発生時のスクールバス運行マニュアルの作成状況等</b></p> <p>学校においては、学校保健安全法第 29 条第 1 項の規定により、児童生徒等の安全確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時に当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとされている。</p> <p>また、東日本大震災では、運行中のスクールバスが、津波に巻き込まれ、多数の幼稚園児が犠牲となったことから、津波警報等発令時における、スクールバスの運行の可否、運転手との連絡方法、避難場所、路線変更等について規定したスクールバス運行マニュアルを作成しておく必要がある。</p>	<p>図表 2-(2)-⑬</p>
<p><b>オ 国、特殊法人等が管理等を行う施設の津波避難ビルへの指定状況</b></p> <p>中央防災会議の南海トラフ基本計画の「第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」「第 1 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項」において、「特に、地方公共団体は、レベル 2 の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定</p>	<p>図表 2-(2)-⑭</p>

を行う」とされている。

また、高知県内の調査対象 5 市町のうち、高知市では、内閣府の津波避難ビル等ガイドラインを踏まえ、平成 22 年 3 月に「高知市津波避難ビルガイドライン」を策定しており、同ガイドラインに基づき同市が定めた津波避難ビルの指定要件は、次のとおりとされている。

- ① 南海地震による津波被害が想定される地域及びその周辺に立地する建物
- ② 昭和 56 年 6 月（1981 年）以後に新耐震基準によって建築された建物、又は耐震診断・耐震改修によりこれに準じた耐震水準が確保されている建物
- ③ 原則として鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、4 階建以上もしくは避難可能な屋上を有する 3 階建の建物 等

### 【調査結果】

#### ア 指定緊急避難場所の安全性の確保状況

調査対象 20 市町における指定緊急避難場所等（市町地域防災計画に津波発生時の避難場所として記載されている指定緊急避難場所、津波避難ビル等を示す。以下同じ。）の指定状況（平成 26 年度末現在）をみると、指定緊急避難場所等の施設数は、最も少ないさぬき市が 15 か所、最も多い徳島市が 666 か所となっており、調査対象 20 市町における指定緊急避難場所等の施設数は、合計 4,351 施設となっている。

今回、調査対象 20 市町における指定緊急避難場所等の安全性の確保等について調査したところ、次のような状況がみられた。

#### （ア）耐震性を有していない、又は耐震性の有無が不明な施設を指定

津波は、地震の発生により発生するものであることから、津波発生時の指定緊急避難場所を指定する場合、安全区域内（津波浸水想定区域外）に所在する施設（建物）であっても、災対法施行令第 20 条の 3 第 3 号イ及び同法施行規則第 1 条の 5 の規定による新耐震設計基準に適合している必要がある。

次のとおり、上記災対法施行令、同施行規則及び津波避難ビル等ガイドラインにおいて津波避難ビルの選定基準とされる耐震性を有していない又は有しているか不明である建物を指定緊急避難場所又は津波避難ビルに指定しているものがある。

- ① 新耐震設計基準が適用される昭和 56 年より前に建築された建物について耐震診断を行った結果、耐震性を有していないと判断されたもの（八幡浜市 2 か所及び伊方町 1 か所の計 3 か所）
- ② 新耐震設計基準が適用される昭和 56 年より前に建築された建物について耐震診断が行われていないことから、耐震性を有しているか不明であるもの（牟岐町 1 か所、八幡浜市 17 か所及び伊方町 1 か所の計 19 か所）

これに対し、牟岐町、八幡浜市及び伊方町では、耐震性を有していない、又は有しているか不明である施設を指定緊急避難場所又は津波避難ビルに指定し

図表 2-(2)-⑮

図表 2-(2)-⑯

図表 2-(2)-⑰

図表 2-(2)-

②、③（再掲）

図表 2-(2)-⑱

ている理由及び今後の対応について、次のとおり説明している。

- ① 耐震性を有しているか不明である津波避難ビル（牟岐町役場本庁舎）の付近には、新耐震設計基準により建設された別の津波避難ビル（旧牟岐小学校）があるが、大規模な地震が発生した場合、倒壊しないという保証はない。

このため、津波発生時に避難可能な高さを有する建物については、可能な限り津波避難ビルに指定しているが、地震による倒壊の可能性を考慮すると、新耐震設計基準が施行される前に建設された建物を津波避難ビルに指定することは望ましくないため、牟岐町役場本庁舎について津波避難ビルの指定解除を検討したい。（牟岐町）

- ② 津波発生時の指定緊急避難場所の指定基準については、災対法施行令第20条の3第2号の規定により、原則として、安全区域内（津波浸水想定区域外）に所在する施設を指定することとされており、安全区域外（津波浸水想定区域内）に所在する施設（建物）を指定する場合には、新耐震設計基準等の構造的条件に適合することとされている。

津波発生時の指定緊急避難場所のうち、安全区域内（津波浸水想定区域外）に所在する施設については、新耐震設計基準等の構造的条件は考慮していないが、耐震性を有しているか不明である指定緊急避難場所の周辺には、いずれも別の指定緊急避難場所があることから、耐震性を有しているか不明である指定緊急避難場所の指定解除について検討したい。

なお、耐震性を有していない指定緊急避難場所（愛宕中学校第1校舎及び第2校舎）については、平成27年度に耐震改修工事を実施する予定である。（八幡浜市）

- ③ 耐震性を有していない、又は有しているか不明である建物は、津波浸水想定区域外にあり、地震により津波が発生したときに、施設（建物）の被害状況等の指定緊急避難場所の安全性を確認した上で、町が指定緊急避難場所の開設を決定することとしている。

このため、現時点で、耐震性を有していない、又は有しているか不明である施設についても指定緊急避難場所に指定しており、当該施設について、指定の解除は不要と考えている。

なお、耐震性を有していない指定緊急避難場所（三机地区体育館）については、平成27年度に耐震改修工事を予定しているが、耐震性を有しているか不明である指定緊急避難場所（三崎公民館二名津分館）については、財政的な理由などから、耐震診断や耐震改修工事を実施する予定はない。（伊方町）

しかし、伊方町が、耐震性を有しているか不明である建物を指定緊急避難場所に指定していることについては、地震により建物が倒壊するおそれがあり、また、町が指定緊急避難場所の開設を決定する前に、住民等が指定緊急避難場所に避難し、被災するおそれがある。

図表 2-(2)-②  
(再掲)

<p><b>(イ) 浸水するおそれのあるスペースを指定</b></p>	<p>図表 2-(2)-⑱</p>
<p>津波避難ビル等ガイドラインでは、津波の想定浸水深相当階の 2 階以上を指定することとされている。</p>	
<p>しかし、高松市では、同市の津波避難ビル 110 か所のうち、津波浸水想定区域内に所在する小中学校又はその跡地の 9 か所について、津波による浸水のおそれのある 1 階を含む校舎又は体育館の全体を避難スペースに指定していることから、1 階に避難した住民等が津波の被害に遭うおそれがある。</p>	
<p><b>(ウ) 指定緊急避難場所の収容可能人数が不足するおそれのある地域</b></p>	<p>図表 2-(2)-⑳</p>
<p>高松市木太地区（木太小学校区及び木太北部小学校区）は、津波ハザードマップ（平成 26 年 7 月高松市作成）では、地区の大半が 1 m 以上浸水し、2 m～3 m の浸水区域もあるほか、「浸水深 30 cm 到達時間予測図（最大クラス）」（平成 26 年 3 月香川県作成）では、浸水深 30 cm 到達時間が 10 分未満の区域があるなど、高松市内でも浸水のおそれが最も高い地区である。</p>	<p>図表 2-(2)-㉑</p>
<p>同地区は、①東側及び西側に河川、北側に海があること、また、②南側には、ため池ハザードマップ（平成 26 年 7 月高松市作成）では、50 cm 以上 2 m 未満のため池氾濫浸水区域があることから、地区外への避難が、市内の他の地区と比べて困難な地域である。</p>	<p>図表 2-(2)-㉒</p>
<p>しかし、同地区の人口（平成 27 年 7 月 1 日現在の住民登録者数）18,006 人に対し、同地区内に所在する指定緊急避難場所（津波避難ビル）の収容可能人数は 7,100 人となっており、同地区の住民等の一部は、津波発生時に指定緊急避難場所（津波避難ビル）に避難できないおそれがあるが、高松市ではその補完対策を検討していない。</p>	<p>図表 2-(2)-㉓ （再掲）</p>
<p>なお、同地区から河川を渡って地区外へ移動するためには、国道 11 号新詰田川橋、同新春日川橋、香川県道 155 号線詰田川橋及び同春日川橋のいずれかを通る必要がある。このうち、住宅街の中央付近に位置する香川県道詰田川橋及び春日川橋については、阪神淡路大震災以降に定められた耐震設計基準に基づき設置されているが、同地区の想定最大震度 6 強の揺れが発生した場合、落橋には至らないものの、橋梁本体（通行する部分）に段差等損傷が生じるおそれがある（香川県道路課）とされている。このため、これらの橋が仮に、通行できなくなった場合、同地区から地区外への避難がより困難となる。</p>	
<p>このことについて、高松市は、木太地区の指定緊急避難場所（津波避難ビル）の充足状況を再確認し、新たな津波避難ビルの指定の検討や、耐震化されているマンション等の住民については居住している建物の上階に避難することを周知徹底するなどの対策を検討したいとしている。</p>	
<p><b>(エ) 児童・生徒の緊急避難場所が不明確</b></p>	<p>図表 2-(2)-㉔</p>
<p>坂出市の危機管理部局（危機監理室）では、①津波浸水想定区域内の施設に避難することが、津波火災や長期間の孤立等のリスクを含んでいること、②津波避難ビルを指定することで避難開始の遅れや混雑による二次災害が発生するおそ</p>	

れがあることから、地震発生から津波が到達するまでの約2時間以上を最大限利用して津波浸水想定区域外へ避難することを津波に対する避難方針としている。

このため、坂出市（危機監理室）では、住民個人や避難場所（施設）の状況等により逃げ遅れた場合には、生命を守るため、津波浸水想定区域内にある近くの高い場所に避難することも否定はしないが、教育委員会（学校教育課）に対し、地震による津波が発生した場合、避難する時間がないとき等を除き、市内の市立幼稚園、小学校及び中学校の児童・生徒を津波浸水想定区域外に避難させるよう周知している。

しかし、教育委員会では、地域連携の一環として各学校等が独自に津波発生時の緊急避難場所を決定するようにしており、市内の市立幼稚園、小学校及び中学校に対し、児童、生徒を津波浸水想定区域外に避難させるようには周知していない。

今回、坂出市の津波浸水想定区域内に所在する市立幼稚園3施設（中央幼稚園、瀬居幼稚園及び松山幼稚園）における津波発生時の緊急避難場所の設定状況をみると、当該幼稚園3施設における津波発生時の緊急避難場所（計6か所）のうち、①中央幼稚園では、津波浸水想定区域内（浸水深0.3～1m）にある小学校の運動場、校舎等（3か所）、②松山幼稚園では、津波浸水想定区域内（浸水深1～2m）にある小学校の校舎（1か所）を緊急避難場所に設定している。

図表 2-(2)-②④

#### （オ）地震発生時のため池決壊による指定緊急避難場所及び津波避難ビルの浸水想定 の周知状況

中央防災会議の南海トラフ基本計画の「第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策」「第7節 様々な地域的課題への対応」「6 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減」では、「国、地方公共団体及び関係事業者は、地震動や津波による被害の未然防止または軽減を図るため、土地改良施設の耐震化、農業用燃料タンクの耐震化・耐浪化、農地地すべりの防止又は軽減を図る対策、海水の侵入を防ぐ堤防等の整備を推進するとともに、ため池決壊等に係るハザードマップの作成、警報装置等の整備に努める」こととされている。

図表 2-(2)-②⑤

香川県は、全国で3番目にため池が多い県であり、県内17市町のうち、調査対象5市を含む13市町では、ため池台帳に記載されたため池の容量等のデータに基づき、コンサルタント会社に委託するなどしてため池決壊等に係るハザードマップ（以下「ため池ハザードマップ」という。）を作成している。

今回、上記のため池ハザードマップにより、調査対象5市における地震発生時のため池決壊による浸水想定（以下「ため池浸水想定」という。）をみると、次のとおり、高松市、丸亀市、坂出市及び東かがわ市では、地震によるため池の決壊により、津波発生時の避難場所として利用できないおそれがある指定緊急避難場所又は津波避難ビルがあるにもかかわらず、防災部局と農林部局の連携が不十分であることなどから、具体的な対策を講じていない状況がみられた。

図表 2-(2)-②⑥

図表 2-(2)-②⑦

① ため池浸水想定区域及び津波浸水想定区域の両区域に該当しているにもか

かわらず、ため池決壊と津波という複合的な要因を考慮せず、津波発生時の指定緊急避難場所又は津波避難ビルに指定しているもの（高松市及び丸亀市の計 11 施設）

- ② ため池浸水想定区域に該当しているにもかかわらず、津波浸水想定区域に該当していないことから、地震によるため池決壊を考慮せず、津波発生時の指定緊急避難場所又は津波避難ビルに指定しているもの（高松市、丸亀市、坂出市及び東かがわ市の計 12 施設）

#### イ 緊急避難路の安全性の確保状況

中村河川国道事務所が、黒潮町内の国道 56 号法面の道路点検用通路を改良して整備した緊急避難路（2 か所）は、最大クラスの津波による浸水深 15m～20m に対し、1 か所は、地盤からの高さが上段で約 4 m～9 m（上段の高さ 11.11m）、中段で約 11m～16m（中段の高さ 4.08m）不足している。また、別の 1 か所は、地盤からの高さが中段で約 2.5m（中段の高さ 17.54m）不足している（上段の高さは 25.20m で浸水深 20m よりも高い位置にある。）。

このことについて、中村河川国道事務所では、上記の緊急避難路は、高台への避難に利用する目的で整備したものであり、避難場所ではないことから支障はないとして、緊急避難路としての利用を見直すことや高さが不足している部分への立入りを制限するなどの措置を講じていない。しかし、当該緊急避難路（2 か所）は、いずれも津波発生時の避難場所につながっておらず、住民が避難場所と誤認して避難するおそれがある。

図表 2-(2)-㉔

#### ウ 避難可能距離及び避難距離の設定状況

今回、調査対象 20 市町における避難可能距離の設定状況をみると、徳島県及び高知県の計 9 市町では、徳島市（注 1）を除き、消防庁の津波避難計画策定指針、徳島県の「市町村津波避難計画の策定に関するガイドライン」（以下「徳島県津波避難計画策定ガイドライン」という。）及び「高知県津波避難計画策定指針」に基づく計算式（注 2）により、避難可能距離を算出している。

（注）1 徳島市では、避難可能距離を移動距離から直線距離に換算するため、避難可能距離の計算式で算出した数値を 1.4 で除している。

2 避難可能距離の計算式に使用する数値（避難開始時間及び歩行速度）については、市町により多少の差異がある。

しかし、香川県、愛媛県及び高知県の計 11 市町では、①津波到達予想時間が長いこと、②平成 27 年 5 月に県から津波避難計画の策定指針を送付されたばかりであること等の理由から、避難可能距離を算出していない。

このため、上記の避難可能距離を算出していない 11 市町のうち、坂出市及びさぬき市では、次のとおり、住民等の避難距離が長くなっており、幼児、高齢者等が避難する際の負担が大きくなっている状況がみられた。

- ① 坂出市が平成 26 年 1 月に実施したシミュレーション結果では、同市の津波浸水想定区域内には、避難距離が約 2,800m となり、消防庁の津波避難計画策定指

図表 2-(2)-㉕

針における目安とされる最長の避難距離（500m）の5倍以上に相当する地区（同市久米町、林田町等）がある。

- ② さぬき市の津波浸水想定区域内には、避難距離が最短でも約1,100mとなり、消防庁の津波避難計画策定指針における目安とされる最長の避難距離（500m）の2倍以上に相当する地区（同市志度寺町等）がある。

## エ 津波発生時のスクールバス運行マニュアルの作成状況等

### （ア）教育委員会におけるスクールバス運行マニュアルの作成指示の実施状況

四国4県の教育委員会の県立学校（中学校、高校及び特別支援学校）に対するスクールバス運行マニュアル作成に係る指示の実施状況みると、次のとおりとなっている。

- ① 徳島県教育委員会では、津波浸水想定区域内でスクールバスを運行している県内の県立学校3校に対し、学校防災計画の作成に係る説明会の際、個別にスクールバス運行マニュアルの作成に係る指示を行っている。
- ② 香川県教育委員会では、「防災の手引き」に、特別支援学校の知的障害者に係る留意事項として、スクールバスの緊急時における避難場所を確保する旨記載している。
- ③ 愛媛県教育委員会では、各学校に対し、各種災害に備え、学校や地域の実情に応じた学校防災マニュアルを策定し、適宜見直しを行うよう指導している。
- ④ 高知県教育委員会では、「高知県学校防災マニュアル作成の手引き」にスクールバス乗車時の対応が規定されていることから、県内の県立学校に対し、学校防災マニュアルの策定・見直しの際、運転手との連絡方法、避難場所等の必要事項の記載を指示している。

また、調査対象20市町のうち、管内に津波浸水想定区域内を運行しているスクールバスがない徳島県及び香川県の計4市を除く16市町の教育委員会について、公立学校（小学校及び中学校）に対するスクールバス運行マニュアルの作成に係る指示の実施状況をみると、9市町の教育委員会では、当該指示を行っていたが、残りの7市町の教育委員会では、学校において当該マニュアルを作成することについて認識がなかったこと等から、当該マニュアル作成についての指示を行っていない。

### （イ）公立学校におけるスクールバス運行マニュアルの作成状況

津波発生時のスクールバス運行マニュアルを作成していない学校では、津波発生時にスクールバスの運転手との連絡、運行経路の変更、避難場所への移動等が、迅速かつ円滑に行われず、スクールバスを利用している児童、生徒が津波の被害に遭う危険性があるが、今回、四国4県の県立学校及び調査対象20市町における当該マニュアルの作成状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 四国4県の県立学校（中学校、高校及び特別支援学校）のうち、津波浸水想定区域内でスクールバスを運行する学校（中等教育学校1校及び特別支援学校

図表 2-(2)-⑳

図表 2-(2)-㉑

図表 2-(2)-㉒

<p>(養護学校) 19 校の計 20 校、38 路線) における津波発生時のスクールバス運行マニュアルの作成状況 (平成 27 年 5 月 1 日現在) をみると、愛媛県の特別支援学校 2 校については、平成 27 年 4 月にスクールバスの運行を開始したことから、当該運行マニュアルを作成中である。</p> <p>② 調査対象 20 市町の公立学校 (小学校及び中学校) のうち、津波浸水想定区域内でスクールバスを運行する学校 (小学校 33 校、中学校 14 校、小・中一貫校 1 校、特別支援学校 1 校の計 49 校、92 路線) における津波発生時のスクールバス運行マニュアルの作成状況 (平成 27 年 5 月 1 日現在) をみると、運行マニュアルを作成することについて認識がなかったことなどの理由から、四国 4 県の小学校 17 校及び中学校 9 校の計 26 校が、当該運行マニュアルを作成していない。</p>	<p>図表 2-(2)-⑳</p>
<p><b>オ 国、特殊法人等が管理等を行う施設の津波避難ビルへの指定状況</b></p>	
<p>今回、高知県内の調査対象 5 市町における、国、特殊法人及び独立行政法人が管理等を行っている施設の津波避難ビルへの指定状況 (平成 27 年 5 月 1 日現在) をみると、次のとおり、国の了解が得られなかったこと等から、津波避難ビルの指定に支障が生じている事例がみられた。</p>	
<p>① 国が管理等を行っている施設に対し、津波避難ビルの指定を要請したが、国の了解が得られなかったこと等から、指定に至っていない事例 (高知市 2 か所 (高知法務総合庁舎及び高知労働総合庁舎)、香南市 1 か所 (陸上自衛隊第 2 赤岡宿舎) の計 3 か所)</p>	<p>図表 2-(2)-㉑</p>
<p>② 施設管理者の内部手続に時間を要していることなどから、津波避難ビルの指定に係る協定書の締結に時間を要している事例 (高知市 2 か所 (高知地方合同庁舎及び高知港湾合同庁舎))</p>	<p>図表 2-(2)-㉒</p>
<p>なお、上記②の高知港湾合同庁舎については、平成 27 年 9 月 30 日に高知市と同庁舎の管理官署である高知海上保安部との間で津波避難ビルの指定に係る協定書が締結されている。</p>	
<p>以上のような状況がみられる原因として、関係機関において、災対法、防災基本計画、津波避難ビル等ガイドライン等の規定を踏まえた、津波発生時における住民等の避難場所や児童・生徒等の安全の確保を図る必要性について、十分理解されていないことが挙げられる。</p>	
<p>また、四国地震防災基本戦略において、四国 4 県をとりまとめリーダーとする「既設避難施設の再検証」、「安全な避難場所・避難ルートへの見直し」等が実施すべき個別項目として示されているが、この取組が行われていないことが挙げられる。</p>	
<p>一方、以下のような推奨的な取組み事例もある。</p>	
<p>① 津波避難ビルに指定されている国の行政機関等の施設のうち、高知よさこい咲</p>	<p>図表 2-(2)-㉓</p>



都合同庁舎では自動開錠システムの設置、また、須崎第2地方合同庁舎では蹴破式扉の設置等により、夜間・休日の利用に関する課題を克服する取組を行っている（須崎第2合同庁舎に関しては整備予定）。

- ② 「経済財政運営と改革の基本方針 2014 について～デフレから好循環拡大へ～」  
（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を受け、各財務局では、国、地方公共団体、その他関係機関が相互に連携・情報共有し、地域における庁舎などの公的施設の最適利用や地域の様々な課題解決に向けての調整を進めていき、公的施設等の集約・最適化（マッチング）を行うなど、「地域における国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）」の取組を行っている。

上記須崎第2地方合同庁舎の取組については、四国財務局が、須崎市からの要請等を踏まえ、他の庁舎での対応例を管理官庁に提供するなどの対応を行っており、今後も、地方公共団体や関係機関と緊密に連携を図り、地域における国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）の取組みを行うことなどで、地域貢献に努めるとしている。

#### 【所見】

したがって、関係機関は、津波発生時において住民等の安全な避難場所を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

#### ア 指定緊急避難場所の安全性の確保等

- 市町村が実施する指定緊急避難場所等の安全性の確保等の取組の推進について、四国戦略会議において協力すること。（四国戦略会議事務局：四国地方整備局）

#### イ 浸水するおそれのある緊急避難路の安全確保が不十分

- 整備した緊急避難路のうち、最大クラスの津波による浸水に対して、施設の高さが不足しているものについては、緊急避難路としての利用の見直しを検討すること。また、緊急避難路の一部区域について、最大クラスの津波による浸水が想定される場合には、当該区域に住民等が立ち入ることができないようにする措置を講ずること。（中村河川国道事務所）

#### ウ 避難可能距離及び避難距離の設定状況

- 海岸線等を有する四国地域の市町村が実施する避難可能距離及び避難距離の設定等の取組の推進について、四国戦略会議において協力すること。（四国戦略会議事務局：四国地方整備局）

#### エ 津波発生時のスクールバス運行マニュアルの作成状況等

- 海岸線等を有する四国地域の市町村等が実施する津波発生時のスクールバス運行に関するマニュアルの作成等の津波対策の推進について、四国戦略会議において協力すること。（四国戦略会議事務局：四国地方整備局）

図表 2-(2)-⑳

<p><b>オ 国、特殊法人等が管理等を行う施設の津波避難ビルへの指定状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 高知市からの要請に応じて、津波避難ビルの指定を積極的に受けること。(高知地方検察庁及び高知労働局)</li><li>② 香南市からの要請に応じて施設整備が整い次第、津波避難ビルの指定を受けること。(陸上自衛隊高知駐屯地業務隊)</li><li>③ 国の行政機関内部における調整等を速やかに行い、高知市との間で津波避難ビルの指定に係る協定を早急に締結すること。(中国四国農政局高知支局)</li></ul>	
--	--

(3) 緊急避難場所への円滑な誘導・案内

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>(指定緊急避難場所等における誘導表示等)</p> <p>防災基本計画（平成 27 年 7 月最終改正。中央防災会議決定）の「第 4 編 津波災害対策編」「第 1 章 災害予防」「第 3 節 国民の防災活動の促進」「2 防災知識の普及、訓練」において、「国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする」とされている。</p> <p>内閣府の津波避難ビル等ガイドラインでは、市町村は、「津波避難ビル等への円滑な避難誘導や津波避難ビル等の存在の周知・啓発のため、避難経路や津波避難ビル等に標識を設置する」とされている。</p> <p>消防庁の津波避難計画策定指針では、「観光客等（観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者など）の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔・津波浸水想定区域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要である」、「逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の津波避難ビル指定・設定及びその表示等も必要である」とされている。</p> <p>四国地震防災基本戦略において、四国地方整備局をとりまとめリーダーとする「避難所標識、避難誘導標識、津波高さ表示板の設置及び改修計画」が実施すべき個別項目として示されている。</p> <p>また、四国地震防災基本戦略において、「住民以外の避難者等への避難の呼びかけも必要であることから、走行中の車両、運航中の列車・船舶・航空機や公共交通機関利用者、海水浴客、観光客等に対して、できるだけすみやかに、かつ確実に警報等を提供する手段や、確実に避難できる誘導方法の検討を行う。」とされている</p> <p>(指定緊急避難場所等の表示方法)</p> <p>平成 25 年 6 月に災対法が改正され、従来、明確に区別されていなかった、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所について、市町村が、洪水、津波等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所又は指定避難所として指定することとされた。</p> <p>これを受けて、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（府政防第 369 号、消防災第 126 号 平成 26 年 3 月 26 日付け 各都道府県防災主管部長宛て消防庁国民保護・防災部防災課長通知）の「8. 既存の避難場所等の見直しの検討及びその指定」では、「地域防災計画に位置付ける指定緊急避難場所等の個別の名称については、住民に両者の違いが十分に理解される限りにおいて、必ずしも地域における呼称までを法律上の「指定緊急避難場所」</p>	<p>図表 2-(3)-①</p> <p>図表 2-(3)-②</p> <p>図表 2-(3)-③</p> <p>図表 2-(3)-④</p> <p>図表 2-(3)-⑤</p>

<p>又は「指定避難所」とすることを求めるものではないが、両者の区別について住民等に混乱が生じないように住民への周知に当たっては工夫・配慮されたい。その上で、従来から各自治体で使用している名称をもって表示することも可能である。」とされている。</p>	
<p><b>(指定緊急避難場所の夜間・休日における解錠)</b></p> <p>内閣府の津波避難ビル等ガイドラインでは、津波避難ビル等の解錠について、「津波避難ビル等の管理者（委託者を含む。）、市町村職員、市町村によって依頼された者（町内会、自主防災組織等）等の関係者と協議・確認する」また、「円滑に解錠が実施されなかった場合、もしくは困難な場合に備え、緊急的な措置により津波避難ビル等への避難も可能なよう、津波避難ビル等の管理者、市町村、地域住民との間で事前協議を図る」とされている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑥</p>
<p><b>(駅における指定緊急避難場所の誘導表示)</b></p> <p>J R 四国では、災対法第 39 条第 1 項及び東南海・南海地震に関わる地震防災対策の推進に関する特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 16 年 6 月に策定している「四国旅客鉄道株式会社防災業務計画（東南海・南海地震編）」の中で、「旅客公衆等に対する避難誘導體制の整備」として、「発災時における旅客公衆等の避難については、地方自治体等の定める避難地」とすること、「避難地、避難経路については、地図に明記したものを駅舎等に掲出する」としている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑦ 図表 2-(3)-⑧</p>
<p>また、J R 四国では、「津波警報等発表時の運転規則等に係る対処要領」（平成 17 年 9 月 20 日策定。平成 26 年 12 月 1 日最終改正）の中で、「駅のお客様等の避難誘導」について、「駅長は、大津波警報及び津波警報発表時の乗客等の避難先を駅所在地の地方自治体が指定する避難場所とし、避難経路を記載した地図等を駅に掲出する」としている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑨</p>
<p><b>(指定緊急避難場所への避難路・避難経路の指定、整備等)</b></p> <p>内閣府の津波避難ビル等ガイドラインでは、「津波避難ビル等候補の選定にあたっては、必要に応じて現地踏査等を実施し、避難路・避難経路及び避難方法を確認する必要がある」とされており、当該ガイドラインの基本方針として、「市町村は、ワークショップや現地調査によって、避難にあたって想定される避難路・避難経路の危険性について確認する。留意すべき危険箇所等が確認された場合は地域住民等に対して周知の徹底を図るとともに、必要な整備を行う」とされている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑩</p>
<p>また、消防庁の津波避難計画策定指針では、避難路、避難経路の指定、設定について、「市町村長は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するように努める」、「住民等は安全性の高い避難経路を設定する」としており、避難路の機能性の確保の一つとして、「夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること」とされている。</p>	<p>図表 2-(3)-⑪</p>
<p><b>(郵便ポストへの津波発生時避難場所シールの貼付)</b></p> <p>日本郵便株式会社四国支社は、南海トラフ巨大地震に備え、平成 25 年 9 月に高知</p>	

県、また、平成 26 年 10 月に愛媛県との間で、郵便ポストへの避難場所等を表示する取組に関する確認書を取り交わし、利用者サービスの一環として、高知県沿岸部及び愛媛県宇和海沿岸部の主要ポストへ避難場所等の表示シール（以下「津波発生時避難場所シール」という。）を貼付することにより、津波発生時の避難場所の案内、日頃からの避難場所の周知を行う取組を行っている。

また、日本郵便株式会社四国支社では、愛媛県及び高知県を通じ、津波発生時避難場所シールを貼付するポストの所在する市町に対し、当該郵便ポストに対応する津波避難場所等の情報提供を依頼している。

## 【調査結果】

### ア 指定緊急避難場所等に係る標識の設置状況等

#### （ア）指定緊急避難場所等の標識の表示内容

平成 25 年 6 月に災対法が改正され、従来、明確に区別されていなかった、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所について、市町村が、洪水、津波等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所又は指定避難所として指定することとされた。

今回、調査対象 20 市町における津波発生時の指定緊急避難場所等（緊急避難場所等（高台を含む。）148 か所、津波避難ビル 139 か所及び津波避難タワー 7 か所の計 294 か所）について、避難場所の標識の表示内容をみると、当該標識に記載されている表示内容は、「津波避難ビル」、「緊急避難場所」、「広域避難場所」等 17 種類あるが、各種災害のうち、津波が発生した場合の避難場所であることが明記されているのは、「津波避難ビル」、「津波緊急避難場所」等の 6 種類であり、災対法の改正に伴う表示の見直しが進んでいない。

このため、調査対象 20 市町の中には、災害種別にかかわらず、「避難場所」としか表示されていないため、津波浸水想定区域内において、住民等が誤って津波発生時の緊急避難場所ではない避難場所（津波以外の災害に対応）に避難するおそれのあるものがみられた。

#### （イ）指定緊急避難場所等における標識の設置状況等

今回、調査対象 20 市町において抽出した津波発生時の指定緊急避難場所等（緊急避難場所等（高台を含む。）148 か所、津波避難ビル 139 か所及び津波避難タワー 7 か所の計 294 か所）について、標識の設置状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 指定緊急避難場所等の敷地又は施設（建物）の入口に当該避難場所を示す標識（津波発生時の避難場所であることが明示されていないものを含む。）が設置されていないもの（17 市町 94 か所）
- ② 指定緊急避難場所等の標識が設置されている付近に外灯などの照明が設置されていないこと等から、夜間、当該標識の記載内容を視認できないもの（13 市町 38 か所）

図表 2-(3)-⑫

図表 2-(3)-⑬

図表 2-(3)-⑭

<p><b>(ウ) 津波避難ビルの夜間・休日における解錠方法等</b></p> <p>今回、調査対象 20 市町のうち、夜間・休日に施錠されている施設（外部階段により避難できるものを除く。）を津波避難ビルに指定している 13 市町において、現地調査を実施した津波避難ビル 109 か所の夜間・休日における解錠方法をみると、次のとおりとなっている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地震の揺れにより自動的に解錠するキーボックス（鍵保管庫）の鍵を使用し て解錠するもの（3 市 21 か所）</li> <li>② 施設入口の蹴破式扉を蹴破るもの（4 市町 8 か所）</li> <li>③ ガラスを破るもの（5 市 17 か所）</li> <li>④ 錠を壊すもの（1 町 1 か所）</li> <li>⑤ 夜間・休日に津波避難ビル内に常駐している職員等（宿直、警備員等）が解 錠するもの（8 市町 27 か所）</li> <li>⑥ 施設の職員等（上記⑤の職員等を除く。）が解錠するもの（5 市 29 か所）</li> <li>⑦ 地震の揺れにより施設入口の扉が自動的に解錠するもの（1 市 2 か所）</li> </ol> <p>しかし、徳島県及び愛媛県内の津波避難ビルでは、①夜間・休日の解錠方法を 定めていないもの（2 市町 4 か所）、②津波避難ビル管理者から、緊急時には住 民等がガラス戸のガラスを割って施設に避難することについて了承を得ている ものの、当該津波避難ビル周辺の住民にその旨（避難方法）を周知していないも の（1 市 1 か所）がみられた。</p> <p>また、調査対象 20 市町において抽出した津波発生時の指定緊急避難場所等（緊 急避難場所等（高台を含む。）148 か所、津波避難ビル 139 か所及び津波避難タ ワー 7 か所の計 294 か所）のうち、夜間・休日に施錠されている指定緊急避難場 所（解錠方法が未定のもの及び利用不可のものを除く。）のうち、避難者に対す る解錠方法の表示が必要なもの（17 市町 116 か所）について、夜間・休日にお ける表示状況をみると、敷地又は建物の入口に当該表示が行われていないもの が 16 市町 90 か所みられた。</p>	<p>図表 2-(3)-⑮</p> <p>図表 2-(3)-⑯</p> <p>図表 2-(3)-⑰</p> <p>図表 2-(3)-⑱ (再掲)</p>
<p><b>イ 避難場所への誘導表示の表示状況等</b></p> <p><b>(ア) 集客施設における避難場所への誘導表示の表示状況</b></p> <p>今回、四国 4 県の津波浸水想定区域内に所在する道の駅、観光施設等の集客施 設（JR 四国の駅を除く。）のうち、徳島県内 3 施設、香川県内 3 施設、愛媛県 内 3 施設、高知県内 5 施設の計 14 施設について、集客施設から避難場所への誘 導表示の表示状況を調査したところ、四国 4 県の 14 施設において、次のような 状況がみられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 集客施設から避難場所への誘導表示が掲示されていないもの（6 施設）</li> <li>② 集客施設から避難場所への誘導表示に、津波発生時の避難場所ではない不適 切な施設が表示されているもの（2 施設）</li> <li>③ 集客施設から避難場所への誘導表示に、津波発生時の避難場所であることが 明記されていないもの（2 施設）</li> </ol>	<p>図表 2-(3)-⑲</p> <p>図表 2-(3)-⑳</p>

<p>④ 集客施設から避難場所への誘導表示に、最寄りではない遠くの津波発生時の避難場所が表示されているもの（2施設）</p> <p>⑤ 集客施設の敷地内に設置されている複数の誘導表示に異なる津波発生時の避難場所が表示されているもの（2施設）</p> <p>⑥ 集客施設から避難場所への誘導表示に、避難経路が表示されていないもの（4施設）</p> <p>⑦ 集客施設から避難場所への誘導表示のサイズが小さくて見づらいもの（1施設）</p> <p>⑧ 集客施設から避難場所への誘導表示が、集客施設の見づらい位置（場所）に掲示されているもの（2施設）</p>	
<p>また、四国4県の津波浸水想定区域内に所在するJR四国の駅のうち、徳島県内4施設、香川県内10施設、愛媛県内3施設、高知県内1施設の計18施設について、駅から避難場所への誘導表示の表示状況を調査したところ、15施設において、次のような状況がみられた。</p> <p>① 津波発生時の避難場所であることが明記されている誘導表示が掲示されていないもの（4施設）</p> <p>② 津波以外の災害に係る避難場所の誘導表示にその旨明記されておらず紛らわしいもの（13施設）</p> <p>③ 駅から避難場所への誘導表示に、津波発生時の指定緊急避難場所に指定されていない施設が避難場所として表示されているもの（2施設）</p> <p>④ 駅から避難場所への誘導表示に、最寄りではない避難場所が表示されているもの（4施設）</p> <p>⑤ 駅に設置されている複数の津波発生時の避難場所に係る誘導表示に異なる避難場所が表示されているもの（1施設）</p>	<p>図表 2-(3)-⑳</p> <p>図表 2-(3)-㉑</p>
<p>一方、高知空港津波避難計画協議会（注）では、平成24年4月に、高知空港津波避難計画を策定（27年5月改訂）しており、同計画において、災害時要援護者（地理不案内等）の避難を支援するため、「矢印等で避難方向が一目でわかる案内板の掲示」を行うこととされていることから、25年5月に、高知空港ターミナルビル内の階段や通路に、避難スペース（同ビル屋上デッキ）までの誘導表示を設置している。</p> <p>（注） 「高知空港津波避難計画協議会」は、高知空港事務所、高知空港ビル株式会社、航空会社及びビル入居テナントで構成されている。</p>	<p>図表 2-(3)-㉒</p> <p>図表 2-(3)-㉓</p>
<p><b>（イ）指定緊急避難場所等の周囲における誘導表示の表示状況</b></p> <p>今回、調査対象20市町において現地調査を実施した津波発生時の指定緊急避難場所等（緊急避難場所（高台を含む。）148か所、津波避難ビル139か所及び津波避難タワー7か所の計294か所）の周囲における誘導表示の表示状況を調査したところ、当該避難場所等の周囲に当該避難場所等への誘導表示が設置されて</p>	<p>図表 2-(3)-㉔</p> <p>（再掲）</p> <p>図表 2-(3)-㉕</p> <p>図表 2-(3)-㉖</p>

いないものが 19 市町で 175 か所みられたほか、10 市町の 36 基において、次のとおり、誘導表示の表示内容が不適切なものがみられた。

- ① 指定緊急避難場所等の名称が表示されていないもの（4 市町 8 基）
- ② 避難場所の誤った名称が表示されているもの（2 市 5 基）
- ③ 津波発生時の避難場所であることが明記されていないもの（1 町 5 基）
- ④ 指定緊急避難場所等に指定されていない不適切な避難場所が表示されているもの（3 市町 5 基）
- ⑤ 最寄りではない遠くの避難場所が案内されているもの（6 市町 14 基）
- ⑥ 避難場所までの距離が表示されていないもの（7 市町 25 基）
- ⑦ 津波避難場所と異なる図記号が表示されているもの（1 町 3 基）
- ⑧ 同一地点に設置されている複数の誘導表示に異なる避難場所が表示されているもの（3 市 3 か所）
- ⑨ 避難場所の方向が表示されていないもの（3 市 5 基）
- ⑩ 表示されている避難場所の方向が誤っているもの（2 市 2 基）
- ⑪ ハザードマップに記載された避難経路と異なる避難経路が表示されているもの（1 市 1 基）

一方、八幡浜市では、平成 18 年度～20 年度に海岸線を有する地区の自主防災組織が結成された際、津波避難場所の避難経路に、①避難場所の種別表示（「津波避難場所」）、②津波避難場所の名称、③津波避難場所の方向を示す矢印、④津波避難場所までの距離、⑤「津波避難場所」の外国語（英語）併記、⑥ J I S 規格の津波避難場所標識の図記号を記載した、分かりやすい誘導表示を設置している。

図表 2-(3)-②⑥

#### （ウ）国道における指定緊急避難場所への誘導表示の設置状況

今回、調査対象 20 市町内の国道における指定緊急避難場所への誘導表示の設置状況を調査したところ、次の事例がみられた。

<国道事務所から国道敷地の占用に係る説明を受け、指定緊急避難場所への誘導表示の設置を断念した事例>

- ① 室戸市は、国道 55 号を挟んで山間部と海岸部が近接しており、同市が指定する指定緊急避難場所の多くは、自然地形の高台を利用したものとなっていることから、当該避難場所への避難経路は、国道 55 号を横断又は起点としているものが多くなっている。

また、国道 55 号は、地域唯一の幹線道路であるとともに、室戸岬、室戸ジオパーク、平成 27 年 4 月から同年 12 月まで開催される「高知家・まるごと東部博」などへの観光客が多く通行しており、また、歩き遍路も多く利用している。

- ② 今回、海岸沿いに立地する集客施設「道の駅キラメッセ室戸」及び「海の駅とろむ」から最寄りの指定緊急避難場所までの避難経路を調査したところ、集



客施設周辺には、海岸を管理する高知県が誘導表示を設置するとともに、国道55号を横断した先の市道には、室戸市が誘導表示を設置している。しかし、国道55号には指定緊急避難場所への誘導表示が設置されていないことから、観光客や歩き遍路など、地理に不案内な者の円滑な避難に支障が生じるおそれがある。

- ③ このことについて、室戸市（防災対策課）は、国道55号に誘導表示を設置したいと考えているが、平成25年度に土佐国道事務所奈半利出張所に対し、指定緊急避難場所への誘導表示の設置について相談したところ、同出張所から、一般論として、道路法第33条第1項に定められる道路の占用要件の1つである「無余地性」が必要とされる旨の説明があったため、国道敷地内への当該誘導表示の設置を断念し、国道通行車両から誘導表示が容易に目視できる私有地に設置することとしたとしている。

このため、現在まで、国道55号には国道敷地外に設置した誘導表示が数箇所しかなく、誘導には不十分な状態が続いているが、室戸市（防災対策課）は、現時点においても国道55号への誘導表示の設置について強い意向を示しており、円滑な設置が可能となるよう、国が、当該誘導表示の国道への設置を許可する場合の表示板及び支柱の標準仕様（規格、強度等）を定めてほしいとしている。

- ④ これに対し、土佐国道事務所（管理第一課）では、「国道に指定緊急避難場所への誘導表示を設置することについては、津波避難対策として必要なものであれば、設置箇所や仕様について、市町村との調整が必要であるが、設置は可能である。ただし、道路法第33条第1項に定められる無余地性を含めた占用の要件を満たすことは求められる。場所によっては設置可能なので具体的な箇所について相談があれば検討したい。室戸市から、これまで誘導表示の具体的な設置箇所について相談がなかったことから、同市は、当事務所による一般論の説明のみで、誘導表示の設置は無理と判断したものである。」としている。

#### (エ) 避難路・避難経路の整備及び管理の実施状況

今回、調査対象20市町における避難路・避難経路の整備及び管理の実施状況を調査したところ、5市町の計10か所において、次のような状況がみられた。

- ① 避難路・避難経路に手摺等が設置されていないもの（3市町5か所）
- ② 避難路・避難経路に照明が設置されていないもの（5市町8か所、このうち中村河川国道事務所が設置しているもの1か所）
- ③ 避難路・避難経路に雑草が繁茂しているもの（2市町4か所、同3か所）
- ④ 避難路に設置された照明を点灯するためのボタンが雑草に紛れて見づらいもの（1町1か所、同1か所）
- ⑤ 蹴破式扉の前のスペースが狭く、蹴破る際に転落するおそれのあるもの（1町1か所、同1か所）

図表 2-(3)-㉓

図表 2-(3)-㉔

図表 2-(3)-㉕

また、上記の避難経路に照明が設置されていないもののうち、美波町の大浜海岸から階段を上り県道 25 号線（指定緊急避難場所）に至る避難経路（距離 約 30m）については、付近に国民の宿うみがめ荘、住宅約 30 戸等があるにもかかわらず、同町が、ウミガメ産卵に係る保護規制として夜間照明を規制していることから、外灯が設置されていないが、次の理由から、外灯として低圧ナトリウム灯（橙黄色）を設置することは可能である。

- ① 特定非営利活動法人日本ウミガメ協議会（松沢慶将会長）は、「ウミガメは、赤色光をあまり見ることができないので、低圧ナトリウム灯（橙黄色）などを使用し、できるだけ光量を下げれば外灯を設置しても問題はない」としている。
- ② 鹿児島県龍郷町（奄美大島）では、ウミガメ観察会の参加者が懐中電灯に赤いセロファンを張り付けた「赤色ライト」を使用している。

#### （オ）避難場所案内図の設置状況

今回、調査対象 20 市町の公共施設等に設置されている、津波発生時の避難場所を記載した案内図を調査したところ、9 市町の計 20 基において、次のような状況がみられた。

- ① 津波避難場所の一部が表示されていないもの（6 市町 8 基）
- ② 指定緊急避難場所等に指定されていない不適切な避難場所が表示されているもの（6 市町 11 基）
- ③ 津波発生時の避難場所であることが明記されていないもの（3 市町 10 基）
- ④ 案内図の塗装が劣化して判読できないもの（1 町 1 基）

また、香川県内の調査対象 5 市のうち、高松市は、津波避難ビルの周囲等の市内各所に、①津波避難ビルの名称及び所在地、②津波浸水想定区域及び浸水深等を記載した津波避難ビルマップを設置している。

しかし、高松市における津波避難ビルマップ（東部、中部及び西部）の記載内容を調査したところ、次のような状況がみられた。

- ① 平成 27 年 4 月 1 日現在で高松市が津波避難ビルに指定している 110 施設のうち、8 施設については、津波避難ビルとして同マップに記載されていない。  
また、1 施設（がん検診センター）については、津波避難ビルの指定を解除されているにもかかわらず、津波避難ビルマップ（西部）に記載されている。
- ② 津波避難ビルマップに記載されている津波浸水想定区域は、平成 17 年に香川県が公表したものであり、同県が 26 年 3 月末に公表した第 4 次地震・津波被害想定区域と相違している。

#### （カ）郵便ポストへの津波発生時避難場所シールの貼付状況

今回、愛媛県及び高知県内の調査対象 10 市町で津波発生時避難場所シールが貼付されている郵便ポスト（愛媛 224 基、高知 306 基の計 530 基）のうち、愛媛県内 30 基、高知県内 42 基の計 72 基について、貼付されている同シールの記載内容等をみると、次のような状況がみられた。

図表 2-(3)-⑩

図表 2-(3)-⑪

図表 2-(3)-⑫

図表 2-(3)-⑬

図表 2-(3)-⑭

図表 2-(3)-⑮

- ① 津波発生時の避難場所ではない施設に誘導しているもの（1市1基）
- ② 最寄りの津波発生時の避難場所に誘導していないもの（5市町12基）
- ③ 津波発生時の避難場所への方角を誤って記載しているもの（2市町2基）
- ④ 津波発生時の避難場所までの距離表示が誤っているもの（3市7基）

以上のような状況がみられる原因としては、①関係機関等において、防災基本計画、津波避難ビル等ガイドライン等の規定を踏まえた、津波発生時の緊急避難場所への誘導や避難路・避難経路の整備等を的確に実施することの必要性について、理解が十分でなかったこと、②市町が、指定緊急避難場所の見直し（指定又は解除）を行った際、JR四国等に対し、その内容を連絡していないなど、市町とJR四国等との連携が不十分であったことが挙げられる。

また、津波発生時の緊急避難場所への誘導については、四国地震防災基本戦略において四国地方整備局をとりまとめリーダーとする「避難所標識、避難誘導標識、津波高さ表示板の設置及び改修計画」の取組について、フォローアップが行われていないことが挙げられる。

さらに、四国地震防災基本戦略において四国運輸局をとりまとめリーダーとする「住民以外の海水浴客、観光客等への確実な情報提供、避難誘導方法の確立」の取組について、同局から各県防災担当部局等を通じて観光施設等に対し、観光客等への避難誘導対策の実施を要請しているが、各観光施設等における対策の実施状況のフォローアップが行われていないなど取組が十分でないことも挙げられる。

#### 【所見】

したがって、関係機関は、津波発生時における住民等の円滑な避難を支援する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 四国戦略会議の場を活用して関係構成員と協力し、市町村等が実施する緊急避難場所への誘導・案内の適切な実施等の取組を推進すること。（四国地方整備局）
- ② 四国戦略会議の場を活用して関係構成員と協力し、四国地域の浸水想定区域内に所在する集客施設における避難場所への誘導・案内の適切な実施の点検及び当該点検結果に基づく適切な誘導・案内の実施等の取組を推進すること。（四国運輸局）
- ③ 室戸市から、国道55号に津波発生時の指定緊急避難場所への誘導表示を設置することについて申請があった場合、的確な助言を行うとともに、国道の管理に特段の支障がない限り、当該誘導表示の設置を許可すること。（土佐国道事務所）
- ④ 黒潮町内の緊急避難路について、i) 照明の設置、ii) 定期的な雑草の除去、iii) 蹴破式扉の前のスペースを拡大するなどの転落防止対策を実施すること。（中村河川国道事務所）

#### 【課題】

津波発生時における住民等の円滑な避難を支援する観点から、次の措置を講ずることが課題となっている。

- 関係市町と連携を図り、駅やポストに貼付している避難場所への誘導表示をより

一層適切に実施すること。( J R 四国及び日本郵便株式会社四国支社)	
-------------------------------------	--

(4) 住民等の津波に対する危機意識を高めるための情報提供

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(道路利用者への海拔情報の提供)</b></p> <p>国土交通省は、「海拔表示の提供について」(平成24年5月28日付け国道企第27号道路局長通達)により、東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等に海拔情報を表示することによる道路利用者への海拔情報の提供を推進することとしている。</p> <p>また、国土交通省が上記道路局長通達と併せて制定した「海拔表示シート設置方針(案)」(平成24年5月28日制定 平成26年2月20日一部改訂)では、海拔表示シートの仕様等を示すとともに、当該仕様等については、道路標識適正化委員会(注)において調整の上、決定するものとされている。</p> <p>(注)「道路標識適正化委員会」とは、各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容を検討する委員会を示す。</p> <p>さらに、これに先立ち、四国地区幹線道路協議会道路管理部会標識分科会(注)では、平成23年度に、南海トラフ巨大地震の緊急対策として海拔表示の実施方法について協議した結果、四国の太平洋側では海拔15m以下の区間、また、瀬戸内側では海拔5m以下の区間にある強度の高い横断歩道橋、道路標識柱等に概ね1km間隔で、海拔5mごとに設置する、「海拔帯」、「1m目盛り」及び「ルーラー(定規)」で構成された「海拔知〜る」を設置することとしている。</p> <p>(注)「四国地区幹線道路協議会道路管理部会標識分科会」は、四国地方整備局、四国内の河川国道事務所(国道事務所を含む。)、四国4県、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の委員で構成され、同整備局(道路部道路管理課)に事務局が置かれている。</p> <p><b>【本実態調査における海拔表示の区分】</b></p> <p>① 「海拔知〜る」は、海拔5mごとに設置する「海拔帯」と「1m目盛り」及び「ルーラー」から構成し、「1m目盛り」及び「ルーラー」は必要に応じて加えることができる。</p> <p>② 「海拔表示シート」は、青地に白文字で「この地盤は、海拔〇m」と表示。同様の表示は市町独自のものもあるが、本実態調査においては「海拔表示シート設置方針(案)」に示された様式と同じもののみを海拔表示シートとした。</p> <p>③ 「その他の海拔表示」は、①及び②以外のものをいう。</p> <p><b>(道路利用者への浸水想定区域に関する情報の明示)</b></p> <p>四国地震防災基本戦略において、四国地方整備局をプロジェクトリーダーとする「避難所標識、避難誘導標識、津波高さ表示板の設置及び改修計画」及び「通行者に津波被災区域等の情報を道路に明示(住民の津波への知識や避難行動に対する情報提供)」が実施すべき個別項目とされており、津波の高さや津波被災区域等の情報を道路利用者に明示することについても取り組むこととされている。</p>	<p>図表2-(4)-①</p> <p>図表2-(4)-②</p> <p>図表2-(4)-③</p>

<p><b>(津波からの円滑な避難に関する情報の住民への周知)</b></p> <p>市町村は、災対法第 49 条の 9 の規定により、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。</p>	<p>図表 2-(4)-④</p>
<p><b>【調査結果】</b></p>	
<p><b>ア 道路利用者への海拔情報の提供</b></p>	
<p>四国 4 県における平成 23 年度から 26 年度までの海拔表示の設置数は、「海拔知～る」が、計 1,007 か所、「海拔表示シート」が、計 441 か所となっている。</p>	<p>図表 2-(4)-⑤</p>
<p>また、調査対象 20 市町における平成 24 年度から 26 年度までの海拔表示の設置数は、「海拔表示シート」が、計 136 か所、「その他の海拔表示」が計 3,813 か所となっている。</p>	<p>図表 2-(4)-⑥ 図表 2-(4)-⑦</p>
<p>今回、調査対象 20 市町内に設置されている海拔表示（海拔知～る：徳島 10 か所、香川 28 か所、愛媛 24 か所、高知 25 か所、海拔表示シート：徳島 14 か所、香川 16 か所、愛媛 3 か所、高知 46 か所、その他の海拔表示：徳島 77 か所、香川 25 か所、愛媛 23 か所、計：徳島 101 か所、香川 69 か所、愛媛 50 か所、高知 71 か所）の設置状況を調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	
<p><b>(ア) 海拔知～る</b></p>	
<p>① 樹木、看板等に隠れるなどして、海拔知～るが見えない、又は見づらいもの（8 か所）</p> <p>② 海拔知～るを道路と並行に設置しているため、見づらいもの（1 か所）</p> <p>③ 海拔知～るが側道の街路灯に設置されているため、本線から海拔表示が見づらいもの（1 か所）</p> <p>④ 既に設置されているその他の海拔表示（設置位置の地盤の海拔を表示）に近接（約 2 m～10m）した場所に海拔知～る（設置位置の海拔を表示）が設置されており、通行者の混乱を招くおそれがあるもの（2 か所）</p>	<p>図表 2-(4)-⑧</p>
<p><b>(イ) 海拔表示シート</b></p>	
<p>① 海拔表示シートが、信号柱、街路樹等に隠れて見づらいもの（5 か所）</p> <p>② 既に設置されている海拔知～る（設置位置の海拔を表示）に近接（約 10m）した場所に海拔表示シート（設置位置の地盤の海拔を表示）が設置されており、通行者の混乱を招くおそれがあるもの（1 か所）</p>	<p>図表 2-(4)-⑨</p>
<p><b>(ウ) その他の海拔表示</b></p>	
<p>① 海拔表示が草木に隠れ、見えないもの（1 か所）</p> <p>② 海拔表示にロープが巻かれ、見づらいもの（1 か所）</p>	<p>図表 2-(4)-⑩</p>

## イ 道路利用者への浸水想定区域に関する情報の明示

四国地域においては、上記のとおり、海拔の表示が行われているが、これらの海拔表示のみでは、その設置場所が津波で被災（浸水）するおそれのある危険な場所であるかどうかを判断できない。

四国地震防災基本戦略においては、津波の高さや津波被災区域等の情報を道路利用者に明示することについても取り組むこととされているが、現在、四国地域では、高知県内の一部の地域で土佐国道事務所が浸水想定区域内であることの表示や、香南市等一部市町村が「30cm 津波到達時間」や「最大浸水深」の表示を行っている程度である。

このことについて、4県や調査対象20市町の道路管理者の中には、浸水想定区域の表示は検討課題であるとする前向きな意見がある一方、浸水想定区域を表示した場合、通行者が表示のない場所であれば安全と判断するおそれがあることや、想定が変わる度に表示を変更する必要があること等から実施に消極的な意見がある。

しかし、有識者の中には、「メートル数だけ比較して『津波は来ない』と安心しては逆効果になる。各地の歴史資料に出てくる津波の高さは、津波の痕跡をもとにしており、遡上高を表している例が多い。過去にあった津波の遡上高も併せて周知しないと危険な面もある。」（大阪大学客員教授・名城大学特任教授 川崎浩司氏）として、海拔表示のみでは不十分であるとする声もある。

これについて、香南市は、津波で浸水するおそれがある地点であることを通行者等に周知する必要があるとして、市独自で最大浸水深及び避難行動がとれなくなる浸水深30cmの到達時間を表示しており、通行者等がその地点の危険性を即時に判断できるものとなっている。

## ウ 浸水深30cm到達时间及びその浸水区域の周知

香川県への津波高1mの到達時間は、「内閣府南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）-資料1-5 都道府県別市町村別津波到達時間一覧表」によると、到達時間が最も早い東かがわ市で81分、高松市で116分などとなっており、ほとんどの市町が17分以内である高知県や、県内では最も遅い鳴門市で49分である徳島県などと比べ、香川県は津波到達時間が遅いとされている。

また、平成24年度香川県県政世論調査の結果をみると、南海地震のような大地震が起こった場合に心配なことについて、最も多いのは「建物の倒壊」で69.7%となっており、「津波や浸水、堤防の決壊」は20.3%で第5位にとどまっている。

このような状況から、香川県は、津波被害に対する香川県民の危機意識を向上させる必要があるとして平成26年3月、満潮時に南海トラフの最大クラスの地震が発生し、地盤沈降、液状化沈下に加え、コンクリートの堤防は100%、土堤は75%沈下（津波越流後は破壊）したという条件で、地震の発生から避難行動が取れなくなるとされる「浸水深30cm」となる時間別に色分けした「浸水深30cm到達時間予測図（最大クラス）」を作成し、ホームページで公表するとともに、管内の市町にも住民等に周知するよう要請している。これによると、「浸水深30cm」になるまでに10分未満の地域が香川県内においても多数みられる。

図表 2-(4)-⑪

図表 2-(4)-⑫

図表 2-(4)-⑬

一方、調査対象とした香川県内の5市において浸水深30cmマップの内容を住民等に周知しているものは皆無であり、周知していない理由として次のことを挙げている。

- ① 市内には県が公表した「海面水位が20cm変動する時間」（県内のいくつかの港での時間）よりも浸水深30cm到達時間が遅い地域もあり、仮に、市が住民に対し浸水深30cm到達時間を記載した津波ハザードマップ等を配布する方法により情報提供を行った場合、その記載内容に十分目を通さず、海面水位が20cm変動する時間よりも遅い浸水深30cm到達時間を津波到達時間と誤解し、避難が遅れる可能性があること。
- ② 「津波・高潮ハザードマップマニュアル」（内閣府作成）には、浸水深30cm到達時間及びその浸水区域を記載することとされていないこと。
- ③ 浸水深30cm到達時間が30分以内と短い区域については、海岸に、地震により倒壊することのない頑丈な堤防が整備されているか、又は農地であること。

しかし、以下のことから、浸水深30cm到達時間を地域住民に周知することは重要である。

- ① 平成25年8月に香川県が公表した被害想定（第2次）によると、県内の人的被害（死者数）約6,200人のうち、「津波による被害」が約4,600人で人的被害全体の約74%を占め、「建物倒壊による被害」の約1,600人（約26%）の約3倍にも上る。これにもかかわらず、平成27年度香川県県政世論調査の結果では、依然として、南海地震のような大地震が起こった場合に心配なことについて、最も多いのは「建物の倒壊」で67.4%となっており、「津波や浸水、堤防の決壊」は19.9%で第5位にとどまっており、県民の津波被害に対する危機意識は依然として低いこと。
- ② 浸水深30cmの到達時間が10分未満等、海面水位が20cm変動する時間よりも浸水深30cmの到達時間の方が短い地域は、香川県内に少なくとも37か所あることから、これらの地域の住民に対しては津波等の影響を受ける最も早い時間としてこれを伝え、できるだけ早く避難行動をとるよう周知することが重要であること。

以上のような状況がみられる原因としては、①道路管理者において通行者が見やすい場所に海拔表示を設置するとの意識や、道路管理者間の連携が十分でなかったこと、②四国地震防災基本戦略において、四国地方整備局をプロジェクトリーダーとする「避難所標識、避難誘導標識、津波高さ表示板の設置及び改修計画」及び「通行者に津波被災区域等の情報を道路に明示（住民の津波への知識や避難行動に対する情報提供）」の取組が十分でないこと、③香川県内の調査対象5市においては、津波被害に対する住民の危機意識を向上させる必要性についての理解が十分でないことが挙げられる。

図表 2-(4)-⑭

図表 2-(4)-⑮



**【所見】**

したがって、関係機関は、住民等の津波に対する危機意識を高めるための情報提供を充実させる観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 四国戦略会議の場を活用して関係構成員と協力し、道路利用者への浸水想定区域に関する情報の明示等の取組を推進すること。(四国地方整備局)

② 海拔表示について、他の道路管理者と協力し、通行者が見づらいものや近接して設置され通行者の混乱を招くおそれのあるものについて、設置位置の見直しを行うこと。(大洲河川国道事務所、中村河川国道事務所及び土佐国道事務所)

また、市町村等が実施する四国地域の道路における海拔表示の設置位置の見直しの必要性についての検証の取組の推進について、四国戦略会議において協力すること。(四国戦略会議事務局：四国地方整備局)

③ 市町村が実施する浸水深と到達時間に関する情報提供の推進について、四国戦略会議において協力すること。(四国戦略会議事務局：四国地方整備局)

(5) 津波避難訓練の充実

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(防災訓練の実施義務)</b></p> <p>災害予防責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等）は、災対法第 48 条の規定により、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならないとされている。</p> <p><b>(津波避難訓練の内容)</b></p> <p>防災基本計画では、①国及び地方公共団体は、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めること、②地方公共団体は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとするとしている。</p> <p>また、南海トラフ基本計画では、国、地方公共団体は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行うなどにより、訓練等を通じた対策手法の高度化を図ることとしている。</p> <p>さらに、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成 25 年 3 月。消防庁国民保護・防災部防災課）では、「市町村は、夜間、異なる季節を設定し、それぞれの状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等の確立をする。（中略）夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。」とされている。</p> <p><b>(四国地震防災基本戦略における取組事項)</b></p> <p>四国地震防災基本戦略では、実施すべき個別項目として「広域的かつ、より実践的な防災訓練の充実」や「住民全員が参加する防災訓練の実施」等が設定されており、四国地方整備局や 4 県がプロジェクトリーダーとなっている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、国の行政機関等 10 機関（注）、四国 4 県、調査対象 20 市町等における津波避難訓練の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>（注）本細目において調査対象とした国の機関等 10 機関は、津波避難ビルに指定されている庁舎や宿舎を管理する機関や、津波避難路等を整備している機関である。これは、避難訓練については、防災基本計画においても実践的な訓練に努めることとされており、津波避難ビルの指定を受けた庁舎等を管理する国の機関や、避難路、避難階段等を整備している国の機関は、地域住民等の避難行動を確実にするため、実際に当該施設等を使用し住民の参加を求めた上で避難場所等を確認するなどの実践的な避難訓練を実施することが重要である。</p>	<p>図表 2-(5)-①</p> <p>図表 2-(5)-②</p> <p>図表 1-③（再掲）</p> <p>図表 2-(5)-③</p> <p>図表 2-(5)-④</p>

<p><b>ア 国の行政機関等における津波避難訓練の実施状況</b></p> <p>今回、国の機関等 10 機関における津波避難訓練の実施状況（平成 24 年度以降）を調査したところ、徳島河川国道事務所（宿舍が津波避難ビルに指定されているほか、避難路等を整備している。）及び高知河川国道事務所（庁舎が津波避難ビルに指定）では、職員のみによる訓練は実施しているものの、住民参加による訓練については住民から要望がないとの理由から実施していない。</p> <p>一方、8 機関では津波避難ビルの指定された庁舎や宿舍等に住民が避難するなどの実践的な訓練を実施している。これらの 8 機関における訓練の実施の端緒をみると、当該機関から住民に訓練の実施を働きかけたものが 3 機関みられる。</p> <p>四国財務局（管理する宿舍 2 施設が津波避難ビルに指定）では平成 26 年度、管内で初めての取組として、合同宿舍屋島住宅周辺の 3 自治会に呼びかけて宿舍への避難訓練を実施している。</p> <p>四国財務局では、屋島住宅の避難訓練の参加者（75 人）に対して行ったアンケートから、「非常に有意義であった」などの多くの高い評価を受けており、避難訓練の実施によって、屋島住宅の津波避難ビルとしての認知度が高まり、災害時に円滑な利用が図れる効果があったとしている。</p> <p>なお、住民が参加して津波避難訓練を実施している 8 機関のうち 5 機関については、管理する施設（庁舎、宿舍等）の一部で訓練を実施していないが、地域住民等の避難場所等の認知度を向上させ、円滑な避難行動に資するためには、管理する全ての施設で訓練を実施することが重要である。</p>	<p>図表 2-(5)-⑤ 図表 2-(5)-⑥    図表 2-(5)-⑦    図表 2-(5)-⑤ (再掲)</p>
<p><b>イ 県における津波避難訓練の実施状況</b></p> <p>四国 4 県における津波避難訓練の実施状況（平成 24 年度以降）を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>○ 香川県では、県地域防災計画に津波避難訓練の必要性を規定しているが、風水害や土砂災害等他の災害を想定した訓練の優先度が高かったとして、津波被害を想定した訓練を実施していない。しかし、同県では、津波被害に対する香川県民の意識向上を図るための取組を進めており（項目 2-(4)-ウ「浸水深 30 cm 到達時間及びその浸水区域の周知」参照）、その一環として津波被害を想定した訓練の実施を今後検討したいとしている。</p>	<p>図表 2-(5)-⑧</p>
<p><b>ウ 市町における津波避難訓練の実施状況</b></p> <p>調査対象 20 市町における津波避難訓練の実施状況（平成 24 年度以降）を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>① 20 市町のうち、香川県内の丸亀市及びさぬき市では、市地域防災計画に津波避難訓練の実施を規定しているが、訓練は地域ごとに自主的に実施する方がよいなどの判断から、これを実施していない。</p> <p>② 津波避難訓練を実施している 18 市町の訓練内容をみると、いずれの市町とも住民が参加して訓練を実施しているが、夜間訓練については、不測の事故が発生する懸念があるなどとの理由から、これを実施しているものは皆無である。</p>	<p>図表 2-(5)-⑨    図表 2-(5)-⑨ (再掲)</p>

このうち、徳島県の2市町、愛媛県の5市町、高知県の4市の計11市町では地域防災計画等に夜間訓練の実施を規定している。

図表 2-(5)-⑩

以上のような状況がみられる原因として、関係機関等において防災基本計画等の規定を踏まえたより実践的な訓練等の必要性に対する理解の浸透が十分でないことや、市町の中には住民参加の訓練や夜間訓練の実施について不測の事故が発生するおそれが高いため、その実施を躊躇しているものがみられることが挙げられる。

また、四国地震防災基本戦略において、四国地方整備局をプロジェクトリーダーとする「広域的かつ、より実践的な防災訓練の充実」や、4県をとりまとめリーダーとする「住民全員が参加する防災訓練の実施」の取組を行うこととなっているものの、住民参加の訓練や夜間訓練の実施方法等を検討し、その結果を市町村等に周知するなどの取組が行われていないことが挙げられる。

#### 【所見】

したがって、関係機関は、津波避難訓練の充実を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 津波避難ビルに指定されている庁舎や宿舍、また、整備した避難路等を使用した津波避難訓練の実施について、可能な限り、地域住民等に積極的に働きかけ、これを実施すること。(徳島河川国道事務所及び高知河川国道事務所)

また、津波避難訓練の実施が管理する施設の一部にとどまっている機関については、訓練を実施していない施設を使用した津波避難訓練の実施について、可能な限り、地域住民等に積極的に働きかけ、これを実施すること。(大洲河川国道事務所、土佐国道事務所、中村河川国道事務所及び高知財務事務所)

- ② 四国戦略会議の場を活用して関係構成員と協力し、夜間訓練等実践的な訓練の実施方法の情報提供などにより、市町村等の津波避難訓練が充実するよう、防災基本計画、南海トラフ基本計画等を踏まえた取組を推進すること。(四国地方整備局)

(6) 集客施設における観光客等の避難誘導體制の整備

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>南海トラフ法第7条第1項の規定等により、南海トラフ地震防災推進地域内のうち都道府県知事が設定する津波浸水想定で水深30cm以上の浸水が想定される区域において、病院、劇場、百貨店その他の不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理、運営する者、鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を営む者等は、避難対策、津波警報等の顧客等への伝達、顧客等の避難誘導方法、防災訓練等を定めた対策計画を作成しなければならないとされている。</p> <p>また、南海トラフ基本計画において、「不特定多数の者が利用する施設の管理者（中略）等は、津波避難計画を含む津波への対応策について、策定・見直しを行う。」とされている。</p> <p>さらに、四国地震防災基本戦略において、「住民以外の避難者等への避難の呼びかけも必要であることから、走行中の車両、運航中の列車・船舶・航空機や公共交通機関の利用者、海水浴客、観光客等に対して、できるだけすみやかに、かつ、確実に警報等を提供する手段や、確実に避難できる誘導方法の検討を行う。」とされている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>集客施設を利用する者は、施設周辺の地理等の知識が乏しい観光客等が多いことから、地域住民の場合よりも更に、津波が発生した際の避難行動に支障を来す可能性が高いとみられる。このため、集客施設における観光客等の避難誘導體制の整備が重要となる。</p> <p>今回、調査対象とした集客施設20か所（道の駅11、JR駅5、空港2、公園2）について観光客等への避難誘導體制の整備状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>① 集客施設6か所（いずれも道の駅）では、津波警報等が発表されたときに観光客等施設利用者を安全な場所に円滑に避難誘導するための方法等について、どのような事項を決めるべきであるかがよく分からなかったなどとして、これを定めていない。</p> <p>また、1か所（道の駅）は、エリア内に3施設が設置されており、このうち2施設では避難誘導するための方法等を定めているものの、1施設ではこれを定めておらず、集客エリアとして統一的な避難誘導を行うために必要な方法が定められていない。</p> <p>② 南海トラフ基本計画では、対策計画には防災訓練に関する事項を規定し、年1回以上の防災訓練の実施に努めることとされているが、12か所（道の駅7、JR駅4及び公園1）では防災訓練を実施していない。</p> <p>防災訓練を実施していない理由については、職員が他の施設における訓練に参加しているため、当該施設において訓練を実施することへの認識が十分でなかったことや、避難対策への認識が十分でなかったことが挙げられるが、一方で、8か所（道の駅4、空港2、JR駅1及び公園1）では防災訓練として津波からの避難訓練を</p>	<p>図表 2-(6)-①</p> <p>図表 2-(6)-②</p> <p>図表 2-(6)-③</p>

実施している。

以上のような状況がみられる原因として、道の駅等の集客施設の管理者において観光客等を避難誘導するための方法等について何を定めるべきかを理解していないなど、南海トラフ法等の規定を踏まえた観光客等の避難誘導體制の整備の必要性に対する理解が浸透していないことが挙げられる。

また、四国地震防災基本戦略において四国運輸局をとりまとめリーダーとする「住民以外の海水浴客、観光客等への確実な情報提供、避難誘導方法の確立」の取組について、同局から各県防災担当部局等を通じて観光施設等に対し、観光客等への避難誘導対策の実施を要請しているが、各観光施設等における対策の実施状況のフォローアップが行われていないなど取組が十分でないことも挙げられる。

**【所見】**

したがって、四国運輸局は、四国戦略会議の場を活用して関係構成員と協力し、四国地域の浸水想定区域内に所在する集客施設における対策計画の策定等、観光客等の避難誘導體制の整備に係る取組を推進すること。



<p><b>(個別計画の策定)</b></p> <p>「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成 25 年 8 月、内閣府(防災担当)策定。以下「取組指針」という。)では、災害時の避難支援等関係者に提供された名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター(民生委員等)が中心となって、具体的な避難方法等についての個別計画を作成するとされている。</p>	<p>図表 2-(7)-②</p>
<p><b>(避難行動要支援者の避難訓練)</b></p> <p>取組指針では、さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項として、防災訓練の実施を挙げており、その実施に当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくことが適切であるとしている。</p>	<p>図表 2-(7)-② (再掲)</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、調査対象 20 市町について、避難行動要支援者名簿の作成状況、避難支援対策の実施状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	
<p><b>ア 避難行動要支援者名簿の作成等</b></p> <p><b>(ア) 地域防災計画において定める重要事項の記載</b></p> <p>災対法では、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成しなければならないとされており、取組指針では、避難行動要支援者名簿の作成に係る手順として、市町村は、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとされている。</p>	
<p>調査対象 20 市町における地域防災計画への重要事項の記載状況を調査したところ、鳴門市、美波町及び丸亀市の 3 市町では、重要事項のうち「避難支援等関係者の安全確保」等一部の重要事項が記載されていない。</p>	<p>図表 2-(7)-③</p>
<p><b>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成</b></p> <p>調査対象 20 市町における避難行動要支援者名簿の作成状況を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>① 鳴門市は、災対法改正前に作成していた災害時要援護者台帳を現在まで継続して運用しており、避難行動要支援者名簿を作成していないため、市内の要支援者を的確に把握できているとは認められず、また、災対法に基づく情報提供ができない。これは、既存の災害時要援護者台帳がそのまま避難行動要支援者名簿に相当するものと解釈していたもので、同市では早急に避難行動要支援者名簿を作成したいとしている。</p> <p>② 東かがわ市は、市地域防災計画において避難行動要支援者名簿を作成することとしているが、人員が不足しているとの理由から、既存の災害時要援護者台帳のままであり、避難行動要支援者名簿を作成しておらず、市内の要支援者を的確に把握できているとは認められず、また、災対法に基づく情報提供ができない。</p> <p>③ 香南市では、市地域防災計画において避難行動要支援者名簿を作成することとしているが、既存の災害時要援護者台帳の中から避難行動要支援者を抽出(検索)</p>	<p>図表 2-(7)-④</p>



することができるとして、これを作成していない。しかし、発災時には業務が混乱し、抽出作業が円滑に進まず、避難行動要支援者の支援に支障を来すおそれがあることから、現状で市内の要支援者を的確に把握できているとは認められず、また、災対法に基づく情報提供ができない。

- ④ 室戸市では、市地域防災計画において、災害時要援護者台帳を避難行動要支援者名簿として位置付けることとしているが、既存の台帳情報について、市地域防災計画で定める「避難行動要支援者」に該当する者の抽出、追加等ができておらず、避難行動要支援者名簿の作成には至っていないため、市内の要支援者を的確に把握できているとは認められず、また、災対法に基づく情報提供ができない。

#### イ 避難行動要支援者名簿について災害の発生に備えた外部への提供

避難行動要支援者名簿を作成している 16 市町における災害の発生に備えた外部（消防機関、警察、民生委員等）への名簿の提供状況を調査したところ、名簿に登録した要支援者の同意を得るための作業途上であること等の理由から、4 市では外部に提供するには至っておらず、また、11 市町では外部への提供が同意を得られた一部の要支援者分にとどまっている。

なお、要支援者全員の名簿情報を外部に提供しているのは、要支援者数が比較的少ない 1 町のみである。

図表 2-(7)-⑤

#### ウ 個別計画の作成

避難行動要支援者の支援を実効性のあるものとするためには、要支援者個別に支援体制や支援方法を定めた個別計画の作成が重要となる。

調査対象 20 市町における個別計画の作成状況（避難行動要支援者名簿を作成していない 4 市においても、実質的に要支援者の支援に資する個別の計画を作成しているものがあるため、調査対象とした。）を調査したところ、8 市では個別計画を作成するには至っておらず、また、11 市町では一部の要支援者分のみの作成にとどまっており、要支援者全員の個別計画を作成しているのは要支援者数が比較的少ない 1 町のみである。

図表 2-(7)-⑥

#### エ 避難行動要支援者を対象とした避難訓練の実施

調査対象 20 市町における避難行動要支援者を対象とした避難訓練の実施状況を調査したところ、10 市町では避難行動要支援者の避難支援を想定した避難訓練を行っていない。

一方、避難行動要支援者の避難支援を想定した避難訓練を行っているのは 10 市町あり、特に、7 市町では地元自主防災組織等との連携を図るなどして避難行動要支援者自身が参加して実施しており、要支援者自身が避難ルートや避難場所を確認することで、発災時の避難支援がより円滑に進むことが期待できる。

図表 2-(7)-⑦

以上のような状況がみられる原因として、市町において災対法の改正による避難行動要支援者名簿の作成に係る理解が十分でなかったことや、要支援者から外部提供等

への同意を得る作業が進んでいないこと等が挙げられる。

また、四国地震防災基本戦略において、四国厚生支局がとりまとめリーダーとなり、四国4県及び四国市長会とともに「災害時要援護者などの災害弱者の確実な避難のための取り組み」を行うことになっているものの、同支局における取組は各県の防災会議等に出席して情報を収集する程度にとどまっているなど、取組が十分でないことも挙げられる。

**【所見】**

したがって、四国厚生支局は、避難行動要支援者の避難支援対策の充実を図る観点から、四国戦略会議等の場を活用して関係機関等と協力し、四国地域における避難行動支援対策の実施状況を正確に把握すること。また、その結果に基づき、避難行動要支援者名簿の作成等に不備がみられる市町村に対し、関係機関等と連携し、必要な支援を行うこと。

図表 2-(7)-⑧

### 3 四国における津波避難対策の体系的な実施

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>四国地域では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害と教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震による広域的大災害の発生に備えて、四国が一体となって取り組むべき施策や各機関が重点的に取り組むべき施策等について、地震防災基本戦略として取りまとめることを目的に、国・県等の行政機関、学識経験者、経済界等幅広い分野の参加の下、平成23年6月9日、四国戦略会議が設置されている。</p> <p>四国戦略会議は、平成23年12月2日、四国地域の実情や課題を踏まえつつ、総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき事項を示し、責任をもって対策を進めるよう役割分担を明確にした四国地震防災基本戦略を策定している。</p> <p>四国地震防災基本戦略では、「実施すべき個別項目」を208項目定めており、それぞれの項目について、担当する機関が示されている。各項目は、複数の機関によるプロジェクトチームで進める項目と、各機関において調整しながら実施する項目とに区分され、また、達成の時期についても「早期に達成すべきもの（緊急・短期（2～3年程度まで）」と「早期に着手するが達成に期間を要するもの（中長期）」とに区分されている。同基本戦略では、実効性を確保するため、各プロジェクトや実施すべき個別項目の取組状況をフォローアップし、適宜公表することされている。具体的には、年1回以上のフォローアップを実施し、重要項目については、各機関において、その都度公表するとともに、その他の項目については、事務局である四国地方整備局において、全体の概要として定期的（1年程度毎）に公表することとされている。</p>	<p>図表 3-①</p> <p>図表 3-②</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、四国地震防災基本戦略に定める実施すべき個別項目208項目のうち、当局の調査事項（津波から人命を守る対策）に関連する62項目の進捗状況について、国の6機関、1特殊法人、4県、4県警察本部及び1団体を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>① 四国戦略会議の事務局である四国地方整備局では毎年度、四国地震防災基本戦略の実施すべき個別項目の取組状況をとりまとめて公表している。しかし、同基本戦略において全ての実施すべき個別項目の現在までの詳細な進捗状況については、取りまとめ作業が遅れており、明確になっていない。</p> <p>② 調査対象機関について、各機関が担当する実施すべき個別項目の進捗状況をみると、自らが担当する実施すべき個別項目の具体的な実施内容が分からないものや自らの担当ではないとして実施していないものなど、各機関においてどのような取組を行ったかが不明なものが、徳島県で16項目（担当59項目）、香川県で4項目（同59項目）、愛媛県で9項目（同59項目）みられた。</p> <p>このような状況がみられる原因として、四国戦略会議では、毎年度、各機関に対し、実施すべき個別項目の進捗状況の報告を求めているが、全ての実施すべき個別項目の詳細な進捗状況の取りまとめや公表方法が具体的に決められていないことが挙げられる。</p>	<p>図表 3-③</p> <p>図表 3-④</p>

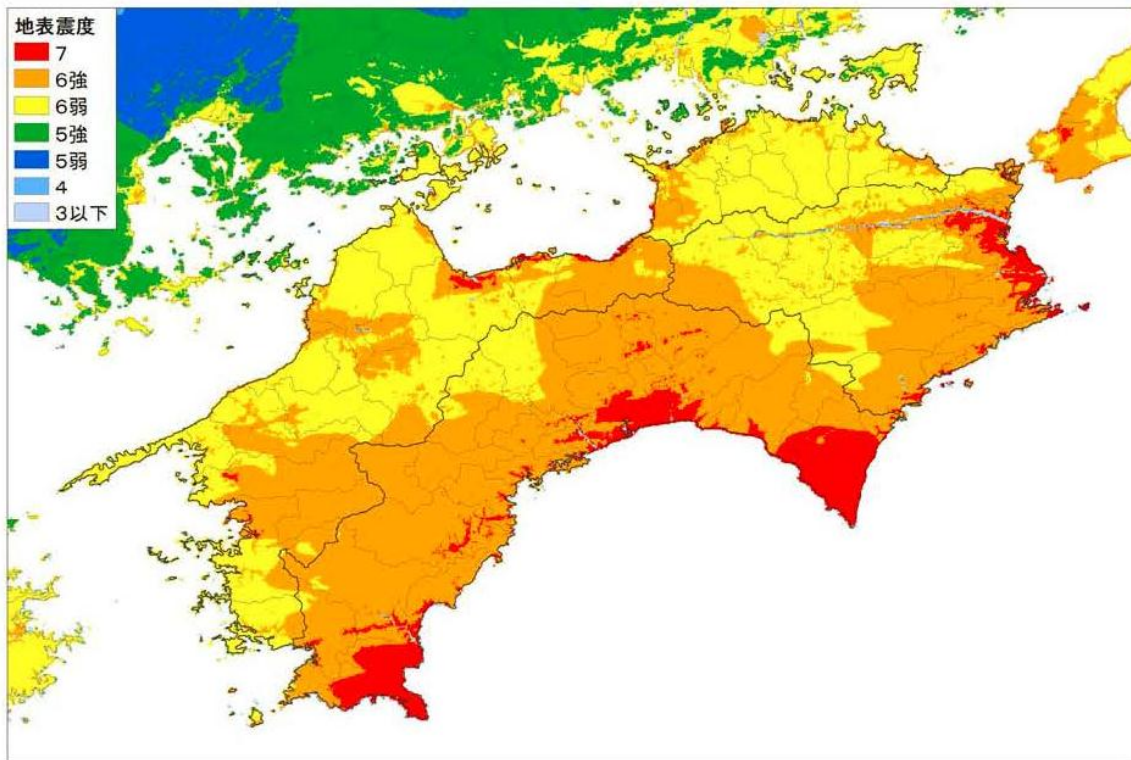
**【所見】**

したがって、四国戦略会議の事務局である四国地方整備局は、四国地震防災基本戦略の趣旨を踏まえ、同基本戦略に基づく防災対策を着実に推進する観点から、同会議の構成員と連携し、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 四国地震防災基本戦略の実施すべき個別項目について、担当機関の中には当該項目において実施すべき取組内容を認識していないものもあることから、各項目の内容を再確認して周知するとともに、項目の統合整理を検討すること。
- ② 上記①を実施した上で、各取組のフォローアップを実施する際には、関係構成員における進捗状況を正確に把握すること。  
また、達成できていない事項や進捗していない事項がある場合には、関係構成員と連携し、その原因分析を行うこと。
- ③ 分析結果を踏まえ、関係構成員と連携し、達成できていない原因や進捗していない原因を解消する対策を講じることにより、四国地震防災基本戦略において実施することとされている事項を着実に推進すること。

また、本項目において調査対象とした四国管区警察局、四国総合通信局、四国厚生支局、四国運輸局、高松地方気象台は、四国地方整備局による上記①、②及び③の措置が円滑に講ぜられるよう、四国地方整備局及び四国戦略会議の他の構成員との連携を図ること。

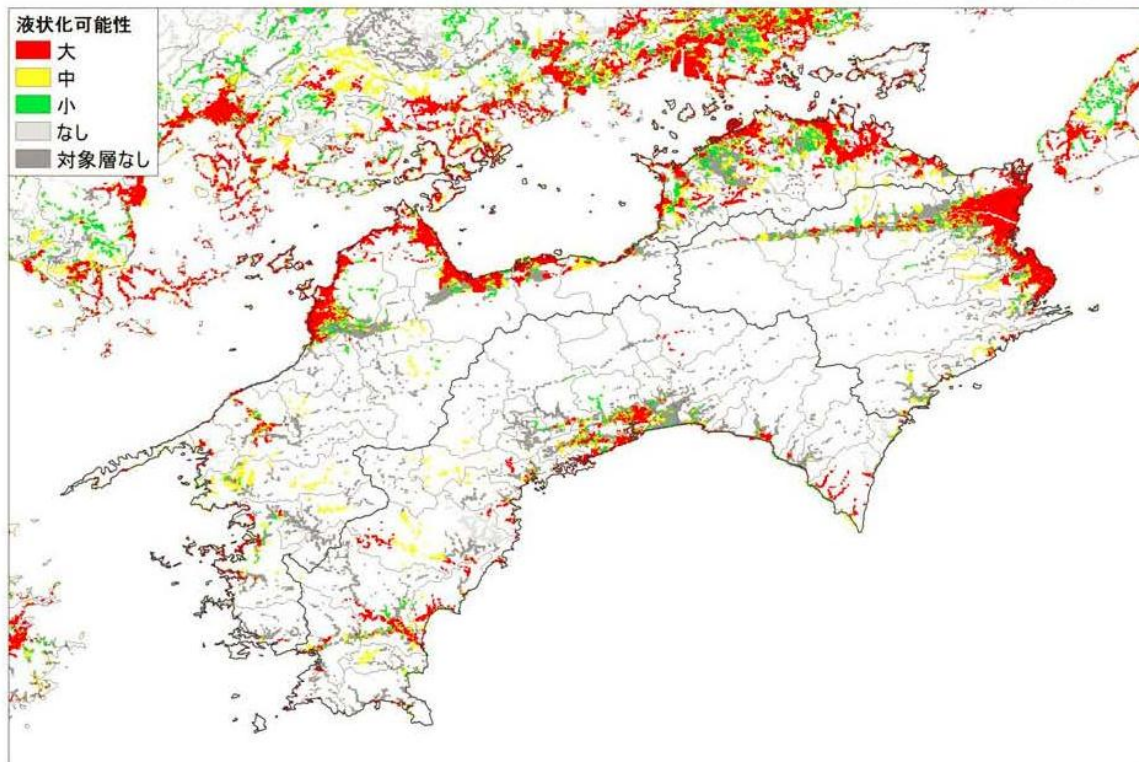
図表① 南海トラフ地震における震度の最大値の分布図



震度の最大値の分布図（強震波形4ケースと経験的手法の最大震度重ね合わせ）

出典：内閣府,南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）  
「強震断層モデル編－強震断層モデルと震度分布について－」,平成24年8月29日,P37

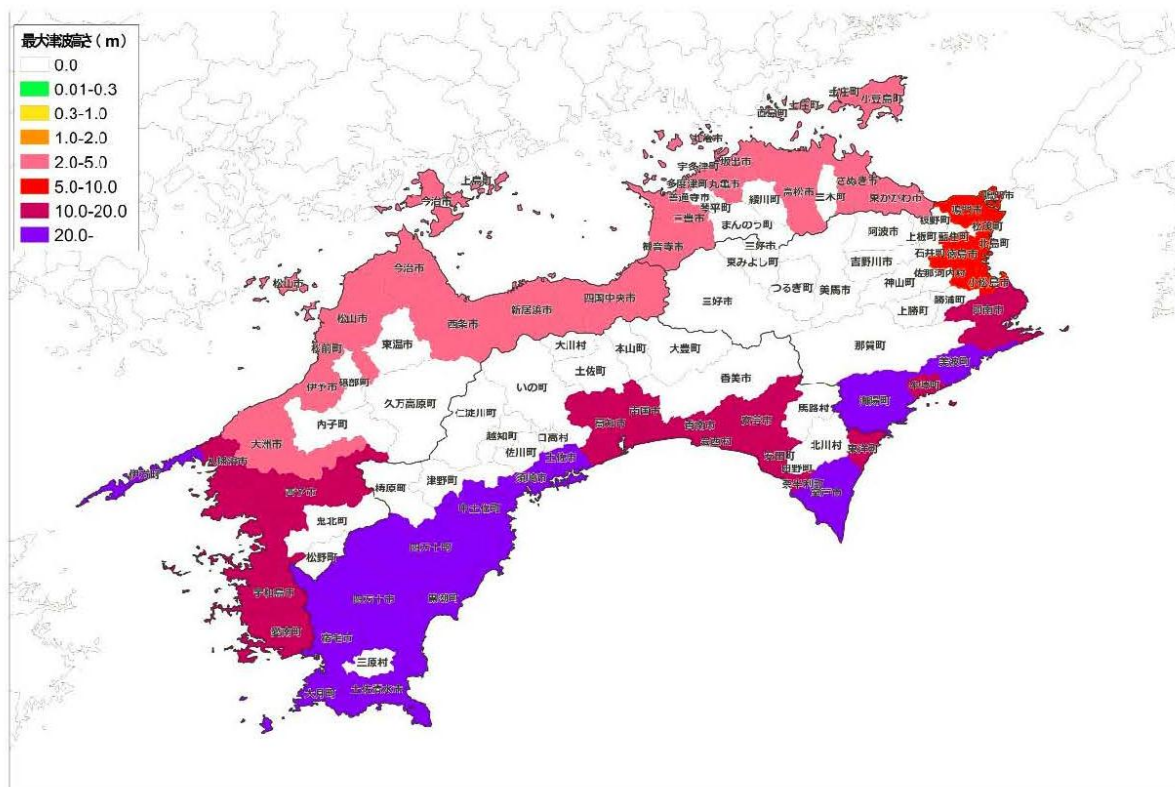
図表② 南海トラフ地震における液状化可能性分布図



液状化可能性分布図（強震波形4ケースと経験的手法の最大震度重ね合わせケース）

出典：内閣府,南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）  
「強震断層モデル編（別添資料）－液状化可能性、沈下量について－」,平成24年8月29日

図表③ 南海トラフ地震における市町村別最大津波高さ（最大値）



市町村別最大津波高さ（最大値）

参考：内閣府,南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）

「資料 1-2 都府県別市町村別最大津波高一覧表<満潮位>」,平成 24 年 8 月 29 日,P4~5

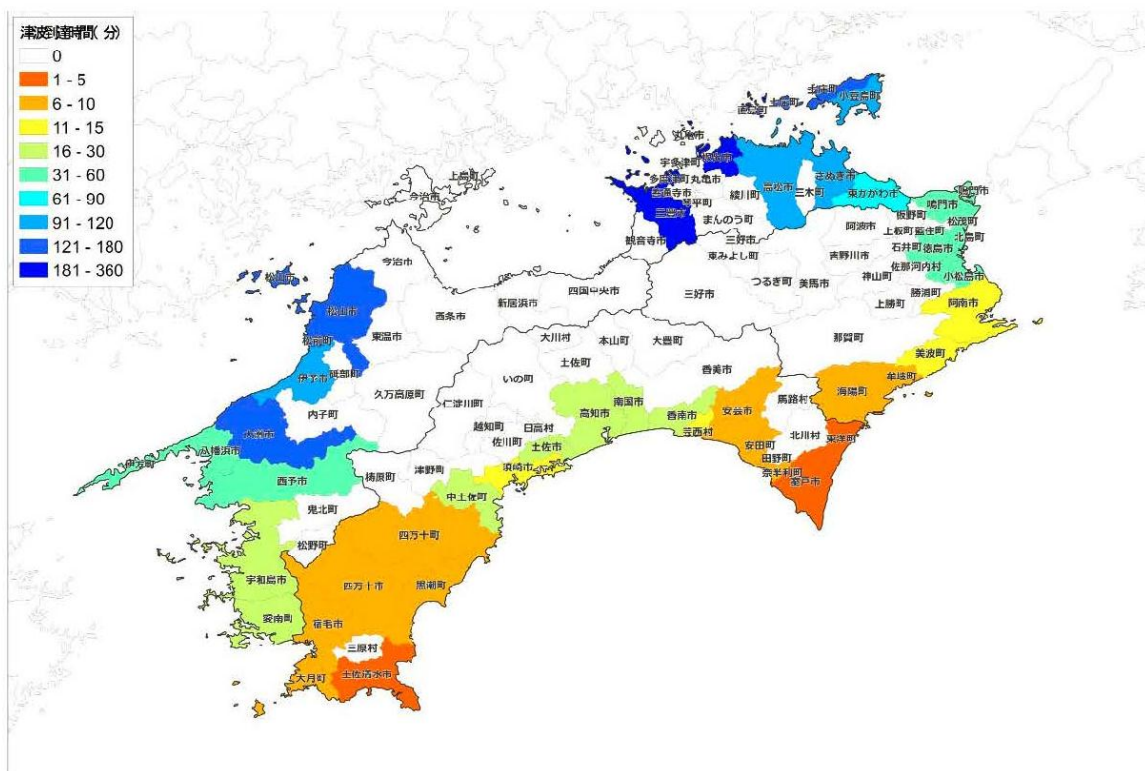


市町村別最大津波高さ（最大値）

参考：内閣府,南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）

「資料 1-2 都府県別市町村別最大津波高一覧表<満潮位>」,平成 24 年 8 月 29 日,P4~5

図表④ 南海トラフ地震における市町村別最短津波到達時間（津波高+1m）



市町村別最短津波到達時間（津波高+1m）

参考：内閣府,南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）

「資料1-5 都府県別市町村別津波到達時間一覧表」 ケース①~⑩の最短時間,平成24年8月29日,P46~47



市町村別最短津波到達時間（津波高+1m）

参考：内閣府,南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）

「資料1-5 都府県別市町村別津波到達時間一覧表」 ケース①~⑩の最短時間,平成24年8月29日,P46~47

図表⑤ 四国4県における南海トラフ巨大地震の被害想定（最大ケース）

		香川県	徳島県	愛媛県	高知県	四国全体
最大震度		7	7	7	7	—
最高津波水位		約 5 m	約 24m	約 21m	約 34m	—
浸水域		約 7,000ha	約 20,000ha	約 12,000ha	約 18,000ha	約 57,000ha
人的被害	死者	6,200 人	31,300 人	16,000 人	42,000 人	95,500 人
	死者のうち津波による者	4,600 人 (74.2%)	26,900 人 (85.9%)	8,184 人 (51.2%)	36,000 人 (85.7%)	75,684 人 (79.3%)
	負傷者	19,000 人	—	47,000 人	36,000 人	102,000 人
建物被害		35,000 棟	120,000 棟	240,000 棟	160,000 棟	555,000 棟
ライフライン被害	断水	約 760,000 人	約 690,000 人	約 1,080,000 人	約 580,000 人	約 3,110,000 人
	停電	約 590,000 軒	約 410,000 軒	約 680,000 軒	約 530,000 軒	約 2,210,000 軒
避難者数		約 200,000 人	約 360,000 人	約 560,000 人	約 450,000 人	約 1,570,000 人
直接経済被害額		3兆4,000億円	6兆4,000億円	16兆2,000億円	9兆2,000億円	35兆円

- (注) 1 各県の被害想定等に基づき、四国行政評価支局が作成した。  
 2 浸水域には、浸水深が 1 cm 以上となる面積を記載した。  
 3 四国全体の負傷者数は、徳島県の数値を含んでいない。

図表⑥ 要因別の想定死者数及び防災対策による被害軽減効果

要因	想定死者数 A		最大限の防災対策を見込んだ場合の想定死者数 (人) B	被害軽減効果 (%) (A-B)/A×100
	死者数 (人)	割合 (%)		
津波	約 230,000	71.2	約 46,000	80.0
建物被害	約 82,000	25.4	約 15,000	81.7
急傾斜地崩壊	約 600	0.2	0	100.0
火災	約 10,000	3.1	約 300	97.0
ブロック塀等	約 30	0.1 未満	0	100.0
計	約 323,000	100.0	約 61,000	81.1

- (注) 「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第一次報告追加資料」(平成 24 年 8 月 29 日) の追加資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

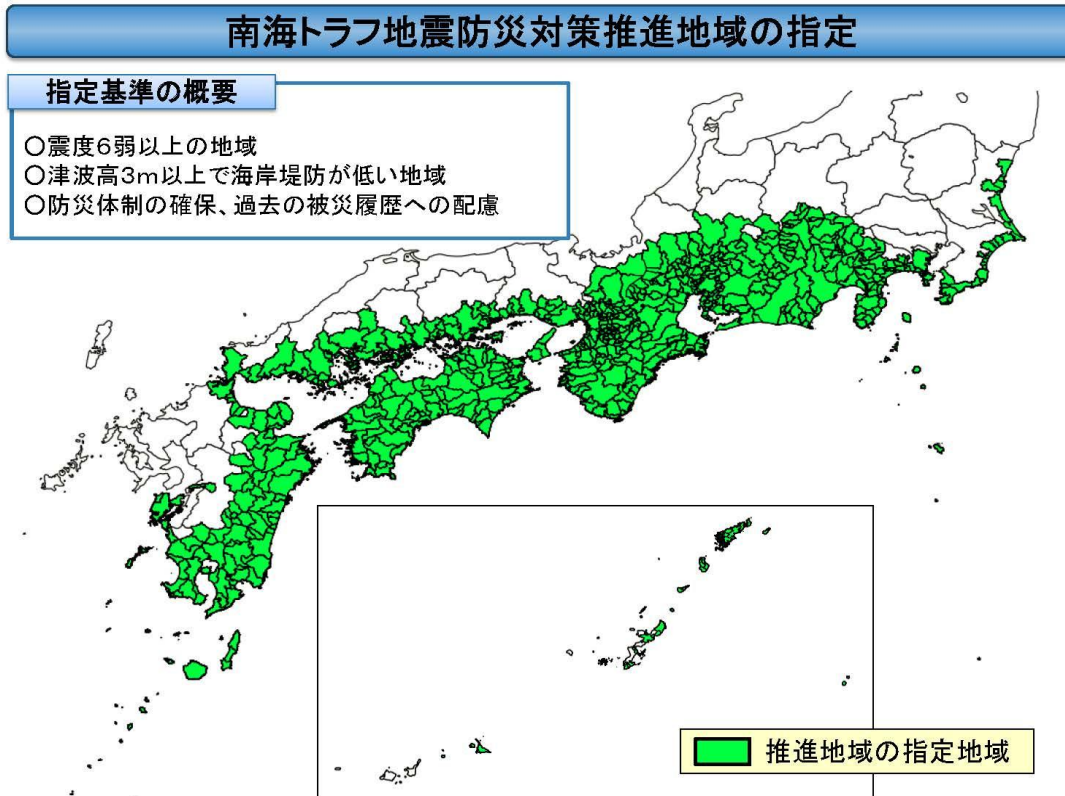


図表⑦ 南海トラフ巨大地震対策の実施の経過

時期	内容
平成23年8月	「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、本表において「地震モデル検討会」という。）が内閣府に設置。科学的知見に基づき南海トラフの巨大地震対策を検討する際に規定すべき最大クラスの地震・津波の検討開始
同年12月	地震モデル検討会が、南海トラフの巨大地震モデルの想定震源域・想定津波波源域の設定の考え方などの「中間とりまとめ」を公表
平成24年3月	地震モデル検討会が、最大クラスの震度分布・津波高（50mメッシュ）の推計結果を第一次報告として公表 南海トラフ巨大地震に対する対策を検討するため、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下、本表において「対策検討WG」という。）が設置
同年7月	対策検討WGが、当面取り組むべき対策等を取りまとめた中間報告
同年8月	地震モデル検討会が、10mメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果を第二次報告として公表 対策検討WGが、地震モデル検討会の10mメッシュによる津波高等の公表に合わせて、第一次被害想定（人的被害及び建物被害）を公表
平成25年3月	対策検討WGが、第二次被害想定（施設等の被害及び経済的な被害）を公表
同年5月	対策検討WGが、南海トラフ巨大地震の基本的方向、具体的に実施すべき対策、今後検討すべき主な課題などを示した最終報告が公表
同年11月	被害想定等の公表を受け、ハード・ソフト両面からの総合的な地震防災対策の推進を図るため、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する法律」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」として改正がなされ、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大
平成27年3月	中央防災会議幹事会が、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画を公表

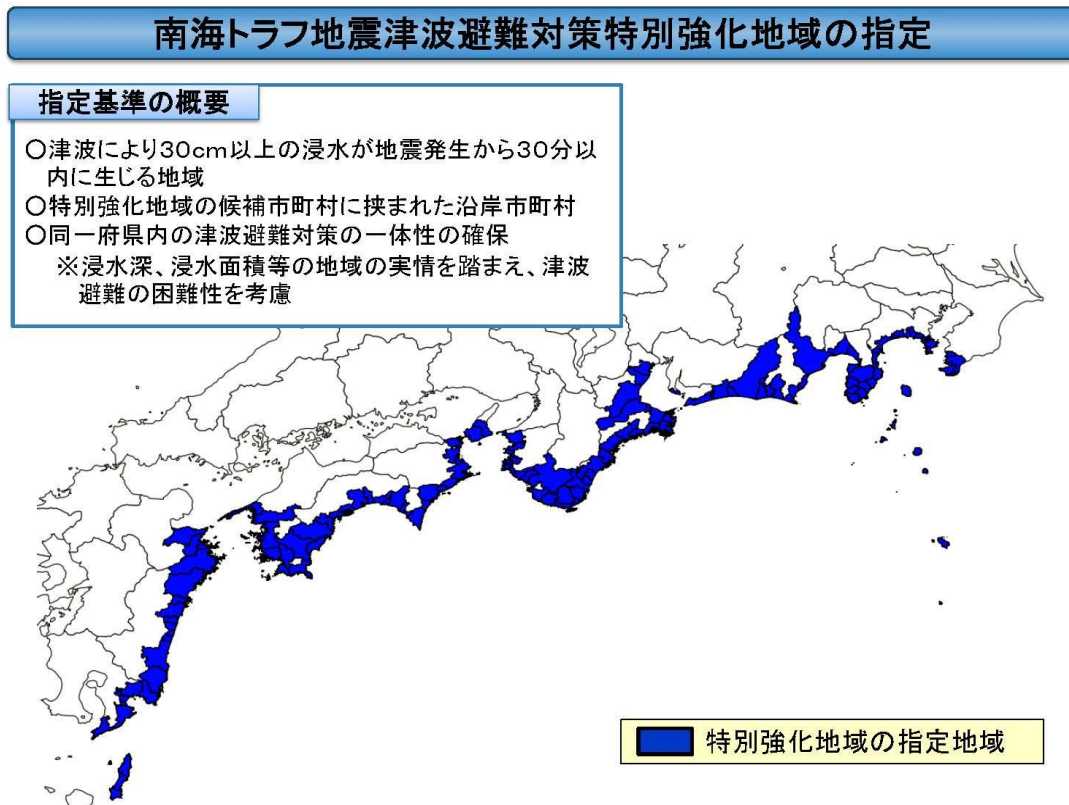
（注）内閣府ホームページ等に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表⑧



(注) 内閣府ホームページ等に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表⑨



(注) 内閣府のホームページ等に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表⑩ 南海トラフ地震対策の全体イメージ

命を守る	揺れ対策		津波対策			火災対策		
	○既存建物の耐震化の促進 ・住宅 ・学校等の公共施設 ・医療施設、社会福祉施設 ○室内の安全確保対策 ・家具転倒防止 など		○避難対策（津波避難路・避難場所、避難タワー・シェルターの整備） ○津波情報の伝達等の対策 ○津波訓練 など			○市街地の大規模火災等への対策（出火防止、延焼防止、避難対策） ○津波火災への対策（石油基地の津波火災対策、農業用・漁業用燃料タンクの対策） など		
	耐震改修促進計画		津波避難タワー設計のための手引き	地域津波避難計画	災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン		地震火災対策指針	
命をつなぐ	応急対策			避難所対策		医療救護対策		
	○総合防災拠点の整備 ○活動用燃料の確保 ○応急期の機能配置（公共用地等の一時的な利用の競合調整） ○応援部隊・物資等の受入体制 ○がれき処理 など			○避難所・福祉避難所の確保と運営 ○要配慮者への支援 ○保健・衛生活動の充実 など		○前方展開型の医療救護活動の実現（※） ・医療救護所等の整備強化 ・医師等の総動員のための研修制度の創設 など ※負傷者を後方搬送ができない状況を想定し、前方である負傷者に近い場所で行う医療救護活動を強化すること		
	大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き	災害時保健活動ガイドライン	南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドライン	災害時の心のケアマニュアル	広域火葬計画	災害廃棄物処理計画	道路啓開計画	災害時医療救護計画
生活を立ち上げる	土地利用				復興			
	○復興をにらんだ機能配置（公共用地等の長期・恒久的な利用） ○生活の拠点となる住宅の確保（仮設住宅・公営住宅） ○生活を支える拠点のあり方（復興マーケット等） など				○復興の考え方の整理 ○産業の復興（BCP策定等） ○高台移転も含めた事前復興 ○地籍調査 など			
	応急仮設住宅供給計画		災害公営住宅建設計画		復興都市計画			

(注) 1 高知県の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 網掛け部分が今回の調査対象となる。

図表⑪ 南海トラフ巨大地震の被害想定と東日本大震災の被害との比較

	マグニチュード	浸水面積	浸水域内人口	死者・行方不明者	建物被害 (全壊棟数)
東日本大震災 A	9.0	561 km <sup>2</sup>	約 62 万人	約 18,800 人	約 130,400 棟
南海トラフ巨大地震 B	9.0	1,015 km <sup>2</sup>	約 163 万人	約 323,000 人	約 2,386,000 棟
倍率 (B/A)	1.0 倍	約 1.8 倍	約 2.6 倍	約 17 倍	約 18 倍

(注) 「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第一次報告追加資料」(平成24年8月29日)に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表⑫ 当局の調査項目に関連する東日本大震災の教訓等(主なもの)

関連項目	教訓等	出典
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広域的な停電、市町村の庁舎や防災行政無線自体の地震・津波による被災、又は、防災行政無線の内容が聞こえづかったなどの課題を踏まえた検討が必要</li> <li>◆ 情報、避難情報が確実に伝達するよう情報伝達手段を多様化する必要あり</li> <li>◆ 住民以外への情報伝達にも留意する必要あり。走行中の車両、運行中の列車、船舶や海水浴客等に対し、できるだけ迅速かつ的確に津波警報等を提供する手段を検討する必要あり</li> </ul>	「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(H23.9.28中央防災会議専門調査会)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 津波に関しては、警報途中の情報がほとんどなかった。地元の気象台から、津波の観測データや警報解除の見通しなどの途中の情報を提供していただければ、避難者をとどめておく説得の材料となる</li> </ul>	「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書」(2011年12月消防庁国民保護・防災部防災課)
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 教訓と訓練による的確な行動が迅速な避難に寄与。一方で、予測に対して実際の津波が比較的小規模であった過去の経験や従前の想定によるハザードマップなどから避難しなかったこと、また、津波の被災地域以外まで避難しきれなかったことなどにより、多くの命が失われた。</li> <li>◆ 迅速な避難に様々な施設が貢献。高台に設けられた避難所や高台への避難路などの避難施設が有効に働くとともに、高台のない地域では近くの高くて丈夫な建築物や盛土形式の高速道路等が避難場所として活用され、命が救われた。</li> </ul>	四国地震防災基本戦略(平成26年3月28日四国南海トラフ地震対策戦略会議)
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 迷わない避難行動及び安全な避難支援者の行動。迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上に努めるべきである。</li> <li>◆ 緊急の安全確保のための避難場所の指定に当たっては、津波等に対して安全な場所を指定するよう努めることを明確にすべきである。</li> </ul>	「防災対策推進検討会議中間報告～東日本大震災の教訓を活かし、ゆるぎない日本の再構築を～」(平成24年3月7日中央防災会議防災対策推進検討会議)

(注) 四国行政評価支局が作成した。

図表 1-① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）〈抜粋〉

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎

年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

- 2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

- 一 国土の現況及び気象の概況
- 二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
- 三 防災業務に従事する人員の状況
- 四 防災上必要な物資の需給の状況
- 五 防災上必要な運輸又は通信の状況
- 六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(指定行政機関の防災業務計画)

第三十六条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 3 第二十一条の規定は、指定行政機関の長が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第三十七条 防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 所掌事務について、防災に関しとるべき措置
- 二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項

- 2 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあたっては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。

(指定公共機関の防災業務計画)

第三十九条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第二十一条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

#### (都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

#### (市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防

災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
  - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（情報の収集及び伝達等）

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

- 2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報という。）の活用に努めなければならない。
- 3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

（都道府県知事の通知等）

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。



(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。)を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

## 図表 1-② 防災基本計画（平成 27 年 7 月 7 日最終改正）〈抜粋〉

### 第 1 編 総則・第 5 章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項

#### 3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での退避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

### 第 2 編 各災害に共通する対策編

#### 第 1 章 災害予防

#### 第 3 節 国民の防災活動の推進・2 防災知識の普及、訓練

##### (2) 防災訓練の実施、指導

- 国及び地方公共団体は、防災週間（中略）を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 地方公共団体は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

#### 第 6 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

##### 1 災害発生直前対策関係

##### (3) 通信手段の確保

- 国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化(中略)の推進(中略)を図るものとする。  
(略)有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の他ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。
- ・ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所(地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所)への設置を図ること。
- ・ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟に向けて、他の防災機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。
- ・ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

### 第 4 編 津波災害対策編

#### 第 1 章 災害予防

#### 第 5 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

##### 1 災害発生直前対策関係

##### (1) 津波警報等の発表及び伝達

- 市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準を予め定めるものとする。

(都道府県及び国(内閣府、消防庁、気象庁等)は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。)

- 国(内閣府、消防庁、気象庁)及び地方公共団体は、様々な環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、災害情報共有システム(Lアラート)の活用夜間掲示業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- 国(消防庁、気象庁)及び地方公共団体は、津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。
- 国(消防庁、気象庁)及び地方公共団体は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠隔地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

## 第2章 災害応急対策・第1節 災害発生直前の対策

### 1 津波警報等の伝達

- 国〔気象庁〕は、津波警報等の発表・伝達に当たって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。また、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達するものとする。
- 消防庁は、気象庁から受信した津波警報等を、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体に伝達するものとする。
- 市町村、放送事業者等は、伝達を受けた津波警報等を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、市町村は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。
- 市町村は、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。
- 津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(Lアラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

図表 1-③ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日策定）〈抜粋〉

## 第 2 章 基本方針

### 第 8 節 訓練等を通じた対策手法の高度化

- 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、国、地方公共団体は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果を P D C A サイクル（計画 Plan－実行 Do－評価 Check－改善・改良 Action）により防災計画に反映させ、さらなる高度化を図る。
- 津波からの避難について、国、地方公共団体等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

## 第 3 章 基本的な施策

### 第 2 節 津波対策

#### 2 安全で確実な避難の確保

- 海岸線等（津波の訴状が予想されるか先頭を含む。以下同じ。）を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、南海トラフ地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地域（地方公共団体が作成したハザードマップ等に基づき各地方公共団体が設定する地域をいう。以下「避難対象地域」という。）の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容、要配慮者の避難対策等を記載した津波避難計画を策定するとともに、避難誘導体制の強化を図る。その際、避難者及び避難誘導に従事する者の安全に配慮するものとする。また、不特定多数の者が利用する施設の管理者、港湾管理者、危険物等の取扱施設の管理者、船舶の管理者等は、津波避難計画を含む津波への対応策について、策定・見直しを行う。
- 国等は、「強い揺れや弱くても長い揺れが続けば逃げる」、「大津波警報等を見聞きしたら避難」といった適切な避難行動の基本原則の普及・啓発を強力に推進するとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、南海トラフ巨大地震にも対応できるように、防災行政無線、Jアラート（全国瞬時警報システム）、テレビ（ワンセグを含む。）ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や、災害時に確実に伝達できる人員配置、訓練の実施等を推進する。

### 第 3 節 総合的な防災体制

#### 1 防災教育・防災訓練の充実

- 災害時に防災情報が的確かつ円滑に活用されるためには、平常時から防災情報について理解しておくことが重要である。また、過去の災害の情報や教訓を蓄積・解析し、繰り返される災害への対策に活かすことが重要である。このため、国、地方公共団体は、平常時からの防災情報の共有・活用及び防災教育・訓練等を体系的に推進する。

## 第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

### 第2節 津波からの緊急避難への対応

- 津波は時間差で繰り返し到達する危険性がある。こうした危険性を正確に住民等に認識させるため、市町村は、国等と連携して津波情報の伝達、避難指示・勧告を的確に行うとともに、住民等の避難誘導、水門等の確実な操作等を適切に行う。(以下、略)

## 第5章 推進計画の基本となるべき事項

- 南海トラフ地震防災推進計画(以下「推進計画」という。)は、南海トラフ法第5条第1項・第2項の規定に基づき、関係指定行政機関及び関係指定公共機関が防災業務計画において、関係地方防災会議等が地域防災計画において(中略)定めるものであり、推進計画においては、前章までに定める事項を踏まえ、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する観点から以下の事項について記載するものである。

### 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

- 特に、地方公共団体は、レベル2の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

### 第2節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

#### 1 津波からの防護

- 国、地方公共団体等堤防、水門等を管理する者は、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について、推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、2(2)を踏まえ、水門等の閉鎖に係る捜査員の安全確保に配慮したものとする。

#### 2 円滑な避難の確保

##### (1) 津波に関する情報の伝達等

- 地方公共団体は、防災関係機関、地域住民等に対し、防災行政無線、緊急速報メール等により、津波警報等の津波に関する情報が正確かつ広範に伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に明示するものとする。また、市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。これらの場合において、地域住民等が具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

##### (2) 地域住民等の避難行動等

- 地方公共団体は、避難対象地域を推進計画に明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するものとする。
- これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。
- その際、高台への避難に相当な時間を要する平野部における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進するものとする。
- 上記の推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津

波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

- 地方公共団体及び関係機関は、避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うものとし、これらに係る実施体制等について、推進計画に明示する。この場合において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮するものとする。
- 避難誘導を実施すべき計画主体は、具体的な避難誘導の方法、市町村との連携体制等を定め、推進計画に明示するものとする。その際、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。
- なお、これらを定めるに当たっては、市町村の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。
- 各計画主体が、必要な安全確保対策を推進計画に明示する場合には、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とするものとする。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するものとする。

#### (5) 関係機関のとるべき措置

##### ア 消防機関等の活動

- 市町村等は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき次の事項を、推進計画に明示するものとする。
  - ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
  - ・ 津波からの避難誘導
  - ・ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - ・ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

##### ウ 交通

###### (ウ) 鉄道

- 鉄道事業者等は、津波の襲来により危険度が高いとされる区間における運行の停止等の運行上の措置を、推進計画に明示するものとする。

###### (エ) 乗客等の避難誘導等

各計画主体は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を、推進計画に明示するものとする。

#### (7) 計画主体が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する事項

- 第6章第2節に準ずる。

## 第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

### 第1節

- 南海トラフ法第7条第1項の規定に基づき、対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者については、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都道府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に順次、都道府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、水深30cm異常の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者とする。

### 第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

#### 1 各計画において共通して定める事項

##### (1) 津波に関する情報の伝達等

- 第5章第2節2(1)に準ずる。

#### 2 個別の計画において定める事項

##### (1) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

#### ア 津波警報等の顧客等への伝達

- 各計画主体は、津波警報等を受けた場合に、それぞれの施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定多数の者に対し、当該津波警報等を伝達する方法を明示するものとする。この場合、次の点に留意するものとする。
  - ・ 顧客等がきわめて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。
  - ・ 顧客等が適切な避難行動をとり得るよう避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。

- なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

#### イ 顧客の避難のための措置

- 各計画主体は、顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を対策計画に明示するものとする。

##### (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

#### ア 津波警報等の旅客等への伝達

- (1)アに準ずる。ただし、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法についても、対策計画に具体的に明示するものとする。

#### イ 運行等に関する措置

- 鉄道事業、軌道事業については第5章第2節2(5)ウ（ウ）に準ずる。

図表 1-④ 四国地震防災基本戦略（平成 26 年 3 月 28 日改定。四国南海トラフ地震対策戦略会議）＜抜  
粋＞

### Ⅲ 基本戦略の取組

#### 2. 被害の最小化

##### 2. 3 迅速かつ的確な避難対策

###### (2) 的確な防災情報の伝達

- ・津波警報等について改善を図っていくとともに、住民への津波に関する周知の徹底が重要であるため、サイレン音を統一するなど、防災情報伝達の迅速化、精度向上等を図る。なお、津波警報に対する住民等の不信感を増幅しないように、予測精度など津波警報の特性について、十分に理解してもらえらるるよう説明を行う。
- ・防災情報伝達の迅速化・多様化及び精度向上には、防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の利活用促進、ソーシャルメディア等の民間システムを活用した地域住民への避難情報・生活情報・安否情報等の構築、災害時に有効な無線LANシステムや衛星インターネット等の整備が効果的である。なお、整備にあたっては、避難所となる公民館、学校等での平常時の利用にも配慮することで、整備効果の向上が期待できる。  
また、情報の孤立を回避するためには、複数の情報伝達設備を設けるとともに自立電源についても確保する。
- ・津波予測の高精度化を図るため、海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、GPS 波浪計など、海域での観測を充実させるなど、地震・津波観測体制の充実・強化を図る。また、人的被害を回避するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの強化を図る。
- ・地震・津波観測においては、データ収集・処理・発信拠点の機能維持が重要であり、機能喪失を回避するための代替機能やバックアップ体制などの構築を図る。
- ・津波想定区域等の情報を道路に明示するなど、住民の津波への知識や避難行動につながる情報提供を行う。
- ・住民以外の避難者等への避難の呼びかけも必要であることから、走行中の車両、運航中の列車・船舶や公共交通機関の利用者、海水浴客、観光客等に対して、できるだけすみやかに、かつ、確実に警報等を提供する手段や、確実に避難できる誘導方法の検討を行う。
- ・聴覚障害者などの災害弱者の確実かつ速やかな避難のために必要な情報提供体制の確立を図る。



図表 1-⑤ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 26 年 9 月内閣府（防災担当））＜抜粋＞

9. 津波災害の避難指示等

9.1 避難勧告等の対象とする津波災害

津波は 20cm から30cm 程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合でも直ちに避難行動を取る必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、沿岸地域に居るときに強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

9.2 避難勧告等を判断する情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、正しい地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

発表される津波の高さについては、5 区分であり、各区分の高い方の数値が発表される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m ～	10m 超	巨大
	5m ～ 10m	10m	
	3m ～ 5m	5m	
津波警報	1m ～ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ～ 1m	1m	(表記しない)

9.3 判断基準設定の考え方

- ・ どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

基本的な区分は以下のとおりであり、市町村毎に対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。ただし、津波は局所的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

- ① 大津波警報 : 最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする
- ② 津波警報 : 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ 3 m の津波によって浸水が想定さ

れる地域を対象とする

- ③ 津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

図表 1-⑥ 調査対象 20 市町における津波に関する避難勧告・指示の発令基準の設定状況

県別	市町名	発令基準の設定状況		発令基準の明確性	備考 (特記事項)
		設定している計画名(策定・修正年月)	避難勧告		
徳島県	徳島市	徳島市津波避難計画 (平成 26 年 3 月)	(避難勧告又は避難指示の発令基準) ・ 気象庁が発表する大津波警報・津波警報の情報を受けたとき ・ 強い地震(震度 4 程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、かつ必要があると認めたとき	△	勧告と指示の区分が明確でなく、「直ちに指示を発令」等と明示されていない。
	鳴門市	鳴門市津波避難計画 (平成 26 年 3 月)	・ 徳島県沿岸に津波注意報が発表され、かつ津波による被害の発生が見込まれる。	◎	津波警報、大津波警報が発表されたとき、「避難指示」としている。
	阿南市	阿南市水害・土砂災害等等における避難勧告等判断・伝達マニュアル (平成 26 年 6 月)	・ 我が国から遠く離れた場所での地震による津波のように、到達まで相当の時間があるものについては、「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難準備情報、避難勧告の発令を検討する。	◎	津波警報、大津波警報が発表されたとき、「避難指示」としている。
	美波町	美波町津波避難計画 (平成 26 年 3 月)	(避難勧告又は指示の発令基準) ・ 気象業務法の規定により大津波警報・津波警報の通達を受けたとき ・ 報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認識したとき ・ 強い揺れを感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを	△	勧告と指示の区分が明確でなく、「直ちに指示を発令」等と明示されていない。

県別	市町名	発令基準の設定状況		発令基準の明確性	備考 (特記事項)
		設定している計画名(策定・修正年月)	避難勧告		
			感じた場合で、かつ必要があると認めたとき ・気象業務法施行令第8条の規定により自ら災害に関する警報をしたとき		
	牟岐町	避難勧告等具体的な判断基準(平成26年11月) (牟岐町津波避難計画(平成26年3月)、牟岐町地域防災計画(平成26年12月)との関連づけはなく、牟岐町災害対策本部名で作成された内規である。)	・震度5弱または震度5強の地震が発生したとき ・徳島県に津波警報が発表されたとき	・震度6弱以上の地震が発生したとき ・徳島県に大津波警報が発表されたとき	○ 津波警報が発表されたときは「避難勧告」、大津波警報が発表されたときは「避難指示」としている。  なお、津波注意報が発表されたときは、「避難準備情報」としている。
香川県	高松市	高松市地域防災計画(平成27年度)	<b>【遠地地震の場合】</b> 本国から遠く離れた場所で発生した地震により、津波到達までに相当の時間があるものについては、津波警報等の発表前に気象庁が発表する津波到達予想時刻等の情報(遠地地震に関する情報)などを勘案して、発令する。	・大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 ・強い揺れを感じた、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたが、情報伝達系等の異常等により、「津波警報」等が伝達されない場合	◎ 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、「避難指示」としている。
	東かがわ市	東かがわ市地域防災計画(平成26年6月)	— (災害対策基本法第60条に基づく一般的な規定)	— (災害対策基本法第60条に基づく一般的な規定)	(地域防災計画本文には津波に関する勧告・指示の記載なし)
		同計画資料	—	津波警報が発表されたときや強い地震(震度4以上)もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要性を認めた場合	◎

県別	市町名	発令基準の設定状況		発令基準の明確性	備考 (特記事項)	
		設定している計画名(策定・修正年月)	避難勧告			避難指示
	さぬき市	さぬき市地域防災計画(平成26年3月)	— (災害対策基本法第60条に基づく一般的な規定)	— (災害対策基本法第60条に基づく一般的な規定)		(地域防災計画本文には津波に関する勧告・指示の記載なし)
		同計画資料	津波注意報が発表された場合。	・津波(特別)警報が発表された場合 ・震度4以上程度の地震を感じたが、情報伝達システムの異常等により「津波注意報」、「津波(特別)警報」が伝達されない場合	◎	津波警報・大津波警報が発表された場合、「避難指示」としている。
	坂出市	坂出市地域防災計画(平成27年3月)	(避難勧告又は指示の発令基準) 地震災害が発生し又は津波による災害が発生するおそれがある場合、住民等の生命および身体の保護、その他災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるとき。		◎	大津波警報又は津波警報が発表された場合は、「自動的に避難指示」としている。
			—	香川県に大津波警報又は津波警報が発表された場合は、市本部の決定を待たず、自動的に避難の指示を行う。		
	丸亀市	丸亀市地域防災計画(平成26年度)	—	—		(地域防災計画本文には左記の記載のみ。)
			「避難勧告等の発令基準と避難行動の基準を策定した。」とのみ記載			
同計画資料		—	・大津波警報、津波警報が発表される。 ・甚大な被害が発生するおそれがある。 ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合	◎	大津波警報、津波警報の発表で「避難指示」としている。	
		上記(地域防災計画資料)の発令基準の欄外に、次のとおり記載 ・大津波警報・津波警報が発表されると、危険区域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、「避難指示」のみを発令する。				

県別	市町名	発令基準の設定状況		発令基準の明確性	備考 (特記事項)
		設定している計画名(策定・修正年月)	避難勧告		
愛媛県	宇和島市	宇和島市津波避難計画 (平成27年6月)	(避難勧告又は避難指示の発令基準) ・大津波警報又は、津波警報が出された時は、即座に避難勧告又は避難指示を発令する。 ・強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。	△	勧告と指示の区分が明確でなく、「直ちに指示を発令」等と明示されていない。
	八幡浜市	八幡浜市地域防災計画 (平成26年7月)	(避難勧告又は避難指示の発令基準) ・大津波警報又は、津波警報が出された時は、即座に避難勧告又は避難指示を発令する。 ・強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。	△	勧告と指示の区分が明確でなく、「直ちに指示を発令」等と明示されていない。
	西予市	西予市地域防災計画 (平成27年3月)	(避難勧告又は避難指示の発令基準) ・大津波警報又は、津波警報が出された時は、即座に避難勧告又は避難指示を発令する。 ・強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。	△	勧告と指示の区分が明確でなく、「直ちに指示を発令」等と明示されていない。
	伊方町	伊方町地域防災計画 (平成25年8月)	(避難勧告又は避難指示の発令基準) ・強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。	△	勧告と指示の区分が明確でなく、「直ちに指示を発令」等と明示されていない。
	愛南町	愛南町地域防災計画 (平成27年2月)	—	・大津波警報又は津波警報が出された時は、即座に避難指示を発令する。 ・強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避	◎

県別	市町名	発令基準の設定状況			発令基準の明確性	備考 (特記事項)
		設定している計画名(策定・修正年月)	避難勧告	避難指示		
				難指示を行うものとする。		
高知県	高知市	高知市南海トラフ地震防災対策推進計画 (平成27年3月)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県に大津波警報が発表された場合は、下記の小学校区を対象とし、避難指示を発令 (小学校区名) ①浦戸、②長浜、③横浜、④三里、⑤十津、⑥五台山、⑦介良、⑧高須、⑨大津、⑩潮江南、⑪潮江、⑫潮江東、⑬昭和、⑭はりまや橋、⑮第六、⑯第四、⑰江陽、⑱江ノ口、⑲小高坂、⑳布師田、㉑一宮、㉒一宮東、㉓泉野、㉔秦、㉕一ツ橋、㉖初月、㉗春野東、㉘春野西</li> <li>高知県に津波警報が発表された場合は、下記の小学校区を中心に避難指示を発令 (小学校区名) ①浦戸、②長浜、③横浜、④三里、⑤十津、⑥春野東、⑦春野西</li> </ul>	◎	大津波警報、津波警報が発表されたときは「避難指示」としており、それぞれに、対象地区(小学校区)を示している。
	香南市	香南市地域防災計画 (平成27年9月)	日本沿岸の地震で香南市に津波警報が発令され、市長が危険性が高いと判断したとき (対象地域は、海拔5m未満の沿岸部地域など)	香南市に大津波警報が発表されたとき (対象地域は、南海地震津波浸水想定区域)	○	津波警報が発表されたときは「避難勧告」、大津波警報が発表されたときは「避難指示」としており、いずれも対象地域を示している。
	須崎市	須崎市津波避難計画 (策定年次不明)	(避難勧告又は指示の発令基準) <ul style="list-style-type: none"> <li>高知県中部で震度5弱以上を観測する大地震が発生した場合</li> <li>高知県に津波警報及び大津波警報が発表された場合</li> <li>震度4以下であっても、100秒以上のゆっくりとした揺れを観測した場合</li> <li>その他、災害が発生する恐れがあり、特に必要と認める場合</li> </ul>		△	勧告と指示の区分が明確でなく、「直ちに指示を発令」等と明示されていない。

県別	市町名	発令基準の設定状況		発令基準の明確性	備考 (特記事項)	
		設定している計画名(策定・修正年月)	避難勧告			避難指示
	室戸市	室戸市津波避難計画 (平成26年9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4程度以上の強い地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ避難が必要と判断したとき</li> <li>・津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断したとき</li> <li>・津波警報が発表されたとき</li> <li>・異常な水象を知ったとき</li> <li>・災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断される時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められたとき</li> <li>・災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められたとき</li> <li>・大津波警報が発表されたとき</li> </ul>	○	津波警報が発表されたときは「避難勧告」、大津波警報が発表されたときは「避難指示」としている。
	黒潮町	黒潮町地域防災計画(平成27年3月)及び避難勧告等の判断・伝達マニュアル(平成27年3月) (地域防災計画において、「黒潮町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示を行うこととしている。)	—	津波避難計画で設定した区域を対象とする、次の(1)から(3)のうち、いずれか1つに該当する場合 (1) 津波注意報の発表時 (2) 津波警報の発表時 (3) 大津波警報の発表時	◎	津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき、「避難指示」としている。

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。  
2 「発令基準の明確性」欄は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成26年9月内閣府(防災担当))を参考に、次の区分により記載。  
① 「◎」は、大津波警報・津波警報が発表されたとき、直ちに「避難指示」としているもの  
② 「○」は、津波警報が発表されたとき「避難勧告」、大津波警報が発表されたとき「避難指示」としているもの  
③ 「△」は、大津波警報・津波警報が発表されたとき、「避難勧告又は避難指示」としており、勧告・指示の区分が明確でないもの



図表 1-⑦ 調査対象 20 市町における屋外放送の到達範囲及びその確認の状況

県別	市町名	屋外放送の有無	屋外放送の到達範囲	屋外放送の到達状況の確認	放送が聞こえないエリアや天候等による聞こえ方の違いの体系的な把握
徳島県	徳島市	有 同報系防災行政無線	屋外子局のエリア図では、一部に聞こえない地域があることを承知。聞こえない地域の住民に対しては、代替措置として全戸に防災ラジオを配布（一部自己負担）している。	有 Jアラート全国一斉自動放送等訓練で、各屋外子局に消防職員を配置して鳴動状況を確認するとともに、消防局職員の家族に依頼して、屋内にいても聞こえるか確認	未把握
	鳴門市	有 同報系防災行政無線	全ての地域に到達していると認識	有 毎日の時報等の放送で到達を確認	未把握
	阿南市	有 同報系防災行政無線	全ての地域に到達していると認識	有 毎日の時報等の放送で到達を確認	未把握
	美波町	有 同報系防災行政無線	全ての地域に到達していると認識	有 毎日の町内への広報等の放送で到達を確認	未把握
	牟岐町	有 同報系防災行政無線	全ての地域に到達していると認識	有 平常時の町内への広報等の放送で到達を確認	未把握
香川県	高松市	有 同報系防災行政無線	一部聞こえない地域があることを承知	有 Jアラート全国一斉訓練等で聞こえない地域があることを承知しており、防災ラジオ普及を継続するとともに、今後、地域の状況等を踏まえた適切な伝達手段によって聞こえない地域を解消する予定	未把握
	東かがわ市	有 サイレン吹鳴装置	全ての地域を網羅していると認識	有 消防団の訓練時に吹鳴して確認	未把握
	さぬき市	有 同報系防災行政無線	一部聞こえない地域があることを承知	有 各種訓練等で聞こえない地域があることを承知しているが、現在、市防災行政無線の基本計画を策定中であり、その中で聞こえない地域を解消すべく検討しているところであり、その計画に基づき、屋外拡声局の設置等による聞こえない地域の解消対策も実施することとしている。	未把握
	坂出市	有 サイレン吹鳴装置	一部聞こえない地域もありうると認識	有 訓練等の際に、聞こえない地域があることを承知している。平成 28 年度には、デジタル式同報系防災行政無線を整備（今年度試験稼働）し、聞こえない地域を解消する予定	未把握

県別	市町名	屋外放送の有無	屋外放送の到達範囲	屋外放送の到達状況の確認	放送が聞こえないエリアや天候等による聞こえ方の違いの体系的な把握	
	丸亀市	有	同報系防災行政無線	屋外子局のエリア図では、全ての地域をカバーしていると認識	無 設置当初に到達状況を確認	未把握
愛媛県	宇和島市	有	・CATV 屋外放送設備 ・同報系防災行政無線 (旧吉田・三間・津島町に設置)	全ての地域に到達していると認識	有 平時から試験放送等により到達を確認	未把握
	八幡浜市	有	同報系防災行政無線	全ての地域に到達していると認識	有 日常の放送等により到達を確認	未把握
	西予市	有	同報系防災行政無線	一部聞き取れない地域があることを承知。戸別受信機を全戸に配布、また、エリアメールの導入等でカバーすることとしている。	有 各種訓練等の際に、聞き取れない地域があることを承知 (現在、防災行政無線のデジタル化を計画中)	未把握
	伊方町	有	同報系防災行政無線	全ての地域に到達していると認識	有 日常の放送等で確認	未把握
	愛南町	有	同報系防災行政無線	全ての地域に到達していると認識	有 平日の定時放送等で確認	未把握
高知県	高知市	有	同報系防災行政無線 (旧土佐山村、鏡村、春野町及び浦戸地区に設置)	設置地区の全ての地域に到達していると認識	有 Jアラート全国一斉訓練の際に、到達を確認	未把握
	香南市	有	同報系防災行政無線 (野市町地区は未整備)	設置地区の全ての地域に到達していると認識	有 日常の放送等で確認	未把握
	須崎市	有	同報系防災行政無線	訓練(須崎市総合防災訓練)で防災放送無線の放送内容が聞き取りづらい場所があることが判明	有 左記の須崎市総合防災訓練で聞き取りづらい場所があることを確認しているが、該当する場合、戸別受信機の貸与等で対応	未把握
	室戸市	有	同報系防災行政無線	全ての地域に到達していると認識	有 日常の放送等で確認	未把握
	黒潮町	有	・緊急告知システム (光有線ケーブル)の外部放送 (スピーカ	全ての地域に到達していると認識	有 日常の定時放送及び定期的な情報伝達訓練で確認	未把握

県別	市町名	屋外放送の有無	屋外放送の到達範囲	屋外放送の到達状況の確認	放送が聞こえないエリアや天候等による聞こえ方の違いの体系的な把握
		一) ・同報系防災行政無線 (佐賀地区)			

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-⑧ 道の駅における情報伝達体制

県別	所在市町別	道の駅の名 称	施設利用者の避難対策に 関する規定		緊急の情報の伝達状況		その他（特記事項）
			有無	説明	有無	伝達方法	
徳島県	阿南市	公方の郷 なかがわ	有	南海トラフ地震防 災規程で定めてい る。	有	防災行政無線屋外 拡声子局	津波避難計画を策定 し、防災行政無線の 屋外放送で利用者等 への情報伝達を行う こととしている。
	美波町	日和佐	無	現在、避難誘導マニ ュアル作成のため、 資料収集中	有	館内放送	
香川県	さぬき 市	津田の松 原	無	さぬき市緊急対応 マニュアルを適用 するとしているが、 道の駅に関する具 体的な規程はない。	無	—	
	観音寺 市	ことひき	無	利用者の避難誘導 対策等に関する規 程等はなく、作成の 予定もない。	無	—	道の駅は、香川県立 琴弾公園内にあり、 総合コミュニティセ ンター、世界のコイ ン館、観音寺市立郷 土資料館が併設され ている複合施設で、 近くには有明浜海水 浴場もある。現在こ れらの施設を利用す る観光客等に対する 統一的な情報伝達体 制は整備されていな い。ただし、観音寺 中学校や観音寺市立 郷土資料館に設置予 定の防災行政無線を 平成28年度から運 用し、利用者等への 情報伝達を図る予定 である。
愛媛県	八幡浜 市	八幡浜み なと	有	道の駅内に設置さ れている施設のうち、みなと交流館 （道の駅指定管理 者）は「東南海・南 海地震対策計画」 を、アルゴマルシュ は「南海地震防災規 程」を策定してい る。 しかし、併設されて いるどーや広場（管 理者：八幡浜市）は 計画又は規程を策 定していない。	無	— （八幡浜市役所に 設置した防災行政 無線の放送が届く としている。）	道の駅の指定管理者 であるみなと交流館 は、3つの施設が併 設されており、3施 設が共同して利用者 への情報伝達体制を 整備する必要がある のではないかと考え ているが、設置主体 や設置経緯が異なる ため、3者間の調整 は難しいとしている。 なお、どーや市場は、八幡浜市が管 理・運営しているた め、施設としては作 成していない。

県別	所在市町別	道の駅の名 称	施設利用者の避難対策に 関する規定		緊急の情報の伝達状況		その他（特記事項）
			有無	説明	有無	伝達方法	
	宇和島市	うわじま きさいや 広場	有	南海トラフ地震防 災規程を策定して いる。	無	— （宇和島市役所に 設置した防災行政 無線の放送が届く としている。）	
	愛南町	みしょう M I C	無	道の駅の管理会社 は、指定管理者とな って以降、利用者の 避難対策の規程は 作成したことはな いとしている。 愛南町役場による と、町が直接管理し ていた当時の平成 16年6月4日に消 防計画を変更し、地 震対策規定を盛り 込んだとの記録が あるが、町村合併時 の文書整理により、 現在保存していな いとしている。	無	— （拡声器はある が、緊急時の情報 の伝達には使用し ていないとしてい る。）	
高知県	香南市	やす	有	消防計画（東南海・ 南海地震防災規程） を策定している。	有	防災行政無線屋外 拡声子局	津波避難計画を策定 し、防災行政無線の 屋外放送で利用者等 への情報伝達を行う こととしている。
	須崎市	かわうそ の里すさ き	有	津波避難計画書を 策定している。	有	防災行政無線屋外 拡声子局	津波避難計画を策定 し、防災行政無線の 屋外放送で利用者等 への情報伝達を行う こととしている。
	室戸市	キラメッ セ室戸	無	規定すべき内容が 分からないとして、 利用者の避難対策 に関する規定は作 成していない。	有	防災行政無線屋外 拡声子局	
	黒潮町	ピオスお おがた	無	津波避難対策計画 作成の必要性は感 じているが、規定す べき内容が分から ないとして作成し ていない。 高知県、黒潮町等 の行政機関からの 助言を望んでいる。	有	口頭で利用者に伝 達  （道の駅に隣接す る海岸には多くの サーファーが集ま るが、スピーカー が設置されていな いので、県、町等 による整備が望ま れるとしている。）	

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-⑨ 鉄道の駅等における利用者への情報伝達体制

事業者名		施設等利用者の避難対策に関する規定	緊急の情報 の伝達	その他（特記事項）
J R 四国		有 ・防災業務計画（東南海・南海地震編） ・津波警報等発表時に運転規制等に係る対処要領（以下「要領」という。）	有 駅長及び輸送司令員は、大津波警報又は津波警報が発表されたときは、発表された沿岸に在線する全列車に津波の伝達を行うとともに、津波の到達が予想される区域（以下「予想区域」という。）内の各駅に対し、一斉放送により警報の内容を伝達し、旅客・公衆等の避難誘導を指示すること	
抽出調査対象駅	丸亀駅 （浸水想定区域内であるが、J R 四国は、駅そのものは浸水駅ではないとしている。）	有 同上	有 同上	<u>丸亀駅は、浸水想定区域内に所在するが、駅そのものは浸水駅ではないため、丸亀市から、津波避難ビルの指定(収容人員 600 人)を受けている。</u> <u>しかし、要領では、旅客等の避難について自治体と協議し、応援態勢を整備しておくこととされているが、応援態勢や連絡方法の具体的な内容については、市側から提示されていないため、これを定めていない。</u>
	徳島駅 （浸水想定区域内）	有 同上	有 同上	
	八幡浜駅 （浸水想定区域内）	有 同上	有 同上	
	宇和島駅 （浸水想定区域内）	有 同上	有 同上	
	高知駅 （浸水想定区域内であるが、J R 四国は、駅そのも	有 同上	有 同上	

事業者名	施設等利用者の避難対策に関する規定	緊急の情報 の伝達	その他（特記事項）
のは浸水 駅ではないとして いる。)			
NEXCOW 日本四国支社	有 ・防災業務計画 ・防災業務実施規則 ・災害対応規則（地震・津波編） ・地震・津波発生時の初動対応マニュアル	有 左記の計画、規則及びマニュアルに基づき、道路情報板、料金所情報板に通行止等の情報を表示し、通行車両等に伝達する。 特に、南海トラフ巨大地震による津波の際に周辺が浸水すると想定される徳島・高知・須崎東料金所及びその周辺の本線には、大津波警報発表時に「大津波警報発令中」等の情報を表示することとしている。 また、松茂スマートIC・松茂PAには、防災拡声装置を設置し、休憩施設の医療者に伝達することとしている。 しかし松茂スマートICについては、平成27年3月に開設されたICであり、周辺地域が浸水想定区域の境界的な地域に位置していたこともあって、現在までのところ、同ICにおける出入り口の閉鎖の必要性について検討を行っている状況である。	<u>松茂スマートICについては、平成27年3月に開設されたICであり、周辺地域が浸水想定区域の境界的な地域に位置していたこともあって、現在までのところ、同ICにおける出入り口の閉鎖の必要性について検討を行っている状況である。</u>
徳島空港 (徳島空港ビル株式会社)	有 徳島阿波おどり空港危機管理マニュアル	有 館内放送設備による緊急全館放送	
高知空港 (高知空港ビル株式会社)	有 高知空港津波避難計画	有 館内放送設備による全館自動放送	
高松市立玉藻公園 (玉藻公園管)	有 消防計画書 (地震防衛隊組織図)	有 園内放送 (放送設備が壊れた場合、ポータブル拡声器を	避難誘導先を、園内の桜馬場・二の丸跡の2箇所としていたが、津波浸水

事業者名	施設等利用者の避難対策に関する規定		緊急の情報の伝達		その他（特記事項）
理事務所)				使用)	からの避難場所としては不適當ではないかとの当局の指摘に対応し、調査途上の平成 27 年 8 月、近隣の津波避難ビル 2 か所(高松クレメントホテル、アルファあなぶきホール)を園外の緊急避難場所とするよう修正、避難方向も含めて、ホームページ上に掲載した。
徳島県立鳴門総合運動公園	有	一般財団法人徳島県スポーツ振興財団業務継続計画	有	館内放送、公園の放送	

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。



図表 1-⑩ 四国地方整備局における道路情報表示板等の停電対策の実施状況

区 分	停電対策の内容
<p>「四国地方整備局防災業務計画」（平成 15 年 6 月 20 日国四整訓第 9 号）第 3 編第 2 章第 2 節第 2-1-(10) の記載（抜粋）</p>	<p>沿岸部等で津波の到達が想定される場所に設置される道路情報表示板等の情報提供設備等は津波による被害を極力低減できる設置位置や構造に留意するとともに光ファイバ等の被害時のバックアップを検討するものとする。</p> <p>また、重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。</p>
<p>四国地方整備局における道路情報表示板の停電対策の実施状況</p>	<p>四国地方整備局は、道路通行者に対する津波情報等の提供手段として、道路情報表示板を管内に 210 基（平成 27 年 4 月 1 日現在）設置しているが、停電対策等を講じているものは 12 基（山間部を含む）にとどまっている。</p>

（注）四国地方整備局防災業務計画（抜粋）及び四国行政評価支局の調査結果による。

図表 1-⑪ 調査対象 20 市町における緊急情報の受信・伝達設備の停電対策等の実施状況

県別	市町名	受信・伝達設備	停電対策	耐震化対策	浸水防止対策
徳島県	徳島市	Jアラート受信装置	・消防局庁舎内の 自家用発電機・専用 バッテリー（15 分間）	収納ラックに収め、ア ンカーボルトで固定	・消防局庁舎 4 階 に受信装置、専用 バッテリー設置 ・庁舎屋上に自家 用発電機を設置
		デジタル式同報無線 設備	・親局：消防局庁 舎内の自家用発 電機で対応 ・屋外子局：蓄電 池無停電電源装 置（UPS）を設 置（48 時間）	・親局：収納ラックに 収め、アンカーボルト で固定 ・屋外子局：液状化に よる倒壊の危険性が 高い場所に設置して いるものについては、 基礎コンクリートを 施工	・親局：消防局庁 舎 4 階に無線設 備、庁舎屋上に自 家用発電機を設 置 ・屋外子局：津波 浸水想定区域に 設置しているも のについては、浸 水予測高さ以上 の基礎、架台の上 に設置
		エリアメール用端末	市庁舎内の自家 用発電機	－	・端末機は、市庁 舎 7 階に設置 ・市庁舎地下の自 家用発電機は、防 潮板による浸水 対策を実施
	鳴門市	Jアラート受信装置	・本庁舎中庭の自 家発電機を使用 ・防災行政無線の バッテリーを 使用（72 時間）	消防局庁舎 2 階に設 置、転倒防止措置	消防局庁舎 2 階 に設置しており 浸水しない。
		鳴門市防災行政無線	・親局：庁舎内の 自家用発電機で 対応 専用バッテリー （24 時間） ・屋外子局：専用 バッテリー（72 時 間）	・親局：据付固定 ・屋外子局：震度 6 強 に耐えられる基礎を 施工	・親局：消防局庁 舎 2 階に設置し ており、浸水のお それなし ・屋外子局：柱に つける無線機器 等を浸水のおそ れのない高さに 設置
		徳島県防災行政無線	・本庁舎中庭の自 家発電機を使用	本庁舎、消防局庁舎に 設置、転倒防止措置	本庁舎 2 階、消防 局庁舎 2 階に設 置しており、浸水 しない。
	阿南市	Jアラート受信装置	・庁舎内の自家発 電機を使用	庁舎 3 階に設置（耐震 化対策済み）	庁舎 3 階、7 階に 自家発電装置を 設置しており、浸 水しない。
		阿南市防災行政無線	・親局：庁舎内の 自家用発電機で	・親局：庁舎 3 階に設 置（耐震化対策済み）	・親局：庁舎 3 階、 7 階に自家発電

県別	市町名	受信・伝達設備	停電対策	耐震化対策	浸水防止対策
香川県			対応 専用バッテリー (24時間) ・屋外子局：専用 バッテリー(24時 間)	・屋外子局：新建築基 準法に適合	装置を設置して おり、浸水しな い。 ・屋外子局：浸水 区域内の子局は、 屋外拡声装置の 取付高を1.5mか ら2mに0.5m高 くした。
		徳島県防災行政無線	・庁舎内の自家発 電機を使用 (徳島県が再整 備後は、専用の自 家発電機)	庁舎3階に設置(耐震 化対策済み)	庁舎3階、7階に 自家発電装置を 設置しており、浸 水しない。
		美波町	Jアラート受信装置	・庁舎外の浸水し ない場所に設置 した自家発電機 を使用	庁舎は新耐震基準適 用。機器をビスで固定
		美波町防災行政無線	・親局：庁舎外の 浸水しない場所 に設置した自家 発電機を使用(48 時間) ・屋外子局：UP Sを配置(48時 間)	親局を設置している庁 舎は新耐震基準適用。 機器をビスで固定	・親局を設置して いる庁舎2階放 送室は浸水のお それがあるため、 対応策を検討中 ・自家発電機は、 庁舎外の浸水し ない場所に設置
		徳島県防災行政無線	・庁舎内の自家発 電機を使用 (徳島県が再整 備後は、専用の自 家発電機)	庁舎は新耐震基準適 用。機器をビスで固定	<u>庁舎1階消防防 災課に設置。浸水 するため、対応策 を検討中</u>
	牟岐町	Jアラート受信装置	庁舎屋上に設置 している非常用 発電機を使用	耐震化の状況不明	<u>庁舎2階(総務課 に設置。浸水す るため対応策検 討中</u>
		牟岐町防災行政無線	・親局：庁舎屋上 に設置している 非常用発電機を 使用	耐震化の状況不明	<u>親局は庁舎内3 箇所に設置して おり、浸水す るため、対応策 を検討中</u>
		徳島県防災行政無線	庁舎屋上に設置 している非常用 発電機を使用 (徳島県が再整 備後は、専用の自 家発電機)	耐震化の状況不明	<u>庁舎2階(総務課 に設置。浸水す るため対応策検 討中</u>
	高松市	Jアラート受信装置	・本庁舎自家発電 機(90時間)	耐震化対策済みの本庁 舎に設置、機器はラッ	設置している本 庁舎は浸水想定

県別	市町名	受信・伝達設備	停電対策	耐震化対策	浸水防止対策
			・無停電装置 (24 時間)	クで固定	区域外
		高松市同報系防災行政無線 (デジタル式)	親局：本庁舎自家発電機 (90 時間) 屋外子局：無停電装置 (24 時間)	耐震化対策済みの本庁舎に設置、機器はラックで固定	親局を設置している本庁舎は浸水想定区域外
	東かがわ市	Jアラート受信装置	太陽光発電システム (30 KW 時)、 庁舎 5 階の自家発電機 (72 時間)	庁舎の耐震化済み、機器を固定	庁舎 4 階で浸水しない。
		IP 告知端末	・太陽光発電システム (30 KW 時)、 庁舎 5 階の自家発電機 (72 時間) ・無停電電源装置	庁舎の耐震化済み	庁舎 4 階で浸水しない。
		サイレン吹鳴装置	親局：太陽光発電システム (30 KW 時)、 庁舎 5 階の自家発電機 (72 時間) <u>屋外サイレン：停電対策未実施</u>	庁舎の耐震化済み、機器を固定	拡声器は、電柱、建物の屋上に設置
	さぬき市	Jアラート受信装置 (本庁舎：志度)	自家発電機を屋上に設置 (10 時間)	本庁舎は耐震構造	庁舎 5 階に設置しており、浸水しない。
		香川県防災行政無線 (本庁舎：志度)	自家発電機を屋上に設置 (10 時間)	本庁舎は耐震構造	庁舎 5 階に設置しており、浸水しない。
		さぬき市同報系防災行政無線 (本庁舎：志度)	親局：自家発電機を屋上に設置 (10 時間) 屋外拡声子局：バッテリー (24 時間)	本庁舎は耐震構造	<u>親局は本庁舎 1 階に設置しており、浸水のおそれがある。</u>
		安全安心コミュニティメール (寒川支所)	自家発電機を屋上に設置 (10 時間)	・耐震化未実施 ・建て替え工事を検討、平成 29 年度までに着工予定	浸水想定区域外
	坂出市	Jアラート受信装置	本体は本庁舎にあり、自家発電装置なし	本庁舎は耐震化未実施。新庁舎の計画あり (平成 30 年度予定)	本庁舎 3 階に設置しており、浸水しない。
		香川県防災行政無線	合同庁舎に設置しており、自家発電で装置あり	庁舎の耐震化済み	<u>設備は 4 階で浸水しないが、自家発電装置は地下にあり、浸水防止対策は未実施</u>
		サイレン吹鳴装置 (無線)	・基地局は消防本部 1 階で、自家発	・基地局は消防本部で耐震化対策済み	基地局は消防本部 1 階で、浸水の

県別	市町名	受信・伝達設備	停電対策	耐震化対策	浸水防止対策
			電装置あり ・屋外サイレンは、蓄電池付き	・屋外サイレンは、支線で倒壊防止措置	おそれがあるが、現在同報系防災行政無線を整備中
	丸亀市	Jアラート受信装置	非常用発電機を使用（72時間）	設置している消防本部は耐震化施設	消防本部5階に設置しており、浸水しない。
		同報系防災行政無線	基地局は、非常用発電機を使用（72時間） 屋外拡声子局：UPS装置設置（48時間）	基地局を設置している消防本部は耐震化施設	基地局は消防本部5階に設置しており、浸水しない。
愛媛県	宇和島市	Jアラート受信装置	屋上に設置自家用発電機を使用（24時間）	設置している本庁舎の耐震化について、平成27年度中の実施設計発注に向けて検討中	浸水想定の高さより高いところに設置
		愛媛県防災通信システム	地下に設置した自家用発電機を使用（1時間）	同上	自家用発電機について、庁舎耐震化に併せて、地上階に移設予定
		同報系防災行政無線	無停電装置を設置	同報系防災行政無線を設置している旧吉田・三間・津島町の各支所について、耐震化対策未実施	左のうち、浸水が想定される吉田・津島支所について、浸水対策未実施
	八幡浜市	Jアラート受信装置	庁舎屋上に設置した非常用発電機を使用（40時間）	設置している本庁舎は耐震化対策済み	想定される津波高以上の3階に設置
		愛媛県防災通信システム	同上	設置している本庁舎は耐震化対策済み	想定される津波高以上の3階に設置
		同報系防災行政無線	同上	設置している本庁舎は耐震化対策済み	同上
	西予市	Jアラート受信装置	設置している本庁舎の自家用発電機を使用（72時間）	設置している本庁舎は耐震化対策済み	本庁舎は津波浸水想定区域外
		同報系防災行政無線	同上	同上	同上
		緊急速報メール	同上	同上	同上
	伊方町	Jアラート受信装置	本庁舎屋上の非常用発電機を使用（24時間）	ボルト締め込みで固定	<u>2階から4階への移設を検討中</u>
		同報系防災行政無線	親局：同上 屋外子局：バッテリー設置	同上	同上
	愛南町	Jアラート受信装置	庁舎用発動発電	庁舎の耐震化対策済み	浸水のおそれの

県別	市町名	受信・伝達設備	停電対策	耐震化対策	浸水防止対策
		(町役場)	機を使用 (48 時間)		ない役場庁舎 2 階に設置
		防災通信システム (消防署)	設置している消防署の非常用発電機を使用 (72 時間)	耐震構造の庁舎 (消防署) に設置	設置している消防署は浸水のおそれなし
		同報系防災行政無線 (町役場)	庁舎用発動発電機を使用 (48 時間)	庁舎の耐震化対策済み	浸水のおそれのない役場庁舎 2 階に設置
高知県	高知市	Jアラート受信装置	設置している庁舎 (総合あんしんセンター) に自家発電装置を設置 (72 時間)	設置庁舎 (総合あんしんセンター) は免震構造	自家発電装置は、浸水しないと想定されている庁舎の屋上に設置
		同報系防災行政無線	親局：同上 子局：内蔵蓄電池を装備 (20 時間)	親局：同上 子局：-	親局：同上 子局：内蔵蓄電池は、子局の上部に設置
		緊急速報メール Lアラート (公共情報コモンズ)	設置している庁舎 (総合あんしんセンター) に自家発電装置を設置 (72 時間)	設置庁舎 (総合あんしんセンター) は免震構造	自家発電装置は、浸水しないと想定されている庁舎の屋上に設置
	香南市	Jアラート受信装置	・設置している庁舎に発動発電機を設置 (使用可能時間不明) ・無停電電源装置を装備 (24 時間)	・受信装置を固定 ・設置している庁舎は耐震対策未実施であるが、建て替えを予定	設置庁舎は浸水想定区域外
		高知県防災行政無線	同上	同上	同上
		同報系防災行政無線	親局：同上 操作卓設置の 4 支所のうち、赤岡・香我美・吉川支所に発電機設置 <u>夜須支所には発電機未設置</u> 子局：内蔵バッテリーを設置	親局：同上 ・吉川支所は耐震対策済み  子局：防災行政無線のデジタル化に併せ、老朽化した子局は交換を行っている。	親局：同上 <u>浸水想定区域内の赤岡・吉川・夜須支所は防災行政無線の操作卓を 1 階に設置しているが、浸水防止対策は未実施</u> 子局：内蔵バッテリーは設備の上部に設置
		緊急速報メール Lアラート (公共情報コモンズ)	設置している庁舎に発動発電機を設置 (使用可能時間不明)	設置している庁舎は耐震対策未実施であるが、建て替えを予定	設置庁舎は浸水想定区域外
	須崎市	Jアラート受信装置	・設置している庁	庁舎の耐震化済み	設置庁舎は浸水

県別	市町名	受信・伝達設備	停電対策	耐震化対策	浸水防止対策
			舎の屋上に自家用発電機を設置(72時間) ・無停電電源装置を装備(10時間)		想定区域外
		高知県防災行政無線	同上	同上	同上
		同報系防災行政無線	親局：上記に同じ 子局：バッテリー内蔵(24時間)	親局：上記に同じ 子局：－	親局：上記に同じ 子局：バッテリー等を地上から1.5mの高さに設置
		緊急速報メール Lアラート(公共情報 共通)	同上	同上	同上
	室戸市	Jアラート受信装置	・設置している庁舎の屋上に自家用発電機を設置(72時間) ・無停電電源装置を装備(10時間)	・庁舎は新耐震基準施行後の建設 ・各機器に転倒防止装置(アンカー)を設置	Jアラート受信装置は庁舎3階に設置、自家用発電機は庁舎屋上に設置。いずれも浸水しないと想定されている。
		高知県防災行政無線	同上	同上	同上
		同報系防災行政無線	親局：上記に同じ 子局：バッテリー設置(72時間)	親局：上記に同じ 子局：－	親局：上記に同じ 子局：バッテリー等を子局の上部に設置
		緊急速報メール Lアラート(公共情報 共通)	同上	同上	同上
	黒潮町	Jアラート受信装置 (本庁舎：大方)	・設置している本庁舎に小型発動発電機を設置(24時間) ・無停電電源装置を装備(1時間)	・設置している本庁舎の耐震対策未実施 ・平成29年度に、浸水想定区域外の高台に移転を予定	・設置している本庁舎の2階は浸水が想定されているが、浸水防止対策未実施 ・平成29年度に、浸水想定区域外の高台に移転を予定
		黒潮町防災行政無線 (佐賀庁舎)	・親局が設置されている佐賀庁舎に小型発動発電機を設置(24時間) ・無停電電源装置を装備(1時間)	親局が設置されている佐賀庁舎は、耐震対策実施済み	親局が設置されている佐賀庁舎の2階は浸水が想定されているが、浸水防止対策未実施
		黒潮町緊急告知システム(光有線ケーブル) (黒潮町情報センター)	・設置されている黒潮町情報センターに自家発電装置(72時間)及	設置されている黒潮町情報センターは、新耐震設計基準施行後の平成21年度に建設され	設置されている黒潮町情報センター(1階平屋建て)は津波による

県別	市町名	受信・伝達設備	停電対策	耐震化対策	浸水防止対策
		ー：大方)	び小型発動発電機(24時間)を設置 ・無停電電源装置を装備(1時間)	た施設	浸水が想定されているが、浸水防止対策未実施 なお、平成29年度に、本庁舎の浸水想定区域外の高台への移転を予定
		緊急速報メール Lアラート(公共情報 報コモンズ)	Jアラートに同じ	同左	同左

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。



図表 1-⑫ 調査対象 20 市町における受信・伝達設備の停電時の作動の確認状況

県別	市町名	受信・伝達設備	停電させて作動確認しているもの	実際の停電時に確認しているもの	確認していないもの
徳島県	徳島市	Jアラート受信装置	毎年1回の定期点検時に停電試験を実施し、動作確認を行っている。	—	—
		デジタル式同報無線設備	毎年1回の定期点検時に停電試験を実施し、動作確認を行っている。	—	—
		エリアメール用端末	—	—	確認未実施
	鳴門市	Jアラート受信装置	—	—	確認未実施
		鳴門市防災行政無線	—	—	確認未実施 (平成27年2月の運用開始前に停電試験を実施済みで、運用開始後間もないため)
		徳島県防災行政無線	—	—	確認未実施
	阿南市	Jアラート受信装置	—	—	確認未実施
		阿南市防災行政無線	平成26年11月に、停電試験で作動を確認した。	—	—
		徳島県防災行政無線	平成26年11月に、停電試験で作動を確認した。	—	—
	美波町	Jアラート受信装置	—	—	確認未実施
		美波町防災行政無線	—	平成26年8月の台風時の停電の際、実際に作動していることを確認	—
		徳島県防災行政無線	—	平成26年8月の台風時の停電の際、実際に作動していることを確認	—
	牟岐町	Jアラート受信装置	—	—	確認未実施
		牟岐町防災行政無線	年2回の徳島県の点検時に、停電試験を実施し、動作を確認した。	—	—
		徳島県防災行政無線	年2回の徳島県の点検時に、停電試験を実施し、動作を確認した。	—	—
香川県	高松市	Jアラート受信装置	—	—	確認未実施
		高松市同報系防災行政無線(デジタル式)	—	—	確認未実施
	東かがわ市	Jアラート受信装置	—	—	確認未実施
		IP告知端末	—	—	確認未実施
		サイレン吹鳴装置	—	—	確認未実施

県別	市町名	受信・伝達設備	停電させて作動確認しているもの	実際の停電時に確認しているもの	確認していないもの	
	さぬき市	Jアラート受信装置 (本庁舎：志度)	毎月1回、自家用発電機のエンジンを回して確認(送電はしない)。年1回は機器点検	—	—	
		香川県防災行政無線 (本庁舎：志度)	同上	—	—	
		さぬき市同報系防災行政無線 (本庁舎：志度)	同上	—	—	
		安全安心コミュニティメール (寒川支所)	—	—	確認未実施	
	坂出市	Jアラート受信装置	—	—	確認未実施	
		香川県防災行政無線	—	—	確認未実施	
		サイレン吹鳴装置 (無線)	—	—	確認未実施	
	丸亀市	Jアラート受信装置	—	—	確認未実施	
		同報系防災行政無線	—	—	確認未実施	
	愛媛県	宇和島市	Jアラート受信装置	保安規定に基づく年次点検で確認	—	—
愛媛県防災通信システム			非常用発電機の試験運転を実施	—	—	
同報系防災行政無線			—	—	確認未実施	
八幡浜市		Jアラート受信装置	非常用発電機の試験運転を実施(送電はしない)	—	—	
		愛媛県防災通信システム	同上	—	—	
		同報系防災行政無線	同上	—	—	
西予市		Jアラート受信装置	年数回自家発電の稼働テストを行う。	—	—	
		同報系防災行政無線	同上	—	—	
		緊急速報メール	同上	—	—	
伊方町		Jアラート受信装置	訓練の時に非常用発電機を使用して確認	—	—	
		同報系防災行政無線	同上	—	—	
愛南町		Jアラート受信装置 (町役場)	—	—	未確認 (導入時には点検をしてお り、導入後間も ないため)	
		防災通信システム (消防署)	—	—	同上	
		同報系防災行政無線 (町役場)	—	—	同上	
		高知市	Jアラート受信装置	—	平成26年8月に停	—

県別	市町名	受信・伝達設備	停電させて作動確認しているもの	実際の停電時に確認しているもの	確認していないもの	
高知県				電した際等に、発電機が作動していることを確認		
		同報系防災行政無線	—	同上	—	
		緊急速報メール 公共情報コモンズ	—	同上	—	
	香南市	Jアラート受信装置	—	—	—	確認未実施
		高知県防災行政無線	—	—	—	同上
		同報系防災行政無線	—	—	—	同上
		緊急速報メール 公共情報コモンズ	—	—	—	同上
	須崎市	Jアラート受信装置	年1回、実際に停電させて作動を確認	—	—	—
		高知県防災行政無線	同上	—	—	—
		同報系防災行政無線	保守点検業者が作動状況を確認	—	—	—
		緊急速報メール 公共情報コモンズ	年1回、実際に停電させて作動を確認	—	—	—
	室戸市	Jアラート受信装置	—	—	平成26年8月に停電した際等に、発電機が作動していることを確認	—
		高知県防災行政無線	—	—	同上	—
		同報系防災行政無線	—	—	同上	—
		緊急速報メール 公共情報コモンズ	—	—	同上	—
	黒潮町	Jアラート受信装置 (本庁舎：大方)	—	—	—	確認未実施
		黒潮町防災行政無線 (佐賀庁舎)	—	—	平成26年8月の停電時に、発電機を運転して作動を確認	—
		黒潮町緊急告知システム (光ケーブル) (黒潮町情報センター：大方)	—	—	—	確認未実施
		緊急速報メール 公共情報コモンズ	—	—	—	同上
		計		9市町 (設備の全部又は一部について、停電させて作動を確認)	4市町 (停電時に作動を確認)	7市町 (設備の全てについて確認未実施)

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-⑬ 気象庁防災業務計画等の訓練に関する規定<抜粋>

<p>気象庁防災業務計画</p>	<p>・気象庁は、防災気象情報の発表・伝達等に関する訓練、防災気象情報を受け取った際の対応行動の訓練を定期的実施し、その内容の充実に努めるものとする。</p> <p>・気象庁は、夜間・休日の訓練、模擬訓練（中略）を積極的に実施するものとする。</p> <p>実施にあたっては、災害発生時等において各種業務を円滑に実施するための、業務の優先順位の判断、通信システム等に障害が発生した場合における代替措置発動の迅速かつ確実な実施等に配慮し、実践に即した訓練に努めるものとする。</p>	
<p>各気象台の規定</p>	<p>訓練に関する規定</p>	<p>障害発生時の法定伝達機関等への伝達に関する規定</p>
<p>徳島地方気象台</p>	<p>「徳島地方気象台非常災害対策措置要領」</p> <p>・管区気象台の指示によるもののほか、所掌事務に対応した独自訓練を随時行う。</p>	<p>「海溝型地震発生時の業務継続計画（東南海・南海地震）」</p> <p>・被災により、法定伝達機関等に対し通常の方法による情報の伝達が不可能な場合は、FAX、電話（緊急連絡用衛星電話等を含む）による伝達に努めることとする。</p> <p>また、加入電話による通話ができない場合は、緊急連絡用衛星電話により通話を試みるものとする。</p>
<p>高松地方気象台</p>	<p>「高松地方気象台非常災害対策措置要領」</p> <p>・管区気象台の指示によるもののほか、所掌事務に対応した独自訓練を随時行う。</p>	<p>「海溝型地震発生時の業務継続計画（東南海・南海地震）」</p> <p>・被災により、法定伝達機関等に対し通常の方法による情報の伝達が不可能な場合は、FAX、電話による伝達に努めることとする。</p> <p>また、加入電話による通話ができない場合は、緊急連絡用衛星電話により通話を試みるものとする。</p>
<p>松山地方気象台</p>	<p>松山地方気象台非常災害対策措置要領</p> <p>「管区気象台の指示によるもののほか、災害発生時の災害対策本部の円滑な運営等を確保するため、独自訓練を随時行う。</p>	<p>「海溝型地震発生時の業務継続計画（東南海・南海地震）」</p> <p>・被災により、法定伝達機関等に対し通常の方法による情報の伝達が不可能な場合は、FAX、電話による伝達に努めることとする。</p> <p>また、加入電話による通話ができない場合は、緊急連絡用衛星電話により通話を試みるものとする。</p>
<p>高知地方気象台</p>	<p>「高知地方気象台非常災害対策措置要領」</p> <p>・管区気象台の指示によるもののほか、所掌事務に対応した独自訓練を随時行う。</p>	<p>「海溝型地震発生時の業務継続計画（南海トラフ巨大地震）」</p> <p>・被災により、法定伝達機関等に対し通常の方法による情報の伝達が不可能な場合は、FAX、電話による伝達に努めることとする。</p> <p>また、加入電話による通話ができない場合は、緊急連絡用衛星電話により通話を試みるものとする。</p>

(注) 気象庁防災業務計画、各地方気象台の非常災害対策措置要領及び海溝型地震発生時の業務継続計画から抜粋した。

図表 1-⑭ 地方気象台における情報の受信・伝達訓練の実施状況

気象台名	訓練の実施状況			夜間・休日、 代替措置による訓練
	訓練の名称及び根拠規程	実施回数	訓練の内容	
徳島地方気象台	地震津波訓練 (気象庁防災業務計画)	年6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定伝達機関等への情報伝達の確認(専用回線)</li> <li>・地震解説資料作成と送達手順の確認</li> <li>・台内での情報共有</li> </ul> ※ 法定伝達機関等への情報伝達に使用する設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム(有線)</li> </ul>	未実施
高松地方気象台	地震津波訓練 (気象庁防災業務計画)	年6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定伝達機関等への情報伝達の確認(専用回線)</li> <li>・地震解説資料作成と送達手順の確認</li> <li>・台内での情報共有</li> </ul> ※ 法定伝達機関等への情報伝達に使用する設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報伝送処理システム(有線：香川県)</li> <li>・防災情報提供システム(有線：他の法定伝達機関)</li> </ul>	未実施
松山地方気象台	地震津波訓練 (気象庁防災業務計画)	年6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定伝達機関等への情報伝達の確認(専用回線)</li> <li>・地震解説資料作成と送達手順の確認</li> <li>・台内での情報共有</li> </ul> ※ 法定伝達機関等への情報伝達に使用する設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報提供システム(有線)</li> </ul>	未実施
高知地方気象台	地震津波訓練 (気象庁防災業務計画)	年6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定伝達機関等への情報伝達の確認(専用回線)</li> <li>・地震解説資料作成と送達手順の確認</li> <li>・台内での情報共有</li> </ul> ※ 法定伝達機関等への情報伝達に使用する設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報伝送処理システム(有線：高知県)</li> <li>・防災情報提供システム(有線：他の法定伝達機関)</li> </ul>	未実施

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-⑮ 調査対象 20 市町における情報の受信・伝達訓練の実施状況

県別	市町名	訓練種類数	訓練の名称	訓練の内容	Jアラート全国一斉訓練時の自動起動の実施	
					有無	無の場合の理由等
徳島県	徳島市	3種類	Jアラート全国一斉自動放送等試験	Jアラート受信装置に連動したデジタル式同報無線設備等の自動起動等の確認	有	—
			情報伝達訓練	実際にエリアメールが住民に到達するかの実証確認		
			4 県津波情報伝達訓練	徳島県防災行政無線及び電話種類線、FAX を利用しての地震情報、津波情報の伝達、被害情報の伝達等		
	鳴門市	2種類	Jアラート全国一斉自動放送等試験	Jアラート受信装置と同市が設置している伝達手段（庁内放送）の連動機能の確認	無	市役所の庁内放送のみ連動状況を確認
			4 県津波情報伝達訓練	徳島県防災行政無線及び電話種類線、FAX を利用しての地震情報、津波情報の伝達、被害情報の伝達等		
	阿南市	2種類	Jアラート全国一斉自動放送等試験	Jアラート受信装置に連動したデジタル式同報無線設備等の自動起動等の確認	有	—
			4 県津波情報伝達訓練	徳島県防災行政無線及び電話種類線、FAX を利用しての地震情報、津波情報の伝達、被害情報の伝達等		
	美波町	2種類	Jアラート全国一斉自動放送等試験	Jアラート受信装置の動作試験（防災行政無線への連動は未実施）	有	—
			4 県津波情報伝達訓練	徳島県防災行政無線及び電話種類線、FAX を利用しての地震情報、津波情報の伝達、被害情報の伝達等		
	牟岐町	2種類	Jアラート全国一斉自動放送等試験	アラート受信装置の動作試験	有	—
4 県津波情報伝達訓練			徳島県防災行政無線及び電話種類線、FAX を利用しての地震情報、津波情報の伝達、被害情報の伝達等			
香川県	高松市	2種類	Jアラートを使用した緊急地震速報訓練	Jアラート受信装置の受信及び自動起動の確認	有	—
			Lアラート（公共情報コモンズ）合同訓練	香川県防災情報システムに被害情報等を入力する訓練		
	東かがわ市	2種類	Jアラートを使用した緊急地震速報訓練	Jアラート受信装置の受信確認（自動起動はしない。）	無	自動起動まで行うかどうかは自由であるため、実施していない。
			Lアラート（公共情報コモンズ）合同訓練	香川県防災情報システムに被害情報等を入力する訓練		
さぬき市	2種類	Jアラートを使用した緊急地震速報訓練	Jアラート受信装置の受信確認（自動起動はしない。）	無	過去、実施している年度もあるが、他業務もあるため、少なくとも平成 26 年度以降未実	

県別	市町名	訓練種類数	訓練の名称	訓練の内容	Jアラート全国一斉訓練時の自動起動の実施			
					有無	無の場合の理由等		
	坂出市	3種類	Lアラート(公共情報コモンズ)合同訓練	香川県防災情報システムに被害情報等を入力する訓練	/			
			Jアラート全国一斉情報伝達訓練	Jアラート受信装置の導通試験			非該当	坂出市の同報無線(消防)は、Jアラートと連動していない。
			Lアラート(公共情報コモンズ)合同訓練	香川県防災情報システムに被害情報等を入力する訓練				
			総合防災訓練	移動警務線(MCA無線)による伝達訓練				
			Jアラート全国一斉情報伝達訓練	Jアラート受信装置の受信及び防災行政無線の自動起動確認			有	—
	丸亀市	2種類	Lアラート(公共情報コモンズ)合同訓練	香川県防災情報システムに被害情報等を入力する訓練	/			
			Jアラート全国一斉情報伝達訓練	Jアラート受信装置の受信及び防災行政無線の自動起動確認			有	—
	愛媛県	宇和島市	2種類	Jアラート全国一斉訓練	Jアラートで受信した情報の自動起動確認	有	—	
				愛媛県津波避難訓練	県主催の避難訓練(情報伝達訓練の実施状況不明)	/		
		八幡浜市	2種類	Jアラート全国一斉訓練	Jアラートで受信した情報の自動起動確認			有
愛媛県津波避難訓練				県主催の避難訓練(情報伝達訓練の実施状況不明)	/			
西予市		2種類	Jアラート全国一斉訓練	Jアラートで受信した情報の自動起動確認			非該当	同市の防災行政無線はアナログ式であるため、Jアラートと連動していない。
			明浜地区地震津波避難訓練	防災行政無線、移動系無線、衛星携帯電話等を活用して避難を行う訓練	/			
伊方町		1種類	Jアラート全国一斉訓練	Jアラートで受信した情報の自動起動確認			有	—
			伊方町総合防災訓練	総合防災訓練であるため、情報伝達訓練の実施状況は不明	/			
愛南町		2種類	Jアラート全国一斉自動放送等	Jアラート受信装置の受信及び自動起動の確認			有	—
			Lアラート(公共情報コモンズ)合同訓練	Lアラート(公共情報コモンズ)への情報発信訓練	/			
高知県	高知市	4種類	Jアラート全国一斉情報伝達訓練	Jアラートの受信及び自動起動の確認			有	—
			緊急地震速報訓練	緊急地震速報の受信訓練	/			
			Lアラート(公共情報コモンズ)合同訓練	Lアラートへの情報入力訓練				
			県内一斉避難訓練	防災行政無線を利用した情報伝達訓練				
	香南市	4種類	Jアラート全国一斉情報伝達訓練	Jアラートの受信及び自動起動の確認			有	—
			緊急地震速報訓練	緊急地震速報の受信訓練	/			
			Lアラート合同訓練	Lアラートへの情報入力訓練				

県別	市町名	訓練種類数	訓練の名称	訓練の内容	Jアラート全国一斉訓練時の自動起動の実施	
					有無	無の場合の理由等
	須崎市	4種類	香南市総合防災訓練	Jアラートを利用した情報伝達、避難訓練		
			Jアラート全国一斉情報伝達訓練	Jアラートの受信及び自動起動の確認	有	—
			緊急地震速報訓練	緊急地震速報の受信訓練		
			Lアラート合同訓練	Lアラートへの情報入力訓練		
			須崎市総合防災訓練	防災行政無線を利用した情報伝達訓練		
	室戸市	4種類	Jアラート全国一斉情報伝達訓練	Jアラートの受信及び自動起動の確認	有	—
			緊急地震速報訓練	緊急地震速報の受信訓練		
			公共情報commons合同訓練	Lアラートへの情報入力訓練		
			県内一斉避難訓練	防災行政無線を利用した情報伝達訓練		
	黒潮町	3種類	Jアラート全国一斉情報伝達訓練	Jアラートの受信及び自動起動の確認	有	—
			緊急地震速報訓練	緊急地震速報の受信訓練		
			黒潮町総合防災訓練	光ケーブル(緊急告知システム)、防災行政無線について手動で緊急の伝達を行う訓練		

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。



図表 2-(1)-① 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日策定）〈抜粋〉

<p>第 3 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策</p> <p>第 2 節</p> <p>2 安全で確実な避難の確保</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>○ 海岸線等（津波の遡上が予想される河川等を含む。以下同じ。）を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、南海トラフ地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地域（地方公共団体が作成したハザードマップ等に基づき各地方公共団体が設定する地域をいう。以下「避難対象地域」という。）の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容、要配慮者の避難対策等を記載した津波避難計画を策定するとともに、避難誘導體制の強化を図る。</p> <p style="text-align: center;">(後略)</p>
---

図表 2-(1)-② 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月）〈抜粋〉

<p>第 2 章 市町村における津波避難計画策定指針</p> <p>7 津波避難計画において定める必要がある事項</p> <p>津波避難計画において定める必要がある事項は次のとおりであり、津波避難計画策定のフローは別添 1、津波避難計画の概念図は別添 2 のとおりである。</p> <p>本指針では、このフローに沿って各事項を検討する際に留意すべき事項を示す。</p>	
1 津波浸水想定区域図	<p>① 最大クラスの津波の設定</p> <p>② 計算条件の設定（断層モデルの設定等）</p> <p>③ 津波浸水シミュレーションの実施</p> <p>④ 津波浸水想定（浸水の区域及び水深）の設定</p> <p>⑤ 津波到達予想時間の想定</p>
2 避難対象地域	津波浸水想定区域図に基づき避難対象地域を指定
3 避難困難地域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出
4 緊急避難場所等、避難路等	緊急避難場所・津波避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
5 初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
6 避難誘導等に従事する者の安全確保	退避ルール確立、情報伝達手段の整備
7 津波情報の収集、伝達	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等
8 避難指示、勧告の発令	避難指示、勧告の発令の基準、手順、手段等
9 津波対策の教育・啓発	津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等

10避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
11その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(1)-③ 四国 4 県の市町村津波避難計画の策定に係る指針等の概要

徳島県	<p>○ 市町村津波避難計画の策定に関するガイドライン（平成 25 年 3 月策定）＜抜粋＞</p> <p>7 市町村津波避難計画において定める事項とその策定手順</p> <p>(1) 市町村津波避難計画において定める事項</p> <p>津波避難計画において定める必要がある事項は次のとおりである。なお、事項が盛り込まれていれば、市町村において項目の順番を変更する等は差し支えない。</p> <p>① 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的</li> <li>・計画の修正</li> <li>・用語の意味</li> </ul> <p>② 津波避難対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波浸水想定区域の設定</li> <li>・避難対象地域の指定</li> <li>・避難困難地域の検討</li> </ul> <p>③ 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間外の職員への参集連絡手段・参集基準</li> <li>・配備体制</li> <li>・津波情報等の収集・伝達</li> <li>・防災事務に従事する者の安全の確保等</li> </ul> <p>④ 平常時の津波防災啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波防災教育・啓発の手段</li> <li>・津波防災教育・啓発の内容</li> <li>・津波防災教育・啓発の場</li> </ul> <p>⑤ 避難訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練の実施体制（参加者等）</li> <li>・訓練の内容</li> </ul> <p>⑥ その他の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客、海水浴客、釣り客の避難対策</li> <li>・災害時要援護者の避難対策</li> </ul> <p>(2) 市町村津波避難計画の策定手順</p> <p>① (略)</p> <p>② 避難対象地域の指定</p> <p>「徳島県津波浸水想定（H24. 10. 31）」に基づき避難対象地域を指定します。</p>
-----	---

- ・ 住民等の理解を十分に得た上で指定します。
- ・ 安全側に立って（広めに）指定します。
- ・ 自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定します。

③ 避難困難地域の検討

（前略）

◆ 津波避難場所（津波避難ビル及び高台等を含む）の指定

津波避難場所として備える安全性や機能性が確保されている施設等を指定します。

- ・ 津波避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急的に避難するために、避難対象地域内の施設を津波避難ビルに指定します。

◆ 避難路、避難経路の指定、設定

避難目標地点及び避難場所まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路を指定します。

住民等は、指定された避難路から、住宅や職場等から速やかに避難できる避難経路を設定します。

（後略）

○ 市町津波避難計画策定マニュアル（平成 18 年 3 月策定）＜抜粋＞

2 津波避難計画の基本的な考え方

(4) 津波避難計画において定める必要がある事項

定める事項	内 容
津波浸水予想地域	香川県津波浸水予測図等により設定
避難対象地域	津波浸水予想地域に基づき避難対象地域を指定
避難困難地域	予想される津波の到達時間までに避難が困難な地域の抽出
避難場所、避難路等	避難場所・避難ビル・避難路・避難経路の指定・設定
職員の初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
津波情報等の収集、伝達	津波予報、津波情報の収集伝達手段・体制、海面監視等
避難勧告、避難指示の発令基準等	避難勧告・指示の発令の基準、手順、手段等
津波対策の教育、啓発	津波避難計画・津波ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
災害時要援護者の避難対策	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策

香  
川  
県

愛媛県	<p>○ 愛媛県津波避難計画策定指針（平成 27 年 3 月策定）＜抜粋＞</p> <p>7 津波避難計画において定める必要がある事項</p> <p>津波避難計画において定める必要がある事項は次のとおりであり、計画策定のフローは別添 1、計画の概念図は別添 2 のとおりである。</p> <p>本方針では、別添 1 のフローに沿って各事項を検討する際に留意すべき事項を示す。</p> <table border="1" data-bbox="279 481 1396 817"> <tr> <td>(1) 津波浸水想定区域</td> <td>(7) 津波情報の収集・伝達</td> </tr> <tr> <td>(2) 避難対象地域</td> <td>(8) 避難指示の発令</td> </tr> <tr> <td>(3) 避難困難地域</td> <td>(9) 津波対策の教育・啓発</td> </tr> <tr> <td>(4) 緊急避難場所等、避難路等</td> <td>(10) 避難訓練</td> </tr> <tr> <td>(5) 初動体制</td> <td>(11) その他の留意点（観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策）</td> </tr> <tr> <td>(6) 避難誘導等に従事する者の安全確保</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 津波浸水想定区域	(7) 津波情報の収集・伝達	(2) 避難対象地域	(8) 避難指示の発令	(3) 避難困難地域	(9) 津波対策の教育・啓発	(4) 緊急避難場所等、避難路等	(10) 避難訓練	(5) 初動体制	(11) その他の留意点（観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策）	(6) 避難誘導等に従事する者の安全確保	
(1) 津波浸水想定区域	(7) 津波情報の収集・伝達												
(2) 避難対象地域	(8) 避難指示の発令												
(3) 避難困難地域	(9) 津波対策の教育・啓発												
(4) 緊急避難場所等、避難路等	(10) 避難訓練												
(5) 初動体制	(11) その他の留意点（観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策）												
(6) 避難誘導等に従事する者の安全確保													
高知県	<p>○ 高知県津波避難計画策定指針（平成 25 年 12 月策定）＜抜粋＞</p> <p>【ガイドライン】</p> <p>第 2 章 適切な避難先を確保する津波避難計画</p> <p>5. 市町村津波避難計画に定める内容</p> <table border="1" data-bbox="255 1097 1396 1198"> <tr> <td>市町村は、高知県津波避難計画策定指針や高知県津波浸水予測図（平成 24 年度公表）などに基づき、市町村ごとの具体的な津波予測に対応した津波避難計画を策定します。</td> </tr> </table> <p>市町村津波避難計画の策定にあたっては、下記のような構成を基本に検討を行うことが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難対象地域の設定</li> <li>② 津波浸水予測時間等の把握</li> <li>③ 津波避難場所及び避難経路等の設定</li> <li>④ 津波避難場所等の安全対策</li> <li>⑤ 初動体制・情報伝達体制</li> <li>⑥ 避難勧告・指示の発令基準</li> <li>⑦ 防潮水門等の閉鎖措置</li> <li>⑧ 要配慮者対策</li> <li>⑨ 避難訓練・防災啓発</li> <li>⑩ その他の検討事項</li> </ol> <p>6. 津波避難計画を策定する際の検討に必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) (略)</li> <li>(2) 避難困難地域の抽出と避難の検討</li> </ol> <table border="1" data-bbox="255 1960 1428 2049"> <tr> <td>避難対象地域のうち、津波浸水予測時間内に避難対象地域の外への避難が不可能な地域を避難困難地域として抽出します。</td> </tr> </table>	市町村は、高知県津波避難計画策定指針や高知県津波浸水予測図（平成 24 年度公表）などに基づき、市町村ごとの具体的な津波予測に対応した津波避難計画を策定します。	避難対象地域のうち、津波浸水予測時間内に避難対象地域の外への避難が不可能な地域を避難困難地域として抽出します。										
市町村は、高知県津波避難計画策定指針や高知県津波浸水予測図（平成 24 年度公表）などに基づき、市町村ごとの具体的な津波予測に対応した津波避難計画を策定します。													
避難対象地域のうち、津波浸水予測時間内に避難対象地域の外への避難が不可能な地域を避難困難地域として抽出します。													

具体的な津波からの避難方法を検討するにあたっては、避難経路や津波避難場所、避難方法等を検討しながら、津波浸水予測時間内に、避難が完了できるように計画策定を進めます。

(後略)

**【津波避難計画策定の手引き】**

10 避難誘導等に従事する者の安全確保

津波を理由とする避難の広報や避難誘導等を行う職員、消防団員、民生委員等の安全確保を最優先とします。

津波浸水域内で避難の広報等の活動を行う場合においても、自らの命を守ることができることが前提となります。このため、事前に津波浸水予測時間等を考慮した退避ルールを定めておくとともに、その内容について、関係者が十分理解し、いざという時には、ルールに基づき、自らの安全を確保できる体制を整えておくことが必要です。また、活動にあたっては、無線等の情報伝達手段を備えるなど、できるだけ安全に活動できるよう、準備を行っておくことが大切です。

図表 2-(1)-④ 消防庁の津波避難計画策定指針において市町村津波避難計画に定める必要があるとされている事項の津波避難計画、市町村地域防災計画、津波ハザードマップ等における規定の有無

区分		消防庁の津波避難計画策定指針（平成 25 年 3 月策定）において市町村津波避難計画に定めることとされている事項											
		津波浸水 想定区域	避難対 象地域	避難困 難地域	緊急避 難場所 等	避難路 等	職員の初 動体制	避難誘導等に 従事する者の 安全確保	津波情報 等の収 集・伝達	避難指 示、勧告 の発令	津波対 策の教 育・啓発	避難 訓練	その他の 留意点
徳島 県	徳島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鳴門市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	阿南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	美波町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	牟岐町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香川 県	高松市	○	×	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	丸亀市	○	×	—	○	○	○	○	△	○	○	○	○
	坂出市	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	さぬき市	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	東かがわ市	○	×	—	○	○	○	○	△	○	○	○	○
愛媛 県	宇和島市	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	八幡浜市	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	西予市	○	×	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伊方町	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	愛南町	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知 県	高知市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	香南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	須崎市	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	室戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	黒潮町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 本表各欄の「○」は、津波避難計画、市町村地域防災計画、津波ハザードマップ等に消防庁の津波避難計画策定指針（平成 25 年 3 月策定）において市町村津波避難計画に定めることとされている事項の規定があること、「×」は、津波避難計画、市町村地域防災計画、津波ハザードマップ等に消防庁の津波避難計画策定指針（平成 25 年 3 月策定）において市町村津波避難計画に定めることとされている事項の規定がないことを示す。
- 3 「避難困難地域」欄の「－」は、該当する地域のないことを示す。
- 4 「避難指示、勧告の発令」欄の「△」は、市の地域防災計画に避難指示の発令基準は規定されているが、避難勧告の発令基準が規定されていないことを示す。

図表 2-(1)-⑤ 「避難対象地域」について、津波避難計画、市町村地域防災計画、津波ハザードマップ等に規定されていない理由

区分		「避難対象地域」について、津波避難計画、市町村地域防災計画、津波ハザードマップ等に定められていない理由
香 川 県	高松市	津波ハザードマップにより、津波浸水想定区域を公表しているため
	丸亀市	
	東かがわ市	最大クラスの地震による港での津波水位に相当する海拔 2.5m又は3mの地点を津波ハザードマップに赤線で表示し、当該赤線の外側に避難するよう、防災出前講座等で住民に周知しているため
愛 媛 県	西予市	津波ハザードマップにより、津波浸水想定区域を公表しているため

(注) 四国行政評価局及び愛媛行政評価事務所の調査結果による。



図表 2-(2)-① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）〈抜粋〉

第四章 災害予防

第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-② 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）〈抜粋〉

第 5 章の 2 災害予防

(指定緊急避難場所の基準)

第 20 条の 3 法第 49 条の 4 第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号ロ及び第 20 条の 6 第 1 号において「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- 二 次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第 20 条の 5 において「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。
  - イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
  - ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第 7 号の内閣府令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第 20 条の 5 において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- 三 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあっては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
  - イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
  - ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

(政令で定める異常な現象の種類)

第20条の4 法第49条の4第1項の政令で定める異常な現象の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 洪水
- 二 崖崩れ、土石流及び地滑り
- 三 高潮
- 四 地震
- 五 津波
- 六 大規模な火事
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める異常な現象の種類

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

#### 図表2-(2)-③ 災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号) <抜粋>

(令第二十条の三第一号 の内閣府令で定める基準)

第一条の三 令第二十条の三第一号 の内閣府令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者(第一条の八第二号において「居住者等」という。)の受入れの用に供すべき屋上その他の部分(安全区域(令第二十条の三第二号 に規定する安全区域をいう。)外にある同号 ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路)について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。

(令第二十条の三第二号 イの内閣府令で定める技術的基準)

第一条の四 令第二十条の三第二号 イの内閣府令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること(当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。)とする。

(令第二十条の三第三号 イの内閣府令で定める技術的基準)

第一条の五 令第二十条の三第三号 イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-④ 津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月 津波避難ビル等に係るガイドライン検討会 内閣府政策統括官（防災担当））＜抜粋＞

## 第 1 章 はじめに

### 第 3 節 用語の定義

本書中において用いる主な用語の定義について以下に示す。

表 1-1 用語の定義

用 語	定 義
①津波避難ビル等	<u>津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る）をいう。</u> <u>なお、津波による浸水の恐れのない地域の避難施設や高台は含まない。</u>
	(後略)

## 第 2 章 津波避難ビル等の要件及び留意点

### 第 1 節 構造的要件

津波避難ビル等の指定を検討する際の構造的要件（耐震性及び津波に対する構造安全性）について解説する。

#### 基本方針

#### (1) 耐震性

耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、または、新耐震設計基準（1981 年（昭和 56 年）施行）に適合していることを基本とする。

#### (2) 津波に対する構造安全性

原則として RC または SRC 構造とし、想定浸水深に応じて、階数や、津波の進行方向の奥行きを考慮する。

#### <解説>

#### (1) 耐震性

津波避難ビル等の選定にあたっては、津波に先立ち発生する地震に対する安全性の有無に配慮する必要がある。

具体的には、耐震診断によって耐震安全性が確認されている構造物、または、新耐震設計基準（1981 年（昭和 56 年）施行）に適合している建築物であることが望まれる。

#### (2) 津波に対する構造安全性

人工構造物の津波による影響については、建物の平面形状、窓開口等の配置により異なるほか、浮力の効果、洗掘、流速の影響等、様々な要因があり、今後の研究が望まれる部分が多い。

しかし、既往の研究成果等から、RC または SRC 構造であることが一つの目安と考えられる。

また、基本的には、建物の高さが高く、津波の進行方向の奥行きが大きいほど安全性は高い。

津波避難ビル等の選定にあたっては、想定される浸水深が2mの場合は3階建て以上（想定される浸水深が1m以下であれば2階建てでも可）、3mの場合は4階建て以上のRCまたはSRC構造の施設を候補とするが、津波の進行方向の奥行きも十分に考慮しておく。

（後略）

（注）下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-⑤ 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月 消防庁国民保護・防災部防災課）＜抜粋＞

## 第 2 章 市町村における津波避難計画策定指針

### 1 緊急避難場所等（避難目標地点を含む）、津波避難ビルの指定・設定

#### （2）津波避難ビルの指定

市町村長は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定する。（略）

津波避難ビルの安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>RC 又はSRC 構造であること</u>。原則として、津波の想定浸水深相当階の2階以上（例：想定される浸水深が2m の場合は3階以上、3m の場合は4階以上）又は、基準水位（注）以上（津波浸水想定が設定されている場合）。</li><li>・ 海岸に直接面していないこと。</li><li>・ <u>耐震性を有していること（昭和56 年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定することが望ましい。）</u>。</li><li>・ 避難路等に面していることが望ましい。</li><li>・ 進入口への円滑な誘導が可能であること。</li><li>・ 外部から避難が可能な階段があることが望ましい。</li></ul>
津波避難ビルの機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。</li><li>・ 夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。</li></ul>

（注） 基準水位とは、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等に衝突する津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位をいう。

（後略）

（注）下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-⑥ 防災基本計画（平成 27 年 7 月 7 日中央防災会議決定）＜抜粋＞

第 2 編 各災害に共通する対策編
第 1 章 災害予防
第 1 節 災害に強い国づくり、まちづくり
(4) 災害応急対策等への備え
○ 国、公共機関及び地方公共団体は、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第 1 章第 6 節参照）を平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るものとする。
○ <u>国及び地方公共団体は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。</u>

（注）下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-⑦ 四国地方整備局防災業務計画（平成 15 年 6 月 20 日国四整訓第 9 号。平成 25 年 3 月 6 日国四整訓第 14 号最終改正）＜抜粋＞

第 2 編 地震災害対策編
第 5 章 東南海・南海地震防災対策推進地域に係る推進計画
第 3 節 津波からの防護及び円滑な避難の確保
第 1 津波からの防護のための施設の整備等
1. ～ 7. (略)
8. 直轄管理施設等において、津波襲来時に避難地としての機能が確保できる既存の施設については一時避難地として活用を図るものとする。

図表 2-(2)-⑧ 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月 消防庁国民保護・防災部防災課）＜抜粋＞

第 2 章 市町村における津波避難計画策定指針
2. 3. 2 避難困難地域の検討
1 津波到達予想時間の設定 津波浸水シミュレーション結果等に基づき、津波の到達予想時間を設定する。
2 避難目標地点の設定 避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定する。
3 <u>避難可能距離（範囲）の設定</u> <u>津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。</u>
4 避難路、避難経路の指定・設定 避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を指定・設定する。
5 避難困難地域の抽出 避難対象地域のうち、4 で設定した避難可能距離（範囲）から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

- 1 避難困難地域とは、予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいう（避難困難地域、避難目標地点、避難可能距離等は2. 1の別添2「津波避難計画の概念図」を参照のこと）。

津波到達予想時間（注）は、原則として津波浸水シミュレーション結果に基づき設定する。

- 2 津波避難では、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことが基本である。

津波が短時間で到来する場合、必ずしも市町村が指定した緊急避難場所への最短コースを避難する必要はなく（例えば最短コースによる避難が津波浸水想定区域内を長時間通過しなければならない場合、最短コースによる避難がかえって危険を増す可能性がある）、何よりも避難対象地域の外に最も安全かつ早く避難できる目標の地点（避難目標地点）への最短コースを避難することが重要である。

この避難目標地点は、避難対象地域の外縁と避難路、避難経路との接点付近となる。避難目標地点に到達後、指定された緊急避難場所へ向かって避難するといった避難の方法を考えておく必要がある。

この避難目標地点の設定にあたっては、袋小路となっている個所、あるいは背後に階段等の避難路や避難経路がない急傾斜地や崖地付近は避ける必要がある。

- 3 津波到達予想時間と歩行速度から避難目標地点までの避難可能距離（範囲）を設定する。

津波到達予想時間は、1で求めた時間を用いる。

（注）津波到達予想時間は、海域を伝播してきた津波により、海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれのある水位変化が生じるまでの時間であり、地域の実情に応じて設定すべきものである。気象庁では津波の高さが20cm未満の場合は、若干の海面変動があるが被害の心配はない旨を「津波予報」として発表しており、20cmの水位変化が生じるまでの時間を一つの目安とすることが考えられる。

(1) 歩行速度

歩行速度は1.0m/秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とするが、歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）こと、東日本大震災時の津波避難実態調査結果による平均避難速度が0.62m/秒であったこと等を考慮する必要がある。

(2) 避難距離

避難できる限界の距離は最長でも500m程度を目安とする（より長い距離を目安とすることも考えられるが、災害時要援護者等の避難できる距離、緊急避難場所等までの距離、避難手段などを考慮しながら、各地域において設定する必要がある）。

(3) 避難に要する時間

地域の実情に応じて、地震発生後2～5分後に避難開始できるものと想定する。

(4) 夜間や積雪寒冷期の留意点

夜間の場合には、避難開始は昼間に比べてさらに準備に時間がかかるとともに、避難速度も低下することも考慮する必要がある。また、積雪寒冷期における避難速度等の低下にも考慮する必要がある。

(5) 訓練による検証

歩行速度や避難可能距離、避難開始時間等は、避難訓練を行って確認・検証し、見直すことが重要である。

**【避難可能距離】**

避難可能距離は次により求められる。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達時間} - \text{避難開始時間})$$

仮に、津波到達予想時間を10分、歩行速度を1.0m/秒、避難開始時間を2分、5分とした場合、それぞれ避難可能距離は、次のとおりとなる。

$$\text{約}500\text{m} \quad (60\text{m}/\text{分} \times (10 - 2) \text{分}) = 480\text{m}$$

$$\text{約}300\text{m} \quad (60\text{m}/\text{分} \times (10 - 5) \text{分}) = 300\text{m}$$

※ 東日本大震災では、震度4以上の揺れが3分以上続いた地域もあり、地震発生後の速やかな避難が困難な場合もあり得る。津波到達予想時間は、原則、海岸部に到達する最短の時間を想定するものとする。ただし、発災から直ぐに大規模な津波が到達する沿岸部と、比較的時間がかかる内陸部とで、同じ最短時間を想定するのが非現実的な場合は、専門家の意見を聴きながら、襲来する津波の時間と規模、地域の特性等を勘案した上で、複数の到達時間を想定する等の対応をとることが望ましい。

※ 平成24年8月に公表された南海トラフ巨大地震の被害想定（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第一次報告）では、避難の迅速化が図られた場合について、昼間の場合には発災後5分後、深夜でも発災後10分で避難開始するとして試算している。避難速度についても夜間は昼間の80%に低下するものとしている。

#### 【参考】歩行速度

- ・老人単独歩行（自由歩行速度）：1.1m/秒：俵元吉1976による。
- ・ベビーカーを押している人（自由歩行速度）：0.9m/秒：同上
- ・群衆歩行：1.1m～1.2m/秒が限界：東京都市群交通計画委員会1972
- ・自力のみで行動できにくい人（水平）：0.8m/秒：堀内三郎1972  
（重病人、身障者等）（階段）：0.4m/秒  
（位置、経路等に慣れていない人）（水平）：1.0m/秒：同上  
（階段）：0.5m/秒
- ・身障者等の歩行速度（急いで） C 1：1.2m/秒：日本建築学会1980  
C 2：0.44m/秒

（注）下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-⑨ 徳島県の「市町村津波避難計画の策定に関するガイドライン」(平成 25 年 3 月)  
 <抜粋>

7 市町村津波避難計画において定める事項とその策定手順

(2) 市町村津波避難計画の策定手順

①及び② (略)

③ 避難困難地域の検討

- 津波到達予想時間の設定
  - ◆「徳島県津波浸水想定 (H24. 10. 31)」に基づき、設定します。
- 避難目標地点の設定
  - ◆避難対象地区外へ避難する目標地点を避難対象地区の外に設定します。
- 津波避難場所 (津波避難ビル及び高台等を含む) の指定
  - ◆津波避難場所として備える安全性や機能的性が確保されている施設等を指定します。
    - ・津波避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急的に避難するために、避難対象地域内の施設を津波避難ビルに指定します。
- 避難路、避難経路の指定、設定
  - ◆避難目標地点及び避難場所まで最も短時間で、かつ安全に到達できる避難路を指定します。
  - ◆住民等は、指定された避難路から、住宅や職場等から速やかに避難できる避難経路を設定します。
- 避難可能距離 (範囲) の設定
  - ◆津波到達予想時間と歩行速度から避難目標地点までの避難可能距離 (範囲) を設定します。
    - ・歩行速度は 1.0 m/秒を目安としますが、歩行困難者、身体障害者、乳幼児等は歩行速度が低下する (0.5 m/秒) することを考慮します。
    - ・避難可能距離は最長でも 500 m程度を目安とします (ただし、津波到達予想時間や避難手段等を考慮し、各地域の実情に応じて設定することが必要)。
    - ・歩行速度や避難可能距離、避難開始時間等は、避難訓練を行って確認・検証し、見直すことが重要です。
- 避難困難地域の抽出
  - ◆避難対象地域のうち、上記で設定した避難可能距離 (範囲) から外れる地域を避難困難地域として抽出します。
    - ・避難訓練等を実施し適当かどうかを検証することが重要です。
    - ・避難困難地域の避難者が避難する「津波避難ビル等」の指定を推進します。

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。



図表 2-(2)-⑩ 香川県の「市町津波避難計画策定マニュアル」(平成 18 年 3 月策定) <抜粋>

3 津波避難計画に定める事項の策定手順と留意事項

(3) 避難困難地域の検討

① 津波到達予想時間の設定

津波シミュレーション結果等に基づき、津波の到達予想時間を設定する。

② 避難目標地点の設定

避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点を避難対象地域の外側に設定する。

③ 避難路、避難経路等の指定・設定

避難目標地点までもっとも短時間で、かつ安全に到達できる避難路、避難経路を指定・設定する。(略)

④ 避難可能距離(範囲)の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離(範囲)を設定する。

⑤ 避難困難地域の抽出

避難対象地域のうち、④で避難可能距離(範囲)から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-⑪ 愛媛県津波避難計画策定指針（平成 27 年 3 月策定）〈抜粋〉

8 地域津波避難計画について

(3) 避難困難地域

ア 津波到達予想時間の設定

津波到達予想時間は、愛媛県地震被害想定調査における津波浸水開始時間（20 c m）とする。

イ 避難目標地点の設定

避難する際の目標地点は、避難対象地域の外側に設定する。

なお、設定に当たっては、袋小路となっている箇所、急傾斜地や崖地付近は避ける必要がある。

ウ 避難可能距離（範囲）の設定

避難可能距離（範囲）は、歩行速度及び避難開始時間を設定して算出する。

$$\text{避難可能距離} = \text{歩行速度} \times (\text{津波到達時間} - \text{避難開始時間})$$

歩行速度は、身体障害者や乳幼児等の歩行困難者を考慮し、0.5m/秒を目安とする。また、愛媛県地震被害想定調査と同様に、避難開始時間は昼 5 分、夜間 10 分とし、夜間の歩行速度は、昼間の 80%とする。

なお、これらの数値設定は、国による調査結果等を参考に設定したものであるが、各地域において、避難訓練等を通じて、確認・検証し、見直すことが重要である。

【参考】

■陸域における津波被害と浸水深との関係（南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編—津波断層モデルと津波高・浸水域等について—（平成 24 年 8 月）より）

- 0.3m以上：避難行動がとれなく（動くことができなく）なる
- 1 m以上：津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
- 2 m以上：木造家屋の半数が全壊する（3 m以上でほとんどが全壊する）
- 5 m以上：2階建ての建物（或いは2階部分まで）が水没する
- 10m以上：3階建ての建物（或いは3階部分まで）が完全に水没する

■津波からの避難速度（津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（第3版）（平成 25 年 4 月）より）

- ・おぶってもらった 0.72m/秒
- ・1人 0.69m/秒
- ・健常者の同行者がいた 0.66m/秒
- ・乳幼児や高齢者など歩行者速度が遅い同行者がいた 0.46m/秒
- ・歩行困難な同行者がいた 0.52m/秒

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-⑫ 高知県津波避難計画策定指針（平成 25 年 12 月策定）〈抜粋〉

【ガイドライン】

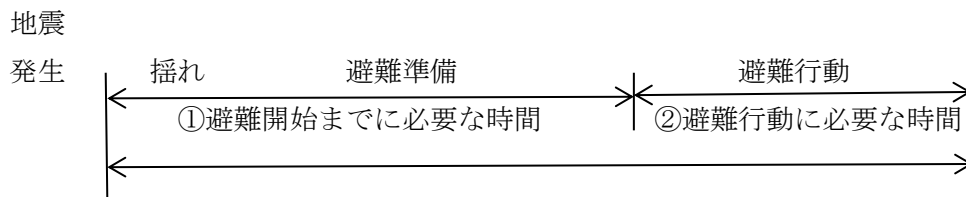
第 2 章 適切な避難先を確保する津波避難計画

6. 津波避難計画を策定する際の検討に必要な事項

(2) 避難困難地域の抽出と避難の検討

避難対象地域のうち、津波浸水予測時間内に避難対象地域の外への避難が不可能な地域を避難困難地域として抽出します。

具体的な津波からの避難方法を検討するにあたっては、避難経路や津波避難場所、避難方法等を検討しながら、津波浸水予測時間内に、避難が完了できるように計画策定を進めます。



(A) 避難完了までに必要な時間 (B) 津波浸水予測時間

避難困難地域 { (A) > (B) となる地域 } を解消するための避難方法を検討する。

Q：避難開始までに必要な時間は、どの程度に設定したらよいでしょうか？

A：過去の地震などの事例を調査した資料等を参考に設定します。

南海トラフ地震では、揺れも大きく、長く続くことが想定されていることから、避難開始までには、一定の時間が必要となることが予想されますが、東北地方太平洋沖地震においても、約15%の方が、5分以内に避難を開始しているという調査結果（注2）もあります。このことから、本ガイドラインでは、避難開始までに必要な時間は、5分と想定しています。

ただし、同じ調査では、地震発生後15分を経過しても、避難を開始している住民が約50%にとどまっていたということも明らかになっており、防災意識の向上や家具の転倒防止などの室内の安全対策の実施状況などによって、避難までに必要な時間は大きく異なると考えられます。迅速な避難行動をとるため、防災意識の向上や、地震の揺れに備える対策を推進するとともに、地域の状況を勘案し、適切な時間を想定することが望ましいと考えられます。

（注2）「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（改訂版）  
（国土交通省（平成24年12月）」

なお、内閣府から公表されている『南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定』では、昼間に発災した場合は5分で避難開始、夜間の場合は、さらに準備に5分かかると想定されています。

Q：歩行速度は、どの程度に設定したらよいでしょうか？

A：歩行速度は、過去の地震などの事例を調査した資料等を参考に、0.7m/秒と想定し

ます。

ただし、歩行困難者、身体障害者、乳幼児等については、歩行速度が0.5m/秒程度に低下することを前提とした検討を行うものとします。この際、適切な避難器具（リヤカーや車いす等）の確保、介助者の設定等による避難時間の短縮効果も考慮します。

特に夜間については、昼間に比べ、避難行動に多くの時間が必要（内閣府の被害想定では、昼間の80%）となることから、誘導灯の整備の推進等の対策を進めることも重要となります。

このほか、避難行動に必要な時間を短縮する効果の高い避難経路の整備を積極的に進めることが重要です。なお、自動車を用いた避難を行う場合は、渋滞対策などの課題も多いことから、地域の合意を得ながら慎重に検討することが必要となります。

(後略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

#### 図表 2-(2)-⑬ 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）〈抜粋〉

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-⑭ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月 28 日中央防災会議決定）  
 <抜粋>

第 5 章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

第 1 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

- 南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化、土砂災害防止施設、津波防護施設の整備を図るとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。
- このため、国、指定公共機関、地方公共団体等は、特に地震防災上緊急に整備等すべき施設等について、その必要性及び緊急度に従い、所定の基準等により、推進計画に具体的に明示するものとする。
- 特に、地方公共団体は、レベル 2 の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

(後略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-⑮ 高知市津波避難ビルガイドライン（平成 22 年 3 月策定）<抜粋>

《2 津波避難ビルの定義》

- ・ 津波浸水予測区域内の市民が、南海地震等によって発生する津波の衝撃や、浸水した水から身体を守るため、地震発生から、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一時的に高所に避難するための人工構造物とする。

《3 構造的要件》

- ・ 3 階以上の RC（鉄筋コンクリート造）または SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の建物を基本とする。ただし、津波浸水状況、地域の状況等によっては S（鉄骨造）他の建物も認める場合がある。
- ・ 昭和 56 年に施行された新耐震設計基準施行後に建設された建物か、新耐震設計基準に準じた耐震工事を完了した建物を対象とする。

《4 位置的要件》

- ・ 平成 17 年度に高知県が実施した「高知県津波防災アセスメント補完調査」で発表された津波浸水予測区域内およびこの区域付近の建物とする。

〈計算条件〉

- －1854 年に発生した安政の南海地震(マグニチュード 8.4 相当)を想定
- －防潮施設(堤防等)が機能しない状況を想定
- －海域の初期潮位を「塑望平均満潮位」(満潮時の平均潮位、標高 0.85m)に設定
- －地盤沈降量は平均 -0.75m と想定

☆ 「資料 1：津波浸水予測図（包括・最終防潮ライン施設等が無いとした場合）」参照

《5 津波避難ビルの選定》

- ・ 「構造的要件」と合致する候補施設を、上記の「位置的要件」に沿った地域から選定する。

- ・ 上記要件と合致した建物であっても、目視等による確認の結果、津波避難ビルに適さないと判断した場合には選定しない。

(後略)

図表 2-(2)-⑩ 高知市における津波避難ビルの指定要件

- ① 南海地震による津波被害が想定される地域及びその周辺に立地する建物
- ② 昭和 56 年 6 月（1981 年）以後に新耐震基準によって建築された建物、又は耐震診断・耐震改修によりこれに準じた耐震水準が確保されている建物
- ③ 原則として鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、4 階建以上もしくは避難可能な屋上を有する 3 階建の建物
- ④ 365 日、24 時間、地上からの避難経路が確保されている建物、又は緊急時に入口等を破壊し避難することについて了承を得ている建物（避難に伴う破損等については、高知市が責任をもって原状復旧いたします）
- ⑤ 廊下や屋上、エレベーターホール等の避難スペースがある建物

(注) 高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(2)-⑰ 調査対象 20 市町における津波発生時の指定緊急避難場所等の指定状況（平成 26 年度末現在）

（単位：箇所、人）

区 分		指定緊急避難場所等					
		緊急避難場所	津波避難ビル	津波避難タワー	高台等	合計	
徳島県	徳島市	箇所数	13	653	0	0	666
		避難可能人数	33,126	270,661	0	0	303,787
	鳴門市	箇所数	264	51	0	113	428
		避難可能人数	288,070	38,510	0	249,560	576,140
	阿南市	箇所数	238	128	2	1	369
		避難可能人数	118,500	50,220	210	1,840	170,770
	美波町	箇所数	144	8	0	1	153
		避難可能人数	不明	4,570	0	不明	4,570
	牟岐町	箇所数	49	10	2	0	61
		避難可能人数	25,414	6,672	140	0	32,226
小計	箇所数	708	850	4	115	1,677	
	避難可能人数	465,110	370,633	350	251,400	1,087,493	
香川県	高松市	箇所数	251	110	0	0	361
		避難可能人数	170,240	123,670	0	0	293,910
	丸亀市	箇所数	87	13	0	0	100
		避難可能人数	30,168	7,306	0	0	37,474
	坂出市	箇所数	38	0	0	0	38
		避難可能人数	不明	0	0	0	不明
	さぬき市	箇所数	15	0	0	0	15
		避難可能人数	25,730	0	0	0	25,730
	東かがわ市	箇所数	35	0	0	0	35
		避難可能人数	17,768	0	0	0	17,768
小計	箇所数	426	123	0	0	549	
	避難可能人数	243,906	130,976	0	0	374,882	
愛媛県	宇和島市	箇所数	33	18	0	489	540
		避難可能人数	163,761	27,080	0	不明	190,841
	八幡浜市	箇所数	71	22	0	183	276
		避難可能人数	143,806	18,255	0	不明	162,061

区 分		指定緊急避難場所等					
		緊急避難場所	津波避難ビル	津波避難タワー	高台等	合計	
西予市	箇所数	96	1	0	0	97	
	避難可能人数	10,926	100	0	0	11,026	
伊方町	箇所数	30	0	0	104	134	
	避難可能人数	41,064	0	0	不明	41,064	
愛南町	箇所数	170	3	0	0	173	
	避難可能人数	不明	545	0	0	545	
小計	箇所数	400	44	0	776	1,220	
	避難可能人数	359,557	45,980	0	0	405,537	
高知県	高知市	箇所数	0	269	2	0	271
		避難可能人数	0	239,282	720	0	240,002
	香南市	箇所数	53	4	6	0	63
		避難可能人数	不明	1,194	1,361	0	2,555
	須崎市	箇所数	168	4	0	0	172
		避難可能人数	170,359	1,744	0	0	172,103
	室戸市	箇所数	224	2	2	0	228
		避難可能人数	不明	530	235	0	765
	黒潮町	箇所数	165	1	5	0	171
		避難可能人数	247,902	400	876	0	249,178
	小計	箇所数	610	280	15	0	905
		避難可能人数	418,261	243,150	3,192	0	664,603
	合計	箇所数	2,144	1,297	19	891	4,351
		避難可能人数	1,486,834	790,739	3,542	251,400	2,532,515

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 「小計」欄及び「合計」欄の数値は、「不明」分を除いたものである。

3 指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む）の区分以外で、①宇和島市が i) 津波緊急避難場所（458 か所）、ii) 津波避難目標地点（31 か所）を、②八幡浜市が i) 自主的な緊急避難場所（施設）（73 か所）、ii) 津波一時避難場所（110 か所）を、③伊方町が津波地区指定一時避難場所（104 か所）を各市町の地域防災計画に記載していることから、これらの施設の箇所数を「高台等」欄に記載した。



図表 2-(2)-⑩ 耐震性を有していない又は有しているか不明である施設の指定緊急避難場所（津波避難ビル）の指定状況

区分	津波発生時の指定緊急避難場所又は津波避難ビル	耐震性の有無	左欄の施設を津波発生時の指定緊急避難場所又は津波避難ビルに指定している理由	備考	
徳島県	牟岐町	牟岐町役場本庁舎	△	牟岐町役場本庁舎の付近には、新耐震設計基準により建設された別の津波避難ビル(旧牟岐小学校)があるが、大規模な地震が発生した場合、倒壊しないという保証はないため、津波発生時に避難可能な高さを有する建物については、可能な限り津波避難ビルに指定している。	
		愛宕中学校	第1校舎 × 第2校舎 ×	津波発生時の指定緊急避難場所の指定基準については、災対法施行令第20条の3第2号の規定により、原則として、安全区域内(津波浸水想定区域外)に所在する施設を指定することとされており、安全区域外(津波浸水想定区域内)に所在する施設(建物)を指定する場合には、新耐震設計基準等の構造的条件に適合することとされている。 津波発生時の指定緊急避難場所のうち、安全区域内(津波浸水想定区域外)に所在する施設については、新耐震設計基準等の構造的条件は考慮していない。	平成27年度耐震改修実施予定
愛媛県	八幡浜市	愛宕保育所	△		
		武道館	△		
		神山保育所	△		
		松柏中学校西教棟	△		
		千丈地区公民館	△		
		八幡浜高校第1体育館	△		
		千丈保育所	△		
		旧長谷小学校校舎	△		
		旧川之内小学校校舎	△		
		真穴中学校校舎	△		
		青石中学校校舎	△		
		J Aにしうわ日土出張所(日土地区公民館)	△		
		旧日土東小	木造校舎 △ RC校舎 △		
		多目的研修会施設(喜須来地区公民館)	△		
		喜須来保育所	△		
旧喜木津小学校校舎	△				
伊方町	三机地区体育館	×	耐震性を有していない、又は有しているか不明である建物は、津波浸水想定区域外にあり、地震により津波が発生したときに、施設(建物)の被害状況等の指定緊急避難場所の安全性を確認した上で、町が指定緊急避難場所の開設を決定することとしているため、現時点で、耐震性を有していない、又は有しているか不明である施設についても指定緊急避難場所に指定している。	平成27年度耐震改修実施予定	
	三崎公民館二名津分館	△			

(注) 1 徳島行政評価事務所及び愛媛行政評価事務所の調査結果による。  
2 「津波発生時の指定緊急避難場所又は津波避難ビル」欄に記載した施設のうち、牟岐町役場本庁舎は、津波避

難ビルであり、その他の施設は、いずれも指定緊急避難場所である。

- 3 「耐震性の有無」欄の「△」は、新耐震設計基準が適用される昭和56年より前に建築された建物について耐震診断が行われていないことから、耐震性を有しているか不明であること、「×」は、新耐震設計基準が適用される昭和56年より前に建築された建物について耐震診断を行った結果、耐震性を有していないと判断されたことを示す。

図表 2-(2)-⑱ 津波により浸水するおそれのある高松市の津波避難ビルの指定状況

津波避難ビル名	所在地	避難可能箇所 (避難スペース)	津波浸水想定による津波浸水深
新番丁小学校	高松市錦町2丁目14-1	校舎	0.01~0.3m
屋島東小学校	高松市屋島東町942-1	体育館	0.01~0.3m
屋島西小学校	高松市屋島西町2469	校舎	0.01~0.3m
香西小学校	高松市香西南町703-1	校舎	0.01~0.3m
木太小学校	高松市木太町3480	校舎	0.3~1m
木太北部小学校	高松市木太町2613	校舎	1~2m
日新小学校跡施設	高松市瀬戸内町18-2	体育館	0.3~1m
玉藻中学校	高松市上福岡町714-1	校舎	0.3~1m
屋島中学校	高松市屋島中町295	校舎	0.3~1m

(注) 1 四国行政評価支局の調査結果による。

2 「津波浸水想定による津波浸水深」は、「たかまつ防災マップ」(平成26年7月。高松市作成)による。

<関係機関の意見>

○ 高松市(危機管理課)

当市の地域防災計画において、津波浸水想定区域内にある小中学校又はその跡地の避難スペース(避難可能箇所)を校舎又は体育館としているのは、当市の事務処理ミスであるので、今後、早急に地域防災計画の見直しを行い、避難可能箇所を津波による浸水の可能性のない校舎又は体育館の2階以上に変更したい。

図表 2-(2)-㉔ 高松市木太地区の津波浸水深



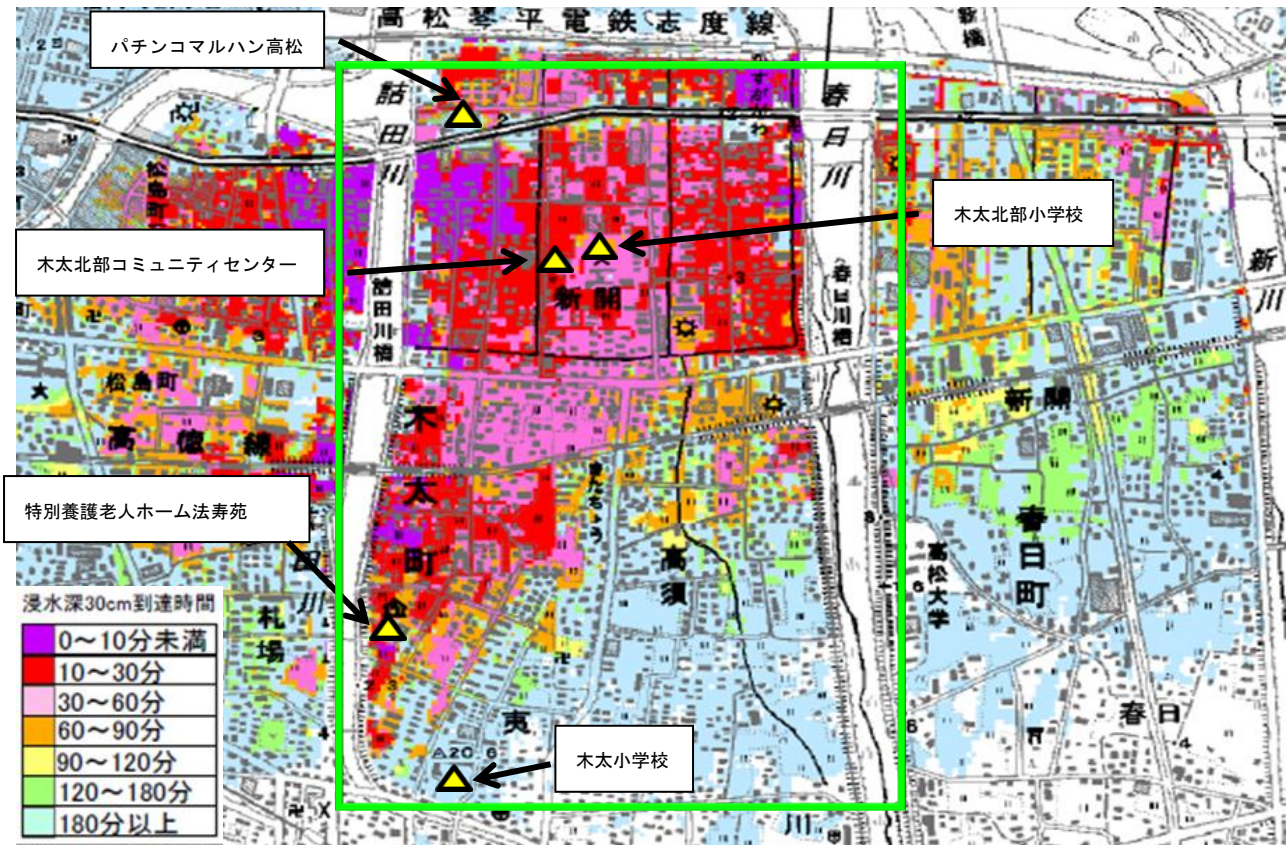
高松市木太地区の人口及び指定緊急避難場所（津波避難ビル）の収容可能人数

区分	人口	高松市木太地区内に所在する津波発生時の指定緊急避難場所	収容可能人数（人）
高松市木太地区（木太小学校区及び木太北部小学校区）	平成 27 年 7 月 1 日現在の住民登録者数 18,006 人	マルハン高松店	6,350
		木太北部コミュニティセンター	200
		木太小学校	200
		特別養護老人ホーム法寿苑	200
		木太北部小学校	150
計			7,100

（注）高松市地域防災計画等による。

（注）「たかまつ防災マップ」（平成 26 年 7 月。高松市作成）に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表 2-(2)-㉑ 高松市木太地区の浸水深 30cm 到達時間



(注) 1 ▲ は指定緊急避難場所を表す。  
 2 「浸水深 30cm 到達時間予測図 (最大クラス) (平成 26 年 3 月。香川県作成) に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表 2-(2)-㉒ 高松市木太地区のため池氾濫による浸水深



(注) 「ため池ハザードマップ氾濫浸水地域」 (平成 26 年 7 月作成。高松市) に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表 2-(2)-㉓ 坂出市の危機管理部局（危機監理室）及び教育委員会における緊急避難場所の設定方針

区分	緊急避難場所の設定方針等
坂出市（危機監理室）	<p>坂出市の危機管理部局（危機監理室）では、①津波浸水想定区域内の施設に避難することが、津波火災や長期間の孤立等のリスクを含んでいること、②津波避難ビルを指定することで避難開始の遅れや混雑による二次災害が発生するおそれがあることから、地震発生から津波が到達するまでの約2時間以上を最大限利用して津波浸水想定区域外へ避難することを津波に対する避難方針としている。</p> <p>このため、坂出市（危機監理室）では、住民個人や避難場所（施設）の状況等により逃げ遅れた場合には、生命を守るため、津波浸水想定区域内にある近くの高い場所に避難することも否定はしないが、教育委員会（学校教育課）に対し、地震による津波が発生した場合、避難する時間がないとき等を除き、市内の市立幼稚園、小学校及び中学校の児童・生徒を津波浸水想定区域外に避難させるよう周知している。</p>
坂出市教育委員会	<p>地域連携の一環として各学校等が独自に津波発生時の緊急避難場所を決定するようにしており、市内の市立幼稚園、小学校及び中学校に対し、児童、生徒を津波浸水想定区域外に避難させるようには周知していない。</p>

（注）四国行政評価支局の調査結果による。

図表 2-(2)-㉔ 津波浸水想定区域内に所在する坂出市の市立幼稚園における緊急避難場所の設定状況等

区分	津波発生時の緊急避難場所		津波浸水想定区域の該当状況	津波浸水想定による津波浸水深
中央幼稚園	2次	東部小学校運動場	○	0.3～1 m
	3次	東部小学校体育館北駐車場	○	
	4次	東部小学校南校舎4階	○	
瀬居幼稚園	観音堂下		×	—
松山幼稚園	2次	松山小学校校舎3階	○	1～2 m
	3次	高家神社	×	—

(注) 1 四国行政評価支局の調査結果による。

2 「津波発生時の緊急避難場所」欄の2次～4次は、津波の規模（津波警報、大津波警報等の種類）に応じた緊急避難場所を示す。

3 「津波浸水想定区域の該当状況」欄の「○」は当該緊急避難場所が津波浸水想定区域内にあること、「×」は当該緊急避難場所が津波浸水想定区域外にあることを示す。

図表 2-(2)-㉕ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日 中央防災会議）〈抜粋〉

<p>第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策</p> <p>第7節 様々な地域的課題への対応</p> <p>6 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減</p> <p>(1) 農業用施設等における地震・津波対策</p> <p>○ 国、地方公共団体及び関係事業者は、地震動や津波による被害の未然防止または軽減を図るため、土地改良施設の耐震化、農業用燃料タンクの耐震化・耐浪化、農地地すべりの防止又は軽減を図る対策、海水の侵入を防ぐ堤防等の整備を推進するとともに、ため池決壊等に係るハザードマップの作成、警報装置等の整備に努める。</p> <p>(2) (略)</p>
---

図表 2-(2)-㉔ 地震発生時のため池決壊による指定緊急避難場所の浸水被害の検討状況等

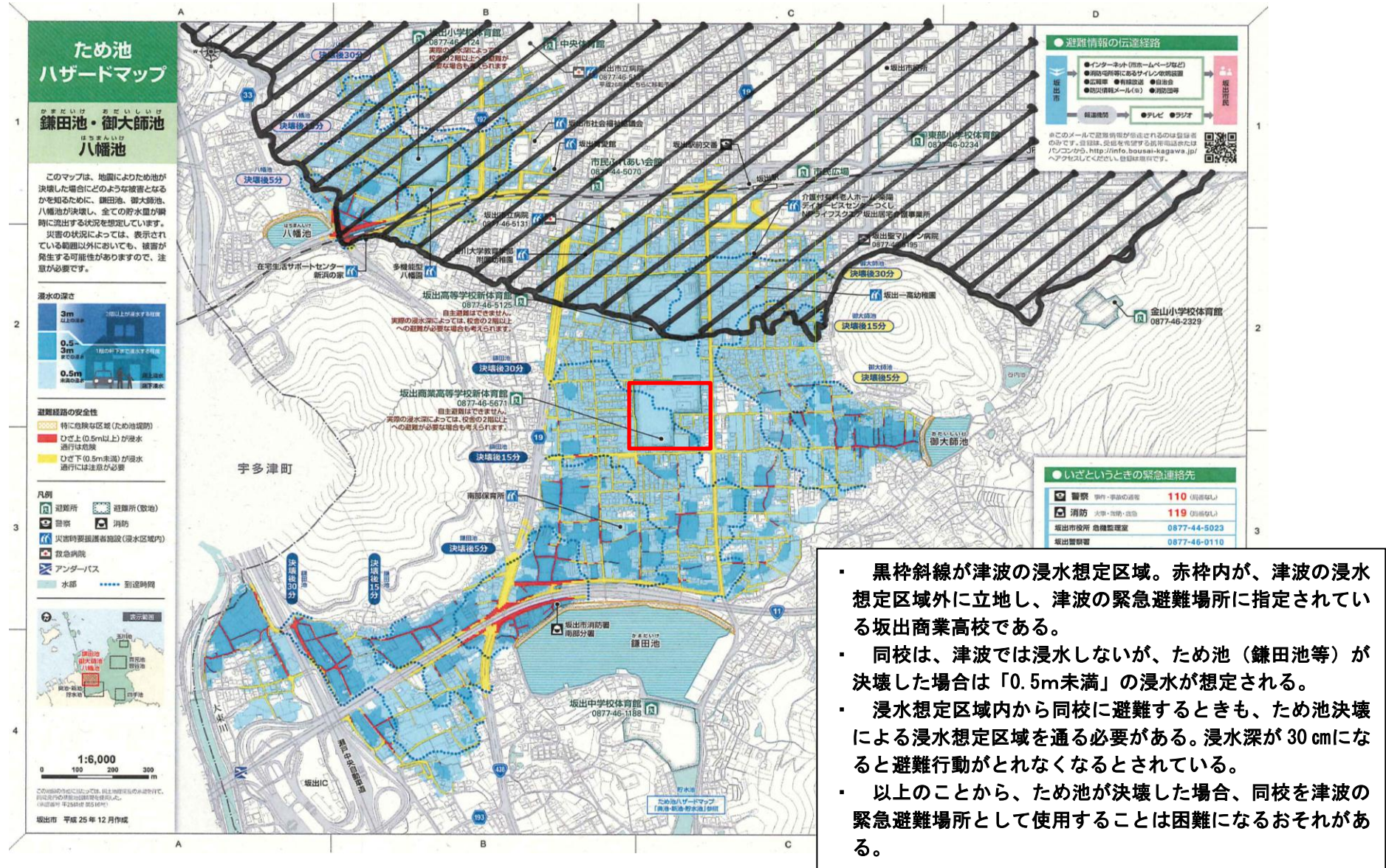
区分	指定緊急避難場所	津波浸水想定区域の該当状況		ため池浸水想定区域の該当状況	
			津波浸水深		ため池浸水深
高松市	特別養護老人ホーム 法寿苑	○	1.0～2.0m	○	0.5～1.0m
	古高松南コミュニティ センター	○	0.01～0.3m	○	0.5～1.0m
	高松大学・高松短期 大学	○	0.01～0.3m	○	1.0～2.0m
	四国財務局合同宿舎 深田住宅	○	0.3～1.0m	○	0.5m 未満
	木太小学校	○	0.3～1.0m	○	0.5～1.0m
	四国コカ・コーラ ボトリング株式会社	○	0.3～1.0m	○	1.0～2.0m
	S T N e tビル	○	0.3～1.0m	○	1.0～2.0m
	木太北部コミュニティ センター	○	1.0～2.0m	○	0.5m 未満
	木太北部小学校	○	1.0～2.0m	○	0.5m 未満
	古高松中学校	×	—	○	0.5m 未満
	香川県農業協同組合 木太支店	×	—	○	0.5m 未満
	木太南コミュニティ センター	×	—	○	0.5～1.0m
	木太南小学校	×	—	○	0.5～1.0m
	障害者支援施設 サン未来	×	—	○	0.5～1.0m
丸亀市	S Kビルディング	○	0.3～1.0m	○	0.5m 未満
	しおや保育所	○	0.3～1.0m	○	0.5m 未満
	城坤コミュニティ センター	×	—	○	0.5m 未満
	城坤幼稚園	×	—	○	0.5m 未満
	城坤小学校	×	—	○	0.5m 未満
坂出市	南部公民館	×	—	○	0.5m 未満
	坂出商業高校 (新体育館)	×	—	○	0.5m 未満
さぬき 市	(該当なし)	—	—	—	—
東かが わ市	丹生コミュニティ センター	×	—	○	0.5m 未満
	町田保育所	×	—	○	0.5m 未満

(注) 1 四国行政評価支局の調査結果による。

2 「津波浸水想定区域の該当状況」欄及び「ため池浸水想定区域の該当状況」欄の「○」は、施設が当該区域内に所在すること、「×」は、施設が当該区域外に所在することを示す。

3 坂出商業高校の例を図表 2-(2)-㉔に記載

図表 2-(2)-⑦ 地震によるため池決壊を考慮していない津波緊急避難場所の例（坂出市：坂出商業高等学校）



- 黒枠斜線が津波の浸水想定区域。赤枠内が、津波の浸水想定区域外に立地し、津波の緊急避難場所に指定されている坂出商業高校である。
- 同校は、津波では浸水しないが、ため池（鎌田池等）が決壊した場合は「0.5m未満」の浸水が想定される。
- 浸水想定区域内から同校に避難するときも、ため池決壊による浸水想定区域を通る必要がある。浸水深が30cmになると避難行動がとれなくなるとされている。
- 以上のことから、ため池が決壊した場合、同校を津波の緊急避難場所として使用することは困難になるおそれがある。

(注)「ため池ハザードマップ」(平成25年12月作成。坂出市)に基づき、四国行政評価支局が作成した。



図表 2-(2)-㉔ 最大クラスの津波による浸水深に対し緊急避難路の高さが不足している施設

整備者	緊急避難路 (所在地)	地盤からの高さ	津波浸水想定 による浸水深	整備時期
中村河川国 道事務所	国道 56 号 91k035 付近 (黒潮町白浜)	上段：11.11m 中段：4.08m	15～20m	平成 24 年 11 月
	国道 56 号 91k565 付近 (黒潮町白浜)	上段：25.20m 中段：17.54m	15～20m	平成 24 年 11 月

(注) 高知行政評価事務所の調査結果による。

<関係機関の意見>

○ 中村河川国道事務所 (道路管理課)

当事務所が整備した緊急避難路・避難階段は、国道等に整備した法面に、地元住民や道路利用者が津波発生時に一時的に避難できるように整備したものであり、各市町村が指定することとされている指定緊急避難場所ではない。

図表 2-(2)-㉑ 調査対象 20 市町における避難可能距離の設定状況

区分	津波到達予想時間	避難開始時間	歩行速度	避難可能距離の算出方法（計算式）及び避難可能距離	
徳島県	徳島市	41分 (初期水位+20cmの海面上昇が生じるまでの時間)	地震発生後 10分	0.8m/秒	(歩行速度) × (津波到達予想時間 - 避難開始時間) ÷ 1.4 ≒ 1,000m ※ 「÷1.4」は、移動距離を直線距離に換算するためのものである。
	鳴門市	48分 (同上)	地震発生後 5分	1.0m/秒	(歩行速度) × (津波到達予想時間 - 避難開始時間) ≒ 2,500m
	阿南市	12~30分 (徳島県津波浸水想定における30cm浸水開始時間)	地震発生後 5分	1.0m/秒	(歩行速度) × (津波到達予想時間 - 避難開始時間) = 1,500mだが、徳島県津波避難計画策定ガイドラインに準じて540mと設定している。
	美波町	7~26分 (初期水位+30cmの海面上昇が生じるまでの時間)	地震発生後 5分	1.0m/秒	(歩行速度) × (津波到達予想時間 - 避難開始時間) ≒ 600m
	牟岐町	11分 (初期水位+20cmの海面上昇が生じるまでの時間)	地震発生後 5分	1.0m/秒	(歩行速度) × (津波到達予想時間 - 避難開始時間) = 360m
香川県	高松市	津波到達予想時間が長いので、避難可能距離を算出していない。			
	丸亀市	津波到達予想時間が長いので、避難可能距離を算出していない。			
	坂出市	平成24年8月に内閣府が南海トラフの巨大地震モデル検討会の第二次報告として公表した坂出市の津波到達時間（地震発生から坂出港の海面が津波により1m上昇するまでの時間）は、3時間36分であるのに対し、26年1月に同市が実施したシミュレーション（注）の結果では、避難距離が最長（約2.8km）の場合でも、地震発生後2時間以内（73分~120分）に津波浸水想定区域外に避難できることが確認されたことから、避難可能距離を算出していない。 （注） 上記坂出市のシミュレーションは、消防庁の津波避難計画策定指針に記載された東日本大震災時の避難開始時間（津波が来ると思わなかった人：地震発生後26分後）及び歩行速度（0.5m/秒又は1m/秒）により、住民等が、地震発生から津波浸水想定区域外に避難するまでの時間を算出したものである。			
	さぬき市	平成24年8月に内閣府が南海トラフの巨大地震モデル検討会の第二次報告として公表したさぬき市の津波到達時間（地震発生から志度湾の海面が津波により1m上昇するまでの時間）は、1時間35分とされているのに対し、同市では、市内全域で、海岸から2km以内に海拔5メートル以上の高台があり、全ての住民等が津波浸水想定区域外に避難できると考えられるこ			

区分	津波到達予想時間	避難開始時間	歩行速度	避難可能距離の算出方法（計算式）及び避難可能距離
		とから、避難可能距離を算出していない。		
東かがわ市	津波到達予想時間が1時間以上と想定されており、津波浸水想定区域外への避難が可能と考えられるので、避難可能距離を算出していない。			
宇和島市	津波発生時の避難場所は、住民の居住地から200m～300mの範囲内にあり、津波到達までに全住民が避難できるものと考えている。また、消防庁が津波避難対策推進マニュアル検討会報告書で目安としている500m以内であるため、避難可能距離算出の検討に至っていない。			
八幡浜市	平成27年5月に、愛媛県から、「愛媛県津波避難計画策定指針」（平成27年3月策定）を送付されたばかりであるため、現時点では、避難可能距離を算出していない。			
西予市	①市内に津波高20cmの津波到達予想時間が30分以内の地域がないこと、②住民の居住地から500m以内に指定緊急避難場所が所在していることから、避難可能距離を算出していない。			
伊方町	平成27年5月に、愛媛県から、「愛媛県津波避難計画策定指針」（平成27年3月策定）を送付されたばかりであるため、現時点では、避難可能距離を算出していない。			
愛南町	愛媛県地震被害想定による津波到達予想時間	地震発生後5分 (夜間10分)	0.5m/秒	(歩行速度) × (津波到達時間 - 避難開始時間)
	避難可能距離については、愛媛県津波避難計画策定指針に基づき、上記の計算式により算出することを想定しているが、愛媛県南予地方局のモデル事業により、地区の津波避難計画を策定する中で避難困難地域を検討する予定であるため、現時点では、算出していない。			
高知市	高知県の津波浸水想定による津波浸水予測時間	地震発生後10分	0.6m/秒	歩行速度 × 避難可能時間 ※「避難可能時間」= (津波浸水予測時間 - 避難開始時間)
香南市	同上	地震発生後5分	0.6m/秒 (夜間0.3m/秒)	歩行速度 (0.7m/秒) × 避難時間 ※「避難時間」= (津波浸水予測時間 - 避難開始時間)
須崎市	避難可能距離については、地域住民が避難可能な場所を津波発生時の避難場所として選定していると考えているので、算出していない。 なお、平成26年度から高知県が実施している津波避難計画の図上点検で用いている方法により、避難困難地域の有無を確認した結果、市内に当該地域はなかった。			
室戸市	高知県の津波浸水想定による津波浸水予測時間	地震発生後5分	0.7m/秒	(歩行速度) × (津波浸水予測時間 - 避難開始時間)
黒潮町	同上	地震発生後5分	0.7m/秒	(歩行速度) × (津波浸水予測時間 - 避難開始時間)

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(2)-㉔ 四国4県の教育委員会の県立学校に対する津波発生時のスクールバス運行マニュアルの作成に係る指示の実施状況

区分	県立学校に対するマニュアルの作成に係る指示の有無	左欄の指示の内容
徳島県教育委員会	○	津波浸水想定区域内でスクールバスを運行している県内の県立学校3校に対し、学校防災計画の作成に係る説明会の際、個別にスクールバス運行マニュアルの作成に係る指示を行っている。
香川県教育委員会	○	「防災の手引き」に、特別支援学校の知的障害者に係る留意事項として、スクールバスの緊急時における避難場所を確保する旨記載している。
愛媛県教育委員会	○	各学校に対し、各種災害に備え、学校や地域の実情に応じた学校防災マニュアルを策定し、適宜見直しを行うよう指導している。
高知県教育委員会	○	「高知県学校防災マニュアル作成の手引き」にスクールバス乗車時の対応が規定されていることから、県内の市町村教育委員会に対し、学校防災マニュアルの策定・見直しの際、必要事項を定めるよう指示している。

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 「県立学校に対するマニュアルの作成に係る指示の有無」欄の「○」は、当該マニュアルの作成に係る指示を行っていることを示す。

図表 2-(2)-① 調査対象 20 市町教育委員会の公立小中学校に対する津波発生時のスクールバス運行マニュアルの作成に係る指示の実施状況

区分	公立小中学校に対するマニュアルの作成に係る指示の有無	左欄の指示を行っている場合、その内容 左欄の指示を行っていない場合、その理由	
徳島県	徳島市教育委員会	—	(津波浸水想定区域内でスクールバスを運行する学校なし)
	鳴門市教育委員会	○	当教育委員会が作成した運転手用の対応マニュアルを各学校に配布している。
	阿南市教育委員会	—	(津波浸水想定区域内でスクールバスを運行する学校なし)
	美波町教育委員会	×	小中学校において、津波発生時のスクールバス運行マニュアルを作成することについて認識がなかったため
	牟岐町教育委員会	○	津波浸水想定区域内の小中学校に対し、津波発生時の運転手の対応、避難場所等について文書で指示している。
香川県	高松市教育委員会	×	小中学校において、津波発生時のスクールバス運行マニュアルを作成することについて認識がなかったため
	丸亀市教育委員会	—	(津波浸水想定区域内でスクールバスを運行する学校なし)
	坂出市教育委員会	—	
	さぬき市教育委員会	○	津波浸水想定区域内の小中学校に対し、津波発生時のスクールバス対応マニュアルについて、各学校の「危機管理マニュアル」に記載するよう、スクールバス運行実施要領に定めている。
	東かがわ市教育委員会	×	小中学校において、津波発生時のスクールバス運行マニュアルを作成することについて認識がなかったため
愛媛県	宇和島市教育委員会	○	津波浸水想定区域内の小中学校に対し、津波発生時の運転手の対応、避難場所等について文書で指示している。
	八幡浜市教育委員会	×	津波発生時を含む非常時の運転手との連絡方法等について、各学校に指示を行っているため
	西予市教育委員会	×	運転手との連絡方法を教育委員会で定めているため
	伊方町教育委員会	×	小中学校において、津波発生時のスクールバス運行マニュアルを作成することについて認識がなかったため
	愛南町教育委員会	×	
高知県	高知市教育委員会	○	「高知県学校防災マニュアル作成の手引き」にスクールバス乗車時の対応が規定されていることから、津波浸水想定区域内の小中学校に対し、学校防災マニュアルの策定・見直しの際、必要事項を定めるよう指示している。
	香南市教育委員会	○	
	須崎市教育委員会	○	
	室戸市教育委員会	○	
	黒潮町教育委員会	○	

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。  
2 「公立小中学校に対するマニュアルの作成に係る指示の有無」欄の「○」は、当該マニュアルの作成に係る指示を行っていること、「×」は、当該マニュアルの作成に係る指示を行っていないことを示す。

図表 2-(2)-㊦ 四国4県の県立学校における津波発生時のスクールバス運行マニュアルの作成状況等  
(平成27年5月1日現在)

区分	津波浸水想定区域内でスクールバスを運行する学校	津波浸水想定区域内を運行する路線数	左記路線のスクールバスを利用する児童・生徒数	運行マニュアルの作成の有無	
					運行マニュアルを作成していない場合の理由等
徳島県	阿南支援学校	2路線	65人	○	—
	国府支援学校	1	44	○	—
	板野支援学校	3	89	○	—
	小計：3校	6	198		—
香川県	香川東部養護学校	1	9	○	—
	香川中部養護学校	1	36	○	—
	高松養護学校	1	4	○	—
	香川丸亀養護学校	1	43	○	—
	香川西部養護学校	1	28	○	—
	小計：5校	5	120		—
愛媛県	今治東中等教育学校	1	19	○	—
	新居浜特別支援学校	1	30	○	—
	新居浜特別支援学校 川西分校	2	11	×	平成27年4月にスクールバスの運行を開始して間もないことから、運行マニュアルを作成中である。
	今治特別支援学校	2	79	○	—
	しげのぶ特別支援学校	2	32	○	—
	みなら特別支援学校	3	121	○	—
	宇和特別支援学校	—	—	—	—
	知的障害部門	3	79	○	—
	肢体不自由・聴覚障害部門	2	7	×	平成27年4月にスクールバスの運行を開始して間もないことから、運行マニュアルを作成中である。
小計：7校	16	378		—	
高知県	山田養護学校	3	79	○	—
	山田養護学校田野分校	2	23	○	—
	日高養護学校	2	60	○	—
	中村特別支援学校	1	27	○	—
	若草養護学校	3	47	○	—
	小計：5校	11	236		—
合計：20校	38	932			

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 「運行マニュアルの作成の有無」欄の「○」は、津波警報等発令時におけるスクールバス運行マニュアルが作成されていること、「×」は、当該マニュアルが作成されていないことを示す。

図表 2-(2)-㊸ 調査対象 20 市町の公立学校（小学校及び中学校）における津波発生時のスクールバス運行マニュアルの作成状況等（平成 27 年 5 月 1 日現在）

区分	津波浸水想定区域内でスクールバスを運行する学校名	津波浸水想定区域内を運行する路線数	左記路線のスクールバスを利用する児童・生徒数	運行マニュアルの作成の有無		
					運行マニュアルを作成していない場合の理由等	
徳島県	徳島市	(該当なし)	—	—	—	—
	鳴門市	鳴門第一小学校	1	53	○	教育委員会からスクールバスの運行を委託している業者に対してマニュアルの雛形を提示し、当該業者がマニュアルを作成している。
		明神小学校	1	42	○	
		瀬戸中学校	1	18	○	
	阿南市	(該当なし)	—	—	—	—
	美波町	日和佐小学校	4	53	×	運行マニュアルを作成することについて認識がなかったため
		由岐小学校	1	12	×	
		日和佐中学校	1	9	×	
		由岐中学校	1	4	×	
	牟岐町	牟岐小学校	2	28	○	—
小計：8校		12	219		—	
香川県	高松市	庵治小学校	1	26	×	教育委員会では、運行マニュアルを策定していない理由を承知していない。
	丸亀市	(該当なし)	—	—	—	—
	坂出市	(該当なし)	—	—	—	—
	さぬき市	志度小学校	1	7	○	記載する内容や作成期限について明確に指示できていなかったため、作成に至っていない。
		さぬき北小学校	2	89	×	
		津田小学校	3	45	×	
		志度中学校	2	53	×	
		さぬき南中学校	4	156	×	
	東かがわ市	引田小学校	2	15	×	津波発生時のスクールバス運行マニュアルを作成することについて認識がなかったため
小計：7校		15	391		—	
愛媛県	宇和島市	下灘小学校	3	45	○	—
		日振島小学校	1	13	○	—
	八幡浜市	宮内小学校	2	7	△	運転手との連絡方法は定めているが、避難場所までは定めていない。
		保内中学校	2	7	△	
	西予市	明浜小学校	2	53	△	運転手との連絡方法は教育委員会が定めているが、避難場所までは定めていない。
		三瓶小学校	2	72	△	
		明浜小学校	2	41	△	
三瓶中学校		2	30	△		

区分	津波浸水想定区域内でスクールバスを運行する学校名	津波浸水想定区域内を運行する路線数	左記路線のスクールバスを利用する児童・生徒数	運行マニュアルの作成の有無		
					運行マニュアルを作成していない場合の理由等	
伊方町	伊方小学校	1	5	×	災害時は、安全な場所に避難した後、保護者が児童生徒を引き取ることとしており、運行マニュアルを策定していない。	
	九町小学校	1	22	×		
	三机小学校	2	4	×		
	大久小学校	2	28	×		
	三崎小学校	4	31	×		
	伊方中学校	2	34	×		
	瀬戸中学校	2	28	×		
	三崎中学校	5	33	×		
	愛南町	城辺小学校	1	6	×	災害時には、学校や教育委員会から運転手に連絡が入ることとなっているが、運行マニュアルまでは作成していない。
		船越小学校	1	6	×	
		平城小学校	3	22	×	
		家串小学校	1	3	×	
		御荘中学校	3	43	×	
小計：21校		44	533	—		
高知県	高知市	土佐山学舎 (小・中一貫校)	1	40	○	—
		高知特別支援学校	2	74	○	—
	香南市	夜須小学校	2	47	○	—
	須崎市	浦ノ内小学校	3	40	○	—
		浦ノ内中学校	1	22	○	—
	室戸市	三高小学校	1	1	○	—
		吉良川小学校	1	1	×	教育委員会では、学校が運行マニュアルを策定していない理由を承知していない。
		室戸中学校	3	25	×	
	黒潮町	上川口小学校	2	11	○	—
		南郷小学校	1	2	○	—
		入野小学校	1	13	○	—
		田ノ口小学校	1	9	×	教育委員会では、学校が運行マニュアルを策定していない理由を承知していない。
		佐賀中学校	2	28	○	—
小計：13校		21	313	—		
合計：49校		92	1,456	—		

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 「運行マニュアルの作成の有無」欄の「○」は、津波警報等発令時におけるスクールバス運行マニュアルが作成されていること、「△」は、当該マニュアルは作成されているものの、その内容が不十分であること、「×」は、当該マニュアルが作成されていないことを示す。



図表 2-(2)-㉔ 国の了解が得られなかったこと等から津波避難ビルの指定に至っていない事例

施設名	津波避難ビルの指定に係る協議状況等
<p>高知法務総合庁舎 (高知地方検察庁)</p>	<p>高知市は、平成 25 年 11 月に、高知法務総合庁舎の管理官署である高知地方検察庁に対し、津波避難ビルの指定に関する要請を行っているが、同検察庁から、①個人情報等の取扱いが多く、セキュリティ上の問題があること、②1 階入口には強化ガラスが使用されており、津波発生時に扉を破壊して庁舎内に進入することは困難であることから、指定には応じられない旨の回答があったので、指定を見送ったとしている。</p> <p>○ 高知地方検察庁の意見</p> <p>平成 25 年 11 月に、高知市から高知法務総合庁舎の津波避難ビルへの指定に関する協議を受けた際、同庁舎について、①入居 3 官署（高知地方検察庁、高松入国管理局高知出張所及び高知保護観察所）の勤務体系の関係から、夜間は無人となり、機械警備となること、②正面入口は強化ガラスのため、ガラス戸を割って進入することが不可能であることを説明したところ、同市から、同市が津波避難ビルの指定要件としている「365 日、24 時間地上からの避難経路が確保されている建物、あるいは緊急時に入口等を破壊し、避難することについて御了承をいただける建物」を満たさないことから、指定を見送りたいとの回答を得た。</p> <p>その後、高知市との間で津波避難ビルの指定に関する協議を行っていなかったが、今回の調査結果に対応し、今後、他の入居官署との協議を含め、高知市の津波避難ビルの指定要件を満たすよう、前向きに検討したい。</p>
<p>高知労働総合庁舎 (高知労働局)</p>	<p>高知市は、平成 25 年 11 月に、高知労働総合庁舎の管理官署である高知労働局に対し、庁舎屋上及び 4 階を避難スペースとして設定することを想定し、津波避難ビルの指定に関する要請を行ったところ、高知労働局から、避難者の安全を確保するため、屋上に手摺が必要であることから、庁舎整備に関する予算要求を行い、手摺を設置した後に指定を受ける旨の回答があった。</p> <p>このため、高知市は、4 階部分だけでも避難スペースとして先行して指定できないか要請したところ、高知労働局から、前向きに検討したいとの回答があったものの、平成 27 年 5 月 1 日現在、指定には至っていない。</p> <p>○ 高知労働局（総務課）の意見</p> <p>平成 25 年 11 月に、高知市から庁舎屋上及び 4 階を避難スペースとして設定することを想定し協議を受けた際、当時屋上は転落防止柵を設置しておらず危険であり、4 階については、避難可能なスペースがエレベーターホール及び廊下部分しかなく狭小であることを説明していた。</p> <p>その後、協議を行っていなかったが、屋上の転落防止柵も設置したこと、また、今回の指摘についても踏まえ、今後、高知市から津波避難ビルの指定を受ける方向で対応したいと考えており、平成 27 年 7 月 30 日に、同市と津波避難ビルの指定に向けた協議を再開している。</p>

施設名	津波避難ビルの指定に係る協議状況等
陸上自衛隊第2赤岡宿舎（陸上自衛隊高知駐屯地業務隊）	<p>香南市では、地区別に地域津波避難計画が策定されており、同計画の策定に当たっては、地域住民等によるワークショップが開催され、津波避難に関する課題について協議が行われている。</p> <p>このうち、赤岡町地区で開催されたワークショップにおいて、陸上自衛隊第2赤岡宿舎について津波避難場所としての利用を求める要望が出されたことを受け、香南市は、平成25年6月に、陸上自衛隊に対し、津波避難ビルの指定に関する要望書を提出しており、同宿舎への外部階段の整備、避難スペースとなる屋上の荷重耐性の強化及び改修後の津波避難ビルとしての指定の承認を要望している。</p> <p>これに対し、陸上自衛隊高知駐屯地業務隊は、上級機関に香南市から要望があったことを報告するとともに、陸上自衛隊内で検討中であるが、平成27年5月1日現在、指定には至っていない。</p> <p>○ 陸上自衛隊高知駐屯地業務隊（厚生科）の意見</p> <p>香南市からの第2赤岡宿舎の津波避難ビルへの指定に係る要望の実現に向けた予算要求を引き続き行っていきたいと考えている。</p>

(注) 1 高知行政評価事務所の調査結果による。

2 「施設名」欄の（ ）内は、各施設の管理官署又は管理者を示す。

図表 2-(2)-㉔ 津波避難ビルの指定に係る協定書の締結に時間を要している事例

施設名	津波避難ビルの指定に係る協議状況等
高知地方合同庁舎（中国四国農政局高知支局）	<p>高知市は、平成25年11月に、高知地方合同庁舎の管理官署である高知地域センター（平成27年10月から中国四国農政局高知支局に名称変更）に対し、津波避難ビルの指定に関する要請を行うとともに、26年4月には指定に向けた交渉を行っている。</p> <p>その後、高知市は、平成27年1月に、高知地域センターから、高知地方合同庁舎の津波避難ビルへの指定について内諾を得ているが、中国四国農政局において、同市と協定書の内容及び細部について確認等に時間を要していることから、同年5月1日現在、指定には至っていない。</p> <p>○ 中国四国農政局高知支局（総務チーム）の意見</p> <p>現在、上部機関である中国四国農政局において、「津波発生時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書」の内容について、高知市と確認を行っているところであり、終了次第、津波避難ビルの指定を受ける予定である。</p>
高知港湾合同庁舎（高知海上保安部）	<p>高知市は、平成25年12月に、高知港湾合同庁舎の管理官署である高知海上保安部に対し、津波避難ビルの指定に関する要請を行ったところ、高知海上保安部から、平成26年度に庁舎の津波対策工事を実施する予定である旨の回答があった。</p>

	<p>その後、高知市は、津波対策工事完了後の平成 27 年 4 月に、高知海上保安部から、高知港湾合同庁舎の津波避難ビルへの指定について内諾を得ているが、協定書の内容確認等に時間を要していることから、同年 5 月 1 日現在、指定には至っていない。</p> <p>○ 高知海上保安部（管理課）の意見 高知港湾合同庁舎の津波避難ビルへの指定については、内部手続に時間を要していたが、平成 27 年 9 月 30 日に高知市との間で協定書の締結を行った。</p>
--	---

- (注) 1 高知行政評価事務所の調査結果による。  
2 「施設名」欄の（ ）内は、各施設の管理官署を示す。

図表 2-(2)-㉔ 津波避難ビルに指定されている国の行政機関の施設における夜間・休日の利用に関する課題を克服する取組

庁舎名	夜間・休日の利用に関する課題を克服する取組
高知よさこい咲都合同庁舎（高知財務事務所）	<p>高知よさこい咲都合同庁舎における夜間・休日の入館については、庁舎西側の正面玄関は施錠され、また、庁舎北側の夜間・休日用入口は、暗証番号による解錠となっていることから、夜間・休日に庁舎内への避難が必要となった場合、ハンマー等によりガラスを壊して、建物内に避難してもらうこととしていたが、こうした中、住民等がさらに円滑に避難できるよう、合同庁舎の入居官署と協議し、平成 27 年 6 月以降、①自動開錠システムの設置、②庁舎西側の正面玄関に解錠されたことを示す電光表示板を設置するとともに、近隣住民への周知を行っている。</p> <p>なお、整備費用は約 86 万円（電光表示板を含む）であり、入居官署が分担している。</p>
須崎第 2 地方合同庁舎（須崎税務署）	<p>須崎第 2 地方合同庁舎における夜間・休日の入館については、庁舎北側の正面玄関が施錠されていることから、夜間・休日に庁舎内への避難が必要になった場合、須崎消防署職員が庁舎の解錠を行い、建物内に避難してもらうこととしていたところ、平成 24 年 6 月に、庁舎の近くに所在していた須崎消防署が、同庁舎から離れた場所（高台）に移転したことから、夜間・休日の解錠に時間を要することとなった。</p> <p>このため、須崎市から、外部階段の設置の要望があったが、予算等の問題があり、設置に至らなかったことから、現在、関係部署との間で建物入口に蹴破式扉を設置する方向で協議を進めている。</p>

- (注) 1 高知行政評価事務所の調査結果による。  
2 「施設名」欄の（ ）内は、各施設の管理官署を示す。

図表 2-(2)-㊦ 経済財政運営と改革の基本方針 2014 ～デフレから好循環拡大へ～（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）＜抜粋＞

第 3 章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(1) (略)

(2) 社会資本整備

(賢く使う観点からの取組)

老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICT や新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。このため「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等の機会を捉えた用途変更・集約化等の取組を進めるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。